

令和 7 年度
法務省事後評価実施結果報告書

令和 7 年 1 0 月
法 務 省

はじめに

本報告書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条の規定により作成した令和7年度法務省事後評価の実施に関する計画（令和7年3月24日決定）に掲げる政策について、事後評価を実施した結果を取りまとめたものである。

なお、本報告書の作成に当たっては、法務省政策評価有識者会議委員の意見等を参考とした。

令和7年度法務省事後評価実施結果報告書

目次

1	法務省の政策体系、政策パッケージ及びロジックモデル・・・・・・・・・・	1
2	令和7年度事後評価実施結果報告書	
(1)	総合評価方式（政策評価書）	
ア	検察権行使を支える事務の適正な運営・・・・・・・・・・	29
イ	国の利害に係る争訟の適正・迅速な処理・・・・・・・・・・	43
(2)	事業評価方式	
ア	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 （非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究）・・・・・・・・・・	60
イ	福岡第2法務総合庁舎整備事業・・・・・・・・・・	84
	（福岡第2法務総合庁舎整備事業評価資料）	
ウ	佐渡法務総合庁舎整備事業・・・・・・・・・・	91
	（佐渡法務総合庁舎整備事業評価資料）	
 (参考)		
1	法務省大臣官房施設課における事業評価システム・・・・・・・・・・	98
2	令和7年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する 質問・意見及び回答・・・・・・・・・・	116
3	モニタリングのために作成した資料	
(1)	付属表・・・・・・・・・・	118
(2)	令和7年度法務省行政事業レビューシート 法務省ホームページ「令和7年度行政事業レビュー」のページに掲載 URL https://www.moj.go.jp/kaikei/bunsho/kaikei03_00198.html	

政策体系

基本政策		
	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備		
1	基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）	
	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）	
2	司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）	
	(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）	
	(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）	
	(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）	
	(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）	
	(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）	
3	法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）	

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組等の実施**（再犯の防止等の推進に関する法律、第二次再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。）

5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。）

7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V	出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備
	13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。） (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）
VI	法務行政における国際化対応・国際協力
	14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。） (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。） (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）
VII	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
	15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。） (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。） (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。） (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。） (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

政策パッケージ及び ロジックモデル

目指すべき姿

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

施策群と施策

1. 学校現場等への支援

- ・ 教員向け法教育セミナー等の企画及び実施
- ・ 法教育教材や法教育関連情報の提供
- ・ 教育関係者と法律実務家との連携関係の構築



法教育推進協議会作成の各種法教育教材

2. 法教育に関する情報発信等

- ・ 法教育イベントやSNS、ホームページ等を利用した法教育に関する情報発信
- ・ マスコットキャラクターを活用した広報活動



法教育マスコットキャラクター
ホウリス君

3. 有為な法曹人材の確保に向けた取組

- ・ 法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の強化
- ・ 法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析



4. 活動領域の拡大に向けた環境整備

- ・ 法曹養成制度改革連絡協議会の開催
- ・ 法曹有資格者による海外展開支援

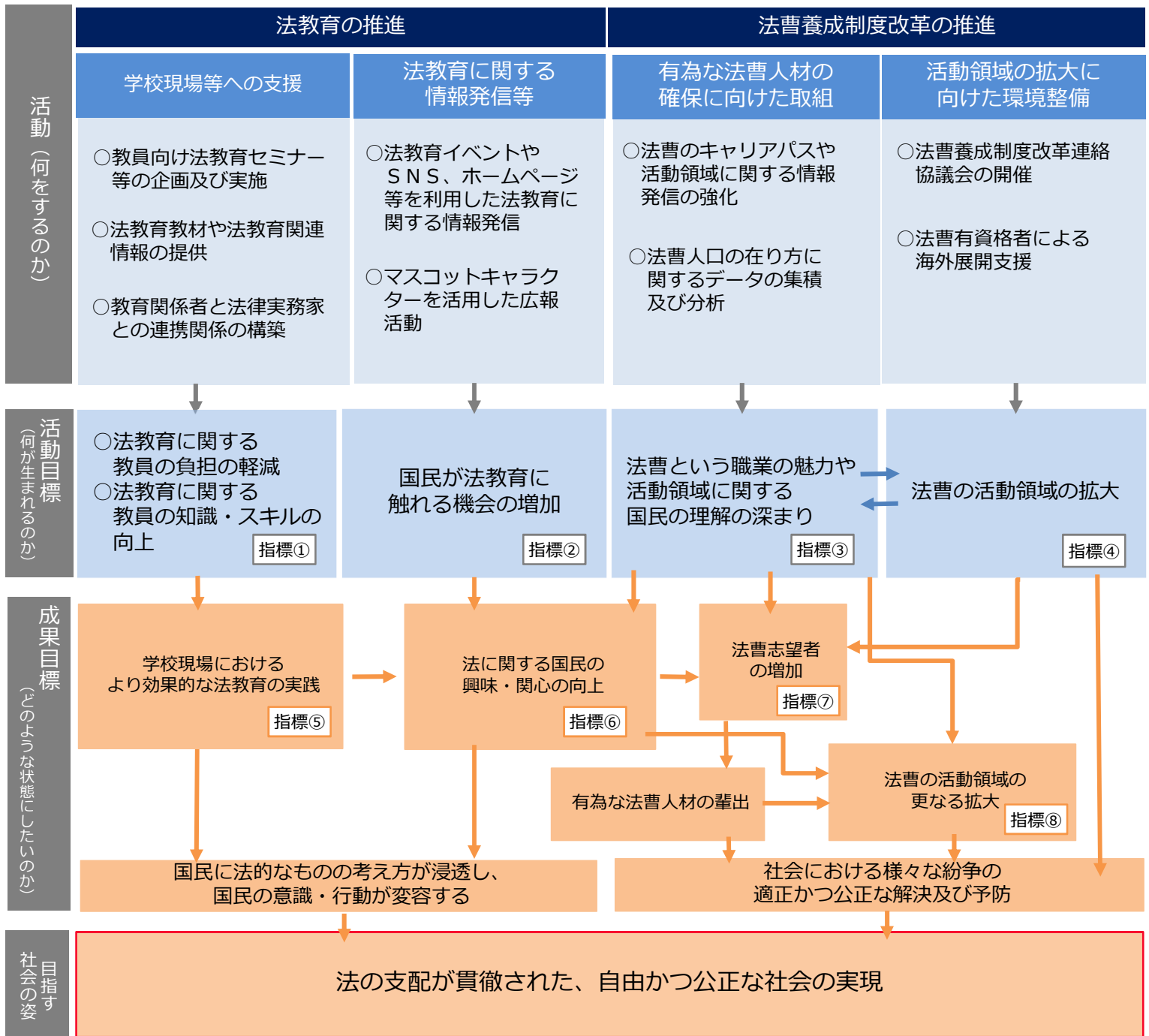
その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 法教育、法曹養成に係る予算額

1 自由かつ公正な社会の実現に向けた取組

法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。

課題	共生社会の実現を支える 国民の意識の変容	学校現場における より充実した法教育の実践	質の高い 法曹の養成	多様化する 法的ニーズへの対応
	価値観が多様化し、複雑化した現代社会においては、国民に対する法教育や質の高い法曹の養成等による人的基盤の強化が不可欠である。しかし、学校現場の余裕の無さや教員の法教育スキルの未熟さにより、学校現場等における法教育の実践が十分とはいえない場合があるため、これに対する支援等を行う必要がある。また、かつてと比べ法曹を将来の職業として志望する者が減少していることから、より多くの有為な法曹の輩出に向けた取組を行っていく必要がある。			



測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

目指すべき姿 裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能な制度。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODR という。

施策群と施策

1. ODRの推進

ODR参入支援・認知度向上のため、次の取組を実施

- ①情報基盤の整備
- ②相談からODRへの導線確保
- ③ODR事業への参入支援
- ④国民向けODR情報発信

質の高いODRの社会実装を目指し、次の取組を実施

- ①相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
- ②トップレベルのODRが提供される環境整備
- ③AI技術活用に向けた基盤整備

2. 認証ADR制度の適正運用

以下の認証審査・監督業務等を適切に実施

- ・法定の基準・要件の適合性審査
- ・法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
- ・認証申請を検討する事業者からの事前相談受付

ADR制度利用の促進のため、以下の取組を実施

- ・認証ADRへの新規参入の促進
- ・国民へ利用促進のための広報活動



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額

2 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。

裁判外紛争解決手続（ADR）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続。裁判と異なり、利用者の自主性をいかにした解決を図ることができるなど、柔軟な対応が可能。ADRを実施する民間事業者はその業務について法務大臣の認証を受けることができ、認証を受けた業務として行われる民間紛争解決手続は認証紛争解決手続（認証ADR）となる。なお、デジタル技術を活用したオンライン上でのADRのことをODRという。

課題

利便性向上のためのデジタル化への対応

認証ADR制度の適正な運用による利用促進

手続の多様性、簡易・迅速性、非公開性等の特長を持つADRの可能性を広げ、利便性の向上、更には制度全体の利用を促進することが期待されるデジタル技術を活用したODRの導入がごく一部の事業者にとどまっており、制度本来のメリットを発揮できていない。

活動（何をやるのか）

ADRのデジタル化（ODR）の推進

情報基盤の整備
・ ODR機関検索の利便化
相談からODRへの導線確保
・ 相談機関からODR機関への紹介
ODR事業への参入支援
・ 認証手続の迅速化
国民向けODR情報発信
・ ADRの日（週間）の設定
・ 企業の苦情担当者、相談員への周知
・ 紛争解決事例の見える化

相談・交渉・調停のワンストップ化に向けた環境整備
・ データフォーマットの在り方検討
トップレベルのODRが提供される環境整備
・ 世界最先端ODR技術の調査研究
・ ODR実証実験
・ 諸外国ODR機関等ネットワークへの参画
AI技術活用に向けた基盤整備
・ データベースの検証
・ AI技術活用と倫理等の課題検討

認証ADR制度の適正運用

適切な認証審査・監督業務の実施
・ 法定の基準・要件の適合性審査
・ 法定の基準・要件の適合性維持に係る監督
・ 認証申請を検討する事業者からの事前相談受付
ADR制度利用の促進
・ 認証ADRへの新規参入の促進
・ 国民へ利用促進のための広報活動

活動目標（何が生まれるのか）

事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する

指標①

データ連携やAI、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する

指標②

・ ADR認証申請の迅速な処理
・ 認証事業者に対する監督の実施

指標③

国民向け広報活動の実施

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

・ 認知度が向上する
・ ODRを実施、新規参入する認証事業者が増加する

指標⑤

最先端技術を活用したODRの社会実装に必要な条件等が明らかになる

指標⑥

認証事業者の質が担保され、ADRによる紛争解決に的確に対応する

情報基盤サイトへのアクセス数が増加する

指標⑧

ODRにより解決される紛争が増加する

指標⑦

最先端技術の活用、手続の整備等により、ODRの利便性が向上する

認証事業者や受理件数が増加する

指標⑨

身近なデバイスがあれば、いつでもどこでもだれでも紛争解決を試みることができるようになる

ADR認証制度の信頼性確保

目指す社会の姿

国民が自らの紛争を解決しようとしたとき、ふさわしい解決手続を容易に選択できるようにする

測定指標

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

目指すべき姿

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

施策群と施策

1. 仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材の育成

- ① 大学教育との連携
- ② 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- ③ 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

2. 国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発

- ・ 国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解の浸透
- ・ 我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼の獲得

- ① 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- ② 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信




令和6年11月18日（月）～22日（金）@東京
 官民連携
日本国際仲裁ウィーク



問合せ先: 法務省大臣官房国際課
 Tel: 03-3580-4111（代表）

法務省広報
 公式マスコット
 キャラクター
 「ももちゃん」

その他政策評価に当たり把握する事項

国際仲裁活性化の基盤整備に係る予算額

国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、国際的な法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させるとともに、我が国の経済成長に貢献する。

課題

国際仲裁に精通した人材の不足

国内外の企業・法律実務家等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が不十分

我が国の法制度に関する海外ユーザーからの信頼や認知度が不十分

我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が不十分

活動（何をやるのか）

仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成

- 大学教育との連携
- 司法修習生への選択型実務修習プログラムの提供
- 実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施

国内外の企業・法律実務家等に対する広報・意識啓発

- 国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施・参加
- 最新の国際水準を備えた仲裁法制を含む、我が国の法制度等に関する情報の発信

活動目標（何が生まれるのか）

国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材の育成を実施する

指標①

国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な広報・意識啓発施策を実施する

指標②

成果目標（どのような状態にしたいのか）

国際仲裁に精通した人材が育成される

指標③

国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進む

指標④

我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される

指標④

- 国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する
- 日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢が増加する
- 日本企業の海外進出及び対日投資を呼び込むための基盤整備に貢献する

指標⑤

社会の姿

- 国際的な法の支配の促進及び司法分野における我が国の国際的プレゼンス向上
- 我が国の経済成長に貢献

測定指標

測定指標（指標①～⑤）は付属表に記載

目指すべき姿

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。

施策群と施策

1. 捜査・公判能力の向上

情報通信技術の進展や犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識・技能を習得し、捜査・公判能力の向上を図る。

2. 犯罪被害者等の保護・支援

- ①犯罪被害者等の保護・支援を担当する職員の対応能力の向上を図る。
- ②犯罪被害者等の保護・支援に関する情報提供を充実させる。



3. 広報活動の実施

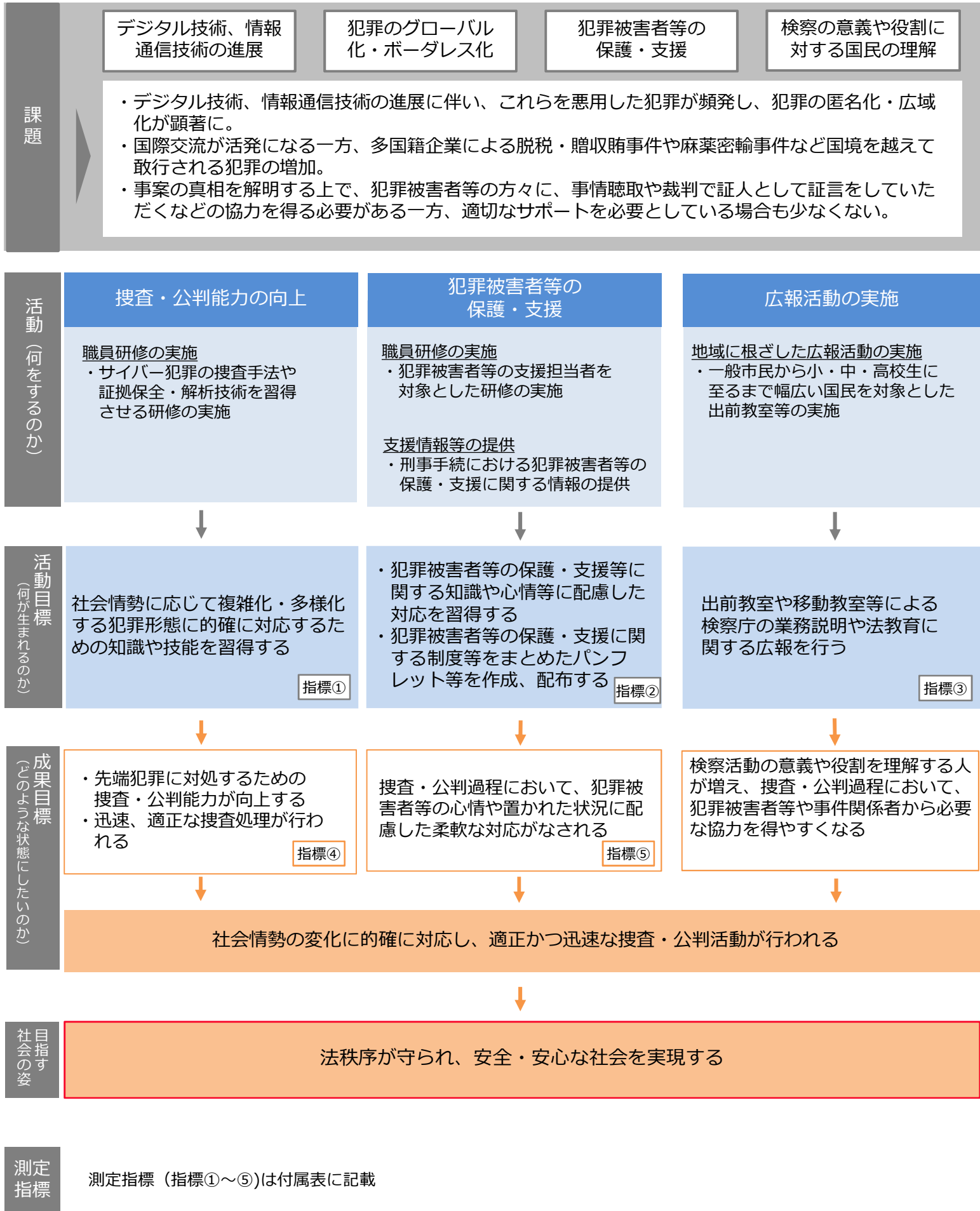
一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に検察の意義・役割や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した広報活動を実施する。



その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 施策の予算額
- ・ 検察組織の定員（検事・事務官）
- ・ 新規採用者数と性別割合（検事・事務官）
- ・ 職員の平均年次休暇取得日数
- ・ 職員の育児休業取得率

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。



目指すべき姿

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

施策群と施策

1.改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施

- アセスメント機能の充実強化（④）
- 刑務作業・職業訓練等の実施（①）
- 特性に応じた指導・教育の実施（④）
- 処遇体制の充実（④）
- 効果検証・調査研究の実施（④）

2.多機関連携による社会復帰支援の実施

- 就労に向けた相談・支援の充実（①）
- 福祉関係機関等と連携した支援・調整の実施（②）
- 学校等と連携した修学支援（③）

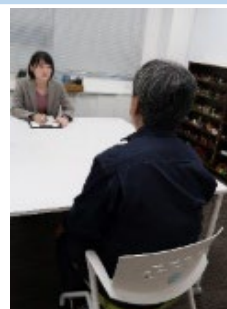


3.適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備

- 組織風土の変革
- 矯正施設の適正な管理運営（⑦）
 - ・ 耐震対策等の収容環境の整備
 - ・ サポート体制・マネジメント体制の充実
 - ・ 警備用機器の整備、効果的な活用
 - ・ 刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上（⑦）
 - ・ 業務効率化、省力化（⑦）
- 不服申立制度の運用改善
- 適正な保健医療提供体制の確保・整備（⑦）

4.開かれた矯正に向けた取組の推進

- 地域と連携した取組の推進（⑥）
 - ・ 災害発生時の支援活動
 - ・ 矯正施設と自治体等との連携
 - ・ 法務少年支援センターによる地域援助の実施
- 適正な運営の確保
 - ・ 視察委員会制度の運用改善



※（）内の番号は再犯防止推進計画における7つの重点課題の項番に該当

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、再犯防止推進白書等も活用

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 矯正予算の金額 | ・ 矯正職員を志望した者の数 |
| ・ 矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） | ・ 職員の育児休業取得日数、割合 |

5 矯正処遇の適正な実施

被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。

責務

収容の確保

再犯・再非行の防止

関係機関との連携

地域との共生

拘禁刑下において、矯正施設の適正な収容環境を保持しつつ、「一人の人間」としての被収容者に正面から向き合い、更生に導くことで、国民生活の基盤である国の治安を支える責務

活動
(何をやるのか)

矯正処遇の
基盤・環境の整備

組織風土の変革
矯正施設の適正な管理運営/ 計⑦

- ・耐震対策等の収容環境の整備
- ・サポート体制、マネジメント体制の充実
- ・警備用機器の整備、効果的な活用
- ・刑事施設職員の人材育成の充実を始めとした矯正職員の職務執行能力の向上/ 計⑦
- ・業務効率化、省力化/ 計⑦

不服申立制度の運用改善

適正な保健医療提供体制の
確保・整備/ 計⑦

- ・医師等の医療従事者の確保、育成
- ・外部医療機関との関係構築

改善更生・円滑な社会
復帰に向けた矯正処遇

アセスメント機能の充実強化 / 計④

刑務作業・職業訓練等/ 計①

特性に応じた指導・教育/ 計④

処遇体制の充実/ 計④

効果検証・調査研究/ 計④

多機関連携による
社会復帰支援

就労に向けた相談・支援/ 計①

福祉機関等と連携した支援・
調整 / 計②

学校等と連携した修学支援/
計③

開かれた矯正に
向けた取組の推進

地域と連携した取組の推進 /
計⑥

- ・災害発生時の支援活動
- ・矯正施設と自治体等との連携
- ・法務少年支援センターによる地域
援助の実施

適正な運営の確保

- ・視察委員会制度の運用改善

活動目標
(何が生まれるか)

収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する

人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する

不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める

社会一般と同程度の医療水準を確保する

指標①

受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する

処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う

円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する

専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する

指標②・③

地域のニーズ、課題を把握する

ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める

指標④

視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる

指標⑤

成果目標
(どんな状態にしたいか)

矯正施設に収容されている者の処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される

指標⑥

関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける

指標⑦

施設運営の透明性が確保され、その改善が図られる

指標⑨

関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する

受刑者等が自らの犯罪の責任を自覚し、社会生活を送る上で必要な知識・技能の習得など、改善更生・社会復帰に向けて取り組む

個々の受刑者等の状況に応じて、出所（院）後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる

指標⑧

効果検証等を通じて矯正施設の取組の意義や効果が国民に明らかとなる

受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる

指標⑩

幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる

目指す社会の姿

安全・安心な社会の実現

測定指標

測定指標（KPI①～⑩）は付属表に記載

目指すべき姿 犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。

施策群と施策

1. 矯正施設収容中の生活環境の調整等

①生活環境の調整

- ・受刑者等の状況に応じた帰住先、支援等の調整

②仮釈放等の審理

- ・生活環境の調整等の充実を通じた仮釈放等の審理の円滑化

③住居の確保

- ・更生保護施設の受入れ機能の充実
- ・自立準備ホームの確保・活用
- ・公営住宅、賃貸住宅等への居住支援

2. 対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施

①特性に応じた専門的な処遇

- ・適切なアセスメントに基づく保護観察の実施
- ・薬物事犯者、性犯罪者等に対する専門的処遇プログラムの実施
- ・保健・医療等の専門的な援助を行う関係機関との連携強化

②就労支援

- ・関係機関と連携した就労支援の実施
- ・就労後の職場定着への支援
- ・多様な業種の就労先の確保

③満期釈放者等への息の長い支援

- ・更生緊急保護の実施
- ・更生保護施設退所者等の社会復帰支援の充実
- ・刑執行終了者等への援助
- ・更生保護に関する地域援助の実施



3. 犯罪被害者等の支援等

○犯罪被害者等の意見等の聴取等

- ・意見等の聴取、心情等の聴取・伝達、相談・支援等の実施
- ・意見又は心情等を踏まえた生活環境の調整、保護観察等の実施

4. 地域における理解・協力の確保

①犯罪予防活動の実施

- ・社会を明るくする運動を始めとする各種団体等と連携した更生保護に関する広報啓発活動等の実施

②民間協力者の確保・支援

- ・保護司会等に係る活動拠点整備、助成、表彰等の活動支援
- ・保護司活動のデジタル化の推進

③地方公共団体との連携

- ・地域再犯防止推進計画の策定等の促進
- ・地域のネットワークにおける取組支援

5. 医療観察対象者の社会復帰支援

①精神保健観察等の実施

- ・精神保健観察の実施
- ・生活環境の調査・調整の実施

②関係機関相互の緊密な連携の確保

- ・ケア会議の実施等を通じた、自治体、医療機関等との緊密な連携の確保
- ・障害福祉サービス事業者等の理解促進

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、犯罪白書や再犯防止推進白書等も活用

保護観察等の概要を示すデータ

- ①保護観察開始人員の推移
- ②罪名別・年齢層別構成比
- ③出所受刑者人員の推移

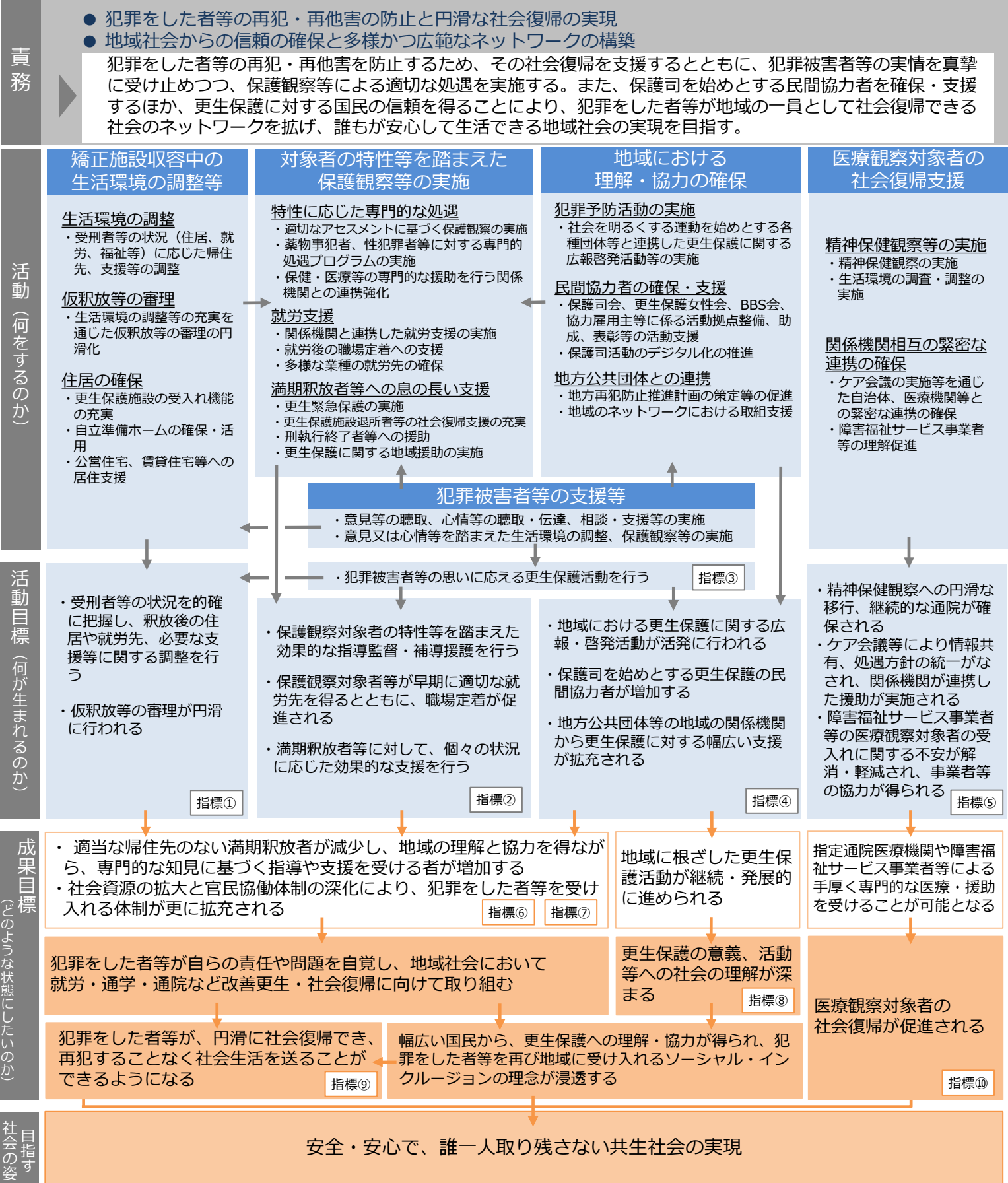
組織運営に関するデータ

- ①更生保護官署職員の定員の推移
- ②更生保護関連予算の推移

更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要

6 更生保護活動の適切な実施

犯罪や他害行為をした人の再犯・再他害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。



測定指標

測定指標（指標①～⑩）は付属表に記載

7 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等

令和10年度

目指すべき姿
(実施庁の評価における達成すべき目標)

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。

施策群と施策

1. 国内外の諸動向に関する情報の収集・分析

- ①インテリジェンス機能の強化
 - ・情報収集・分析に係る体制・基盤の整備、職員の人材育成
 - ・関係機関との連携強化
- ②情報収集・分析
 - ・我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の諸動向について幅広く情報を収集・分析



2. 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制

- ①破壊活動防止法及び団体規制法に基づく調査等
 - ・破壊的団体等の規制に関する公安調査官による調査等
- ②団体規制法に基づく規制
 - ・いわゆるオウム真理教に対する観察処分の実施



3. 我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供

- ①官邸や内閣官房を始めとする関係機関への情報貢献
 - ・国内外の諸動向に関する情報の収集・分析によって得られた成果を関係機関に提供
- ②情報発信・啓発
 - ・技術・データ・製品等の流出防止に向けた情報発信・啓発
 - ・テロやサイバー攻撃の動向等やいわゆるオウム真理教に関する情報発信
 - ・いわゆるオウム真理教に関する調査結果の関係地方公共団体への提供及び地域住民との意見交換会の開催

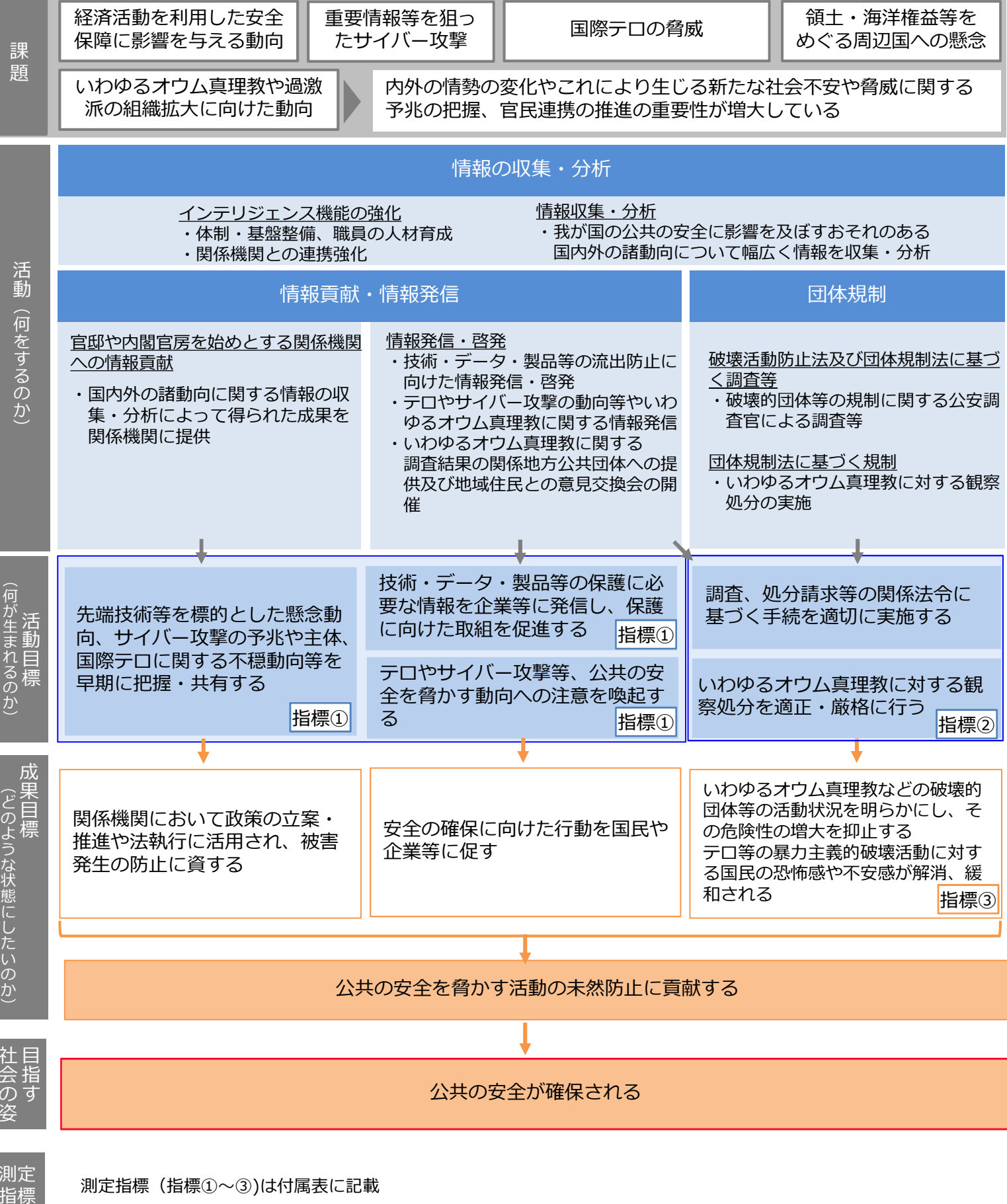


その他政策評価に当たり把握する事項

- | | |
|---------------------------|------------------|
| ・ 団体規制及び情報貢献に係る予算額 | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合 | ・ 職員の育児休暇取得日数、割合 |

破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。

また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。



目指すべき姿

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。

施策群と施策

1. 登記事務の適正円滑な実施

- ・ 登記事務の処理
- ・ 登記情報システム等の維持管理

不動産登記

所有者不明土地問題への対応

- ・ 長期相続登記等未了土地解消事業の実施
- ・ 表題部所有者不明土地の解消事業の実施
- ・ 相続土地国庫帰属制度の実施
- ・ 相続登記の義務化

筆界の明確化

- ・ 法務局地図作成事業の計画的な実施
- ・ 筆界特定制度の実施

商業・法人登記

会社設立登記手続の円滑化

- ・ 設立登記の優先的処理
- ・ 設立登記のオンラインワンストップ化

電子認証制度の普及

- ・ 会社・法人の代表者等の電子証明書の普及促進

2. 戸籍・国籍事務の適正円滑な実施

戸籍事務

市区町村への指導・助言

- ・ 市区町村への指導
- ・ 市区町村からの照会対応

無戸籍者問題解消に向けた取組の推進

- ・ 市区町村や行政機関等と連携した情報把握
- ・ 無戸籍者の実情に応じた支援の実施

国籍事務

国籍事務の処理

- ・ 帰化許可申請や国籍取得届等に対する審査処分



無戸籍者解消ポスター

帰化相談リーフレット

帰化による日本国籍の取得



申請手続のご案内

法務省民事局

3. 社会情勢への対応

デジタル社会への対応

登記・供託手続のオンライン化の推進

- ・ 登記事項証明書請求のスマートフォン対応

情報連携の推進

- ・ 登記情報の行政機関間の連携の推進
- ・ 戸籍事務におけるマイナンバー制度に基づく情報連携

新たな社会課題への対応

相続手続の円滑化

- ・ 遺言書保管制度の実施

所有者不明土地問題への対応（再掲）



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

遺言書はかんガルー

スマートフォンでの登記事項証明書の請求

その他政策評価に当たり把握する事項

- ・ 民事行政に係る予算額
- ・ 法務局職員定員
- ・ 法務局職員に占める女性職員の割合

8 民事行政の適正円滑な実施

登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に実施することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。



9 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防

令和10年度

目指すべき姿

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

施策群と施策

1. 人権啓発

①国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する



②各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する



2. 人権相談

①相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

②対象に応じた相談窓口の周知

子ども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

③地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした活動を実施する



3. 人権侵害事件の調査救済

①調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する法務局職員に対する研修等の体制を整備する

②調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる



③人権侵害による被害者救済活動の実施

児童虐待など緊急対応を要する事案について、速やかに学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、人権教育・啓発白書も活用

- ・人権擁護委員の人数及び平均年齢
- ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に寄与する。

課題

こども・高齢者・障害のある人への虐待や配偶者等からの暴力、いじめなど、後を絶たない人権侵害事案

インターネット上の人権侵害など新たな問題「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり

- ・社会の価値観が変化していく中であって、普遍的な人権尊重思想を普及高揚させる。
- ・新たな人権課題についても適切に対応して、人権の擁護を積極的に行う。

活動（何をするのか）

人権啓発

国民の理解を深めるための啓発活動の実施

- ・全国中学生人権作文コンテストや小中学生等を対象とした人権教室、企業経営者や従業員を対象とした大人の人権教室、人権シンポジウム等、人権への理解を深めるための各種啓発活動を実施する
- ・人権啓発教材・動画を作成し、広く国民に提供する

各種媒体を活用した広報の展開

インターネット広告等各種媒体を活用し、各種啓発活動について幅広い国民に向けた広報を展開する

人権相談

相談体制の整備（相談方法の多様化）

面談、電話、インターネット、手紙、チャットなど相談窓口を充実・多様化させる

対象に応じた相談窓口の周知

こども、女性など対象に応じた広報媒体を活用して、人権相談窓口の周知・広報を図る

人権擁護委員による地域に根ざした人権相談活動の実施

地域に配置された人権擁護委員による地域住民を対象とした人権相談活動を実施する

人権侵害事件の調査救済

調査救済体制の整備

人権擁護委員の確保、調査救済事務に従事する職員に対する研修等の体制を整備する

調査救済活動の実施

人権相談や関係機関の取組により把握した人権侵害の疑いのある事案について、当事者の意向等を踏まえ速やかに調査救済手続に移行させる

人権侵害による被害者救済活動の実施

学校や児童相談所などの関係機関と連携を図るなど事案に応じた適切な措置を講じる

活動目標（何が生まれるのか）

- 国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する

指標①

- 児童虐待など身近な者にも助けを求めがたい被害者を含む全ての人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する

指標②

- 人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する

指標③

- 人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる

指標④

成果目標（どのような状態にしたいのか）

関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める

指標⑤

気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる

指標⑥

人権尊重思想の高まりにより、人権侵害事案の発生が抑制されるとともに、人権侵害の疑いがある事案について相談しやすくなることで、より早期の被害の救済・予防が図られる

社会の姿
目指す

全ての人々の人権が尊重される社会の実現

測定指標

測定指標（指標①～⑥）は付属表に記載

目指すべき姿

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。

施策群と施策

1. 訴訟追行能力の向上

専門的能力を有する職員の育成

- ・ 訟務担当職員に対する研修の実施

本省と地方の円滑な意思疎通

- ・ 会同の開催による情報の共有
- ・ 法務局・地方法務局に対する事務調査等の実施による指導・助言



2. 裁判の迅速化への対応

訟務事務の効率化・環境整備

- ・ 民事裁判手続のデジタル化のための環境整備

3. 予防司法支援の充実

予防司法支援制度の周知・活用

- ・ 予防司法支援制度を行政機関に周知し、活用を促す。
- ・ 法務局・地方法務局に対する予防事務調査等の実施による指導・助言

その他政策評価に当たり把握する事項

○訟務統計の活用

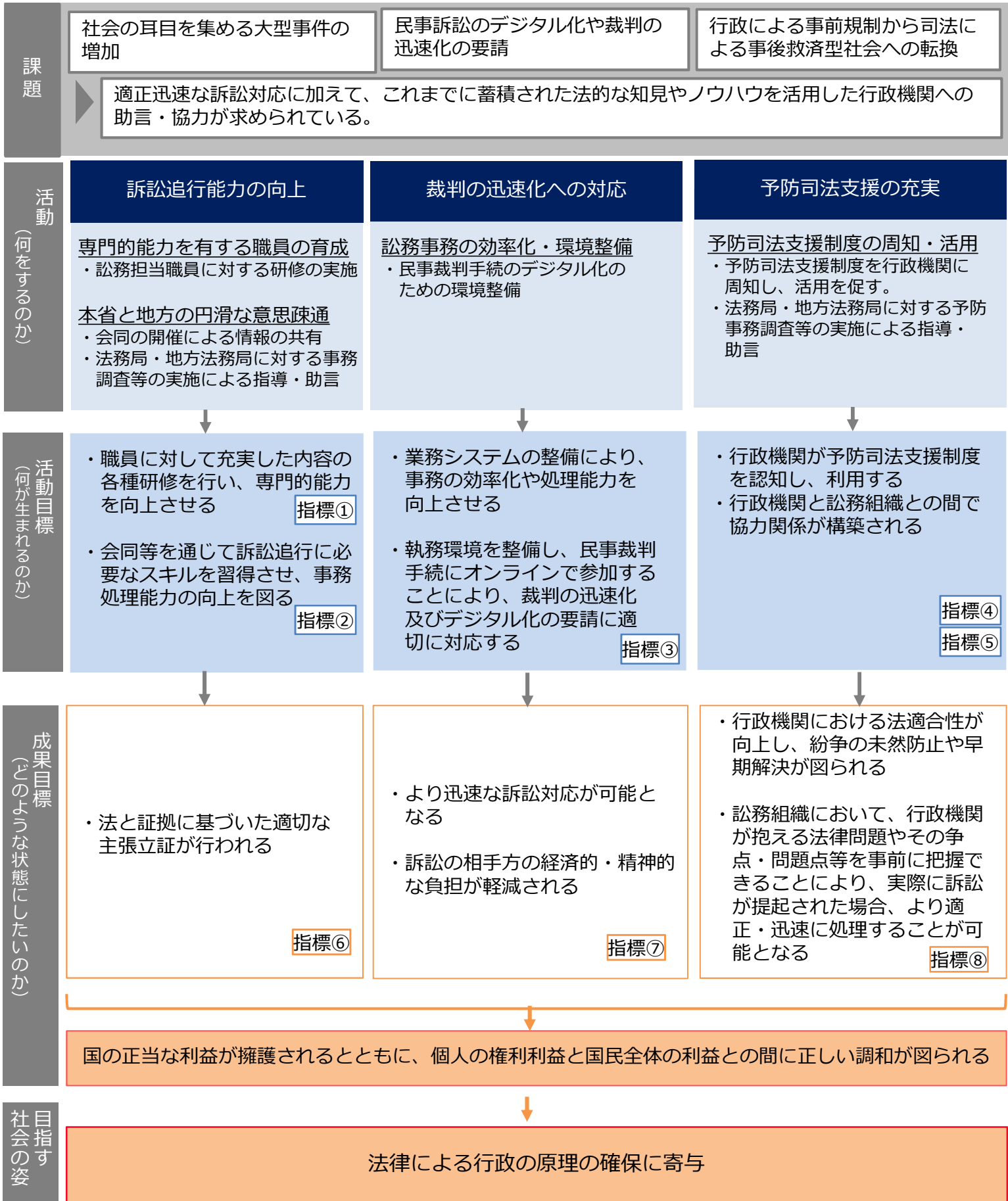
- ・ 新規事件受理件数
- ・ 事件終了件数（和解等判決以外も含む）
- ・ 未済件数

○アンケート結果の活用

○施策の予算額

10 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理

国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。



測定指標 測定指標（指標①～⑧）は付属表に記載

目指すべき姿 アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

施策群と施策

1. 法制度整備支援事業の実施

相手国の要請等に応じ、次のような支援を実施

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施



2. 法制度整備支援事業の基盤強化

- ① 国内における国際法務人材の育成
- ② 支援効果向上に向けた調査・研究活動等の実施
- ③ 関係機関等との連携強化・情報共有、広報活動・

3. 国際研修・セミナー等の実施

- ① 国際研修・国際高官セミナーの実施
- ② 地域別研修の実施
- ③ 二国間研修等による技術協力



4. 国際連合等の国際機関との連携・協力

- ① 国際連合主催の会議への参加、ワークショップの企画・運営
- ② その他国際機関等主催の国際会議への参加
- ③ 国際機関等との協力覚書等の締結



その他政策評価に当たり把握する事項

※各年度の実施状況等の把握に当たっては、研修所が発行する出版物のほか、専用ホームページも活用

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・ 国際研修、法制度整備支援に係る予算額 | ・ 職員の年次休暇取得日数 |
| ・ 関係職員定員 | ・ 職員の育児休暇取得日数、割合 |
| ・ 国際関係業務に従事する職員の男女別の割合 | |

11 法務行政における国際協力の推進

アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。

課題

アジア等の開発途上国において、法令や制度運用の不備、法律実務家の人材育成の遅れなどにより、社会・経済の円滑な発展が阻害されている。

アジア等の開発途上国において、捜査・裁判・犯罪者処遇等に係る法令や実務的な運用の不備等により、犯罪防止対策が不十分となっている。

- ・ 開発途上国の文化・状況等を理解し、現状や問題点を把握した上で、適切に法制度整備支援を推進していく必要がある。
- ・ 国際連合を始めとした国際機関等と連携して、国際社会に共通する刑事司法分野の課題に対応する必要がある。

活動

（何をやるのか）

開発途上国の
法制度整備支援

相手国の要請等に応じた支援

- ・ 裁判官、検事、弁護士等の専門家の派遣
- ・ 各種研修、現地セミナーの実施
- ・ 共同調査研究の実施

法制度整備支援の
基盤強化

国際法務人材の育成

- ・ 人材発掘、育成研修の実施
- 調査・研究活動の実施**
- 関係機関との連携強化等**
- ・ 専門家会議の開催
- ・ 法制度整備支援に関する情報の共有、広報

国際研修の実施

**国連アジア極東犯罪防止
研修所を通じた国際研修**

- 各国の捜査・検察・裁判・矯正・保護の実務家を対象とした刑事司法分野の研修・セミナーを実施

国連等との連携・協力

国際連合等との連携・協力

- ・ 国連アジア極東犯罪防止研修所の運営
- ・ 国連等主催の会議への参加、ワークショップの企画運営
- ・ 国際機関等との関係構築

活動目標

（何が生まれるのか）

- 派遣した専門家等により
- ・ 法令の整備
- ・ 法執行機関の強化を含む法制度の運用改善
- ・ 法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う

指標①

- ・ 法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する
- ・ 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る

指標②

- ・ 各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する
- ・ 研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う

指標③

- ・ 国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する
- ・ 会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する

指標④

成果目標

（どのような状態にしたいのか）

支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、法曹実務家等の人材が増加する

指標⑤

法制度整備支援に対する理解・関心が高まる

法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）。

指標⑥

研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する

指標⑦

研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される

指標⑧

諸外国、国際機関等との関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する

指標⑨

支援対象国の法制度・運用の持続的発展に貢献する

法制度整備支援の持続的な実施を可能とする体制・関係性が構築される

刑事司法分野における各国の能力強化・人材育成が促進され、国際的な刑事司法制度の効果的な運用や発展に寄与するとともに、我が国を含む国際的なネットワークが構築・維持・改善される

より多くの支援対象国において法制度整備支援が行われ、社会経済が発展する

目指す
社会の姿

法の支配の推進とグッドガバナンスの促進による国際社会の平和と安全の実現

測定
指標

測定指標（指標①～⑨）は付属表に記載

【令和 7 年度事後評価実施結果報告書】

総合評価方式 (政策評価書)

検察権行使を支える事務の適正な運営について
～捜査・公判能力の向上～

令和7年度法務省政策評価書

～令和3年度から令和6年度までの活動状況と今後の方向性～

令和7年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省刑事局総務課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 検察権行使を支える事務の適正な運営
～捜査・公判能力の向上～
- 3 職員研修の実施状況
- 4 研修修了者及び研修実施機関への調査
- 5 課題への対応と今後の方向性

1

評価の概要

3

社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得し、先端犯罪等に対処するための捜査・公判能力の向上及び迅速かつ適切な捜査処理を行うため、検察庁職員全体でデジタル・フォレンジック（ＤＦ）に関する知識や技術を向上させる必要があることから、デジタル・フォレンジック（ＤＦ）研修を実施。

- 全国の検察庁から参加者を募り、習得が求められる知識・技能の専門性別に各種職員研修を実施している。
- 専門部署の職員を講師として、座学だけではなく、実機を用いた研修を行い、研修後には理解度を測る確認テスト、研修に対するアンケートを実施している。

→ 一方、今後の研修実施に向けては**次のような課題**が明らかになりつつある。

課題① 研修内容の充実化

- ・ 研修効果をより一層高めるため、研修員のレベルに応じた研修を実施することが必要
- ・ ＩＣＴの進展などの社会情勢に応じ、ＤＦ技術も常に強化・アップデートしていくことが必要

課題② ＤＦ研修以外の 方策の追求

- ・ 人的・物的資源の制約の中で、検察庁におけるＤＦ人材の裾野を拡大していくことが必要

課題③ 研修成果の 維持・向上

- ・ 人事異動等によりＤＦ業務から離れた研修修了者に対するフォローアップが必要
- ・ 最新のＤＦ技術に関する情報を継続的に提供することが必要

4

2

検察権行使を支える事務の適正な運営 ～捜査・公判能力の向上～

5

一 捜査・公判能力の向上に係る取組の背景

近年、多くの犯罪においてICTが利用され、また、犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確な対応が求められるようになっている。

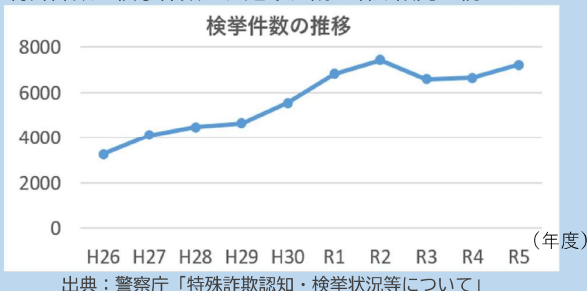
デジタル証拠の重要性

ICTの普及に伴い、スマートフォン端末等の電子機器に人の行動が記録され、全てのデータを調べる事が不可欠
→デジタル証拠の解析等専門的技能の向上が必要

複雑化・多様化する犯罪形態

①特殊詐欺の増加

特殊詐欺の検挙件数は、近年、概ね増加傾向が続く



②サイバー犯罪や国際的規模の事案、先端知識・技術を悪用した事案

- ・企業をランサムウェアで攻撃し身代金を要求
- ・海外のペーパーカンパニーを悪用
- ・暗号資産に関連する事案 など

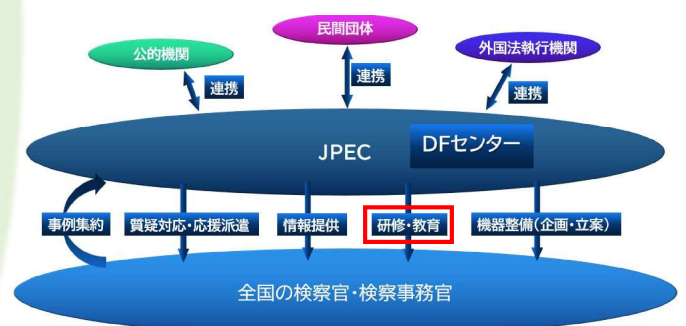
DF知識

向上の必要性

捜査・公判に係る先端犯罪等への対応

検察庁では、令和3年4月に先端犯罪検察ユニット(JPEC)を立ち上げ、全国の検察官に対し、有益情報の収集・管理・提供、捜査・公判支援を実施

JPECとDFセンターの業務の概要



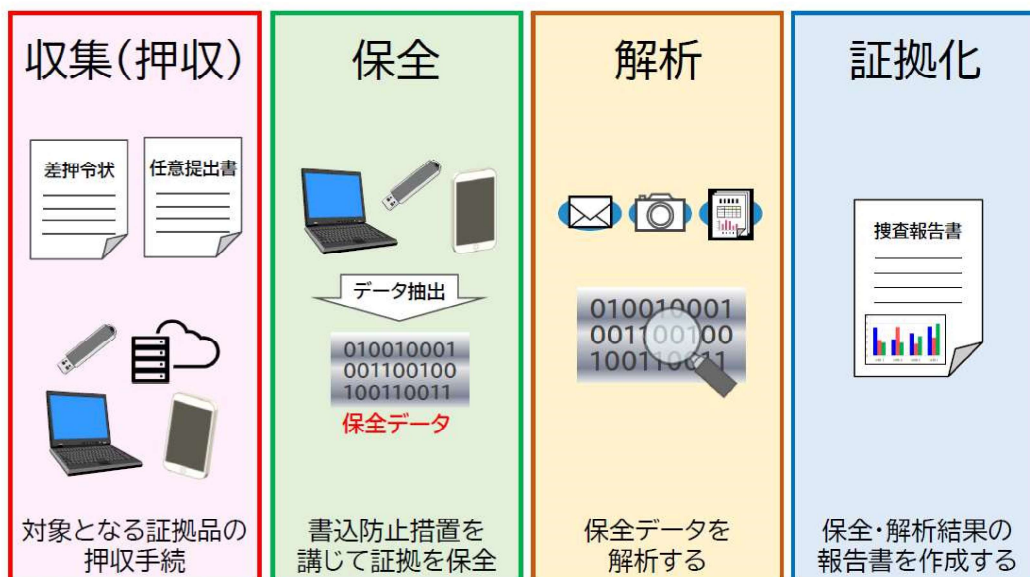
6

一 捜査・公判能力の向上に係る取組の背景

デジタルフォレンジック＝電子鑑識

デジタルフォレンジック（DF）とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、保存されたデータと全く同じ状態で抽出し（保全）、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見付ける（解析）ための手法、技能。

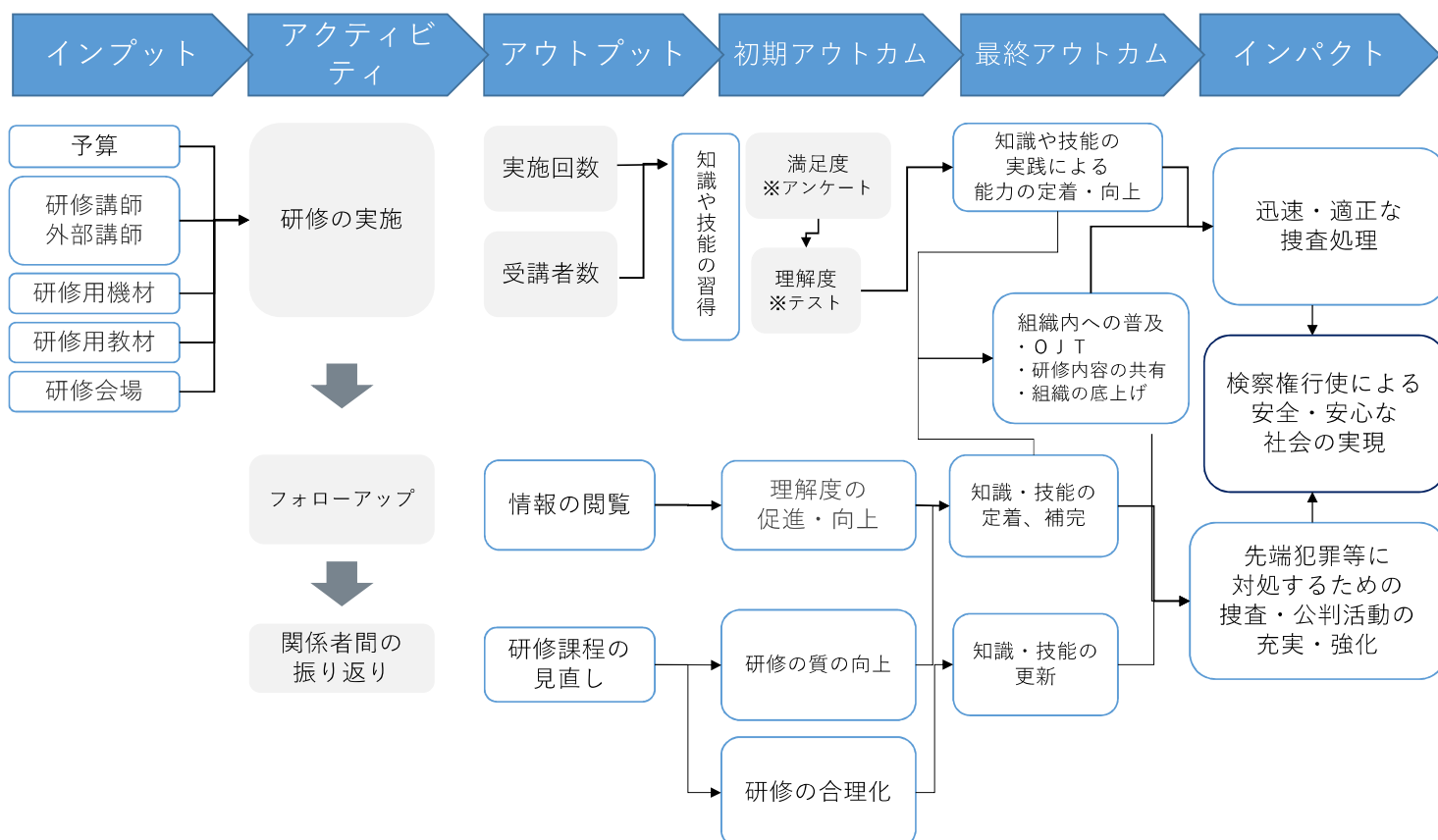
デジタルフォレンジックのイメージ



7

一 デジタル・フォレンジック研修の取組のロジックモデル

デジタル・フォレンジック研修の取組のロジックモデルは以下のとおり。



8

3

職員研修の実施状況

9

一 職員研修の目的と取組

検察権行使による安全・安心な社会を実現するためには、I C Tの進展、犯罪のボーダレス化などの社会情勢を反映した各種犯罪に対応する必要がある。

目的

検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現

活動

I C Tの進展に対応した証拠保全・解析技能を習得させる研修の実施

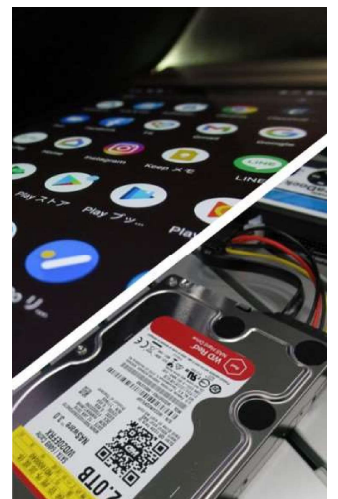
活動目標

社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得

期間中の取組

デジタル・フォレンジック（D F）研修の実施

- ・ D F 研修（中級編）の実施 ・ D F 研修（上級編）の実施
- ※参考 D F（実務編）の実施



10

一 職員研修の研修体系

刑事局で実施しているDF研修は、中級編・上級編で構成され、基礎的な技能から段階的な能力向上を図っていることに加え、実践的な技能を習得することを目的とした実務編も実施している。

また、令和5年度から中級編の研修受講人数を増やすとともに、各研修の位置付けを見直した。具体的には、中級編において基礎的な知識及び技能を習得した後、実務編においては実践的な技能を習得し、さらに、より高度化した上級編を受講することによって、高度で実践的な知識や技能を確実に定着できるような体系とした。

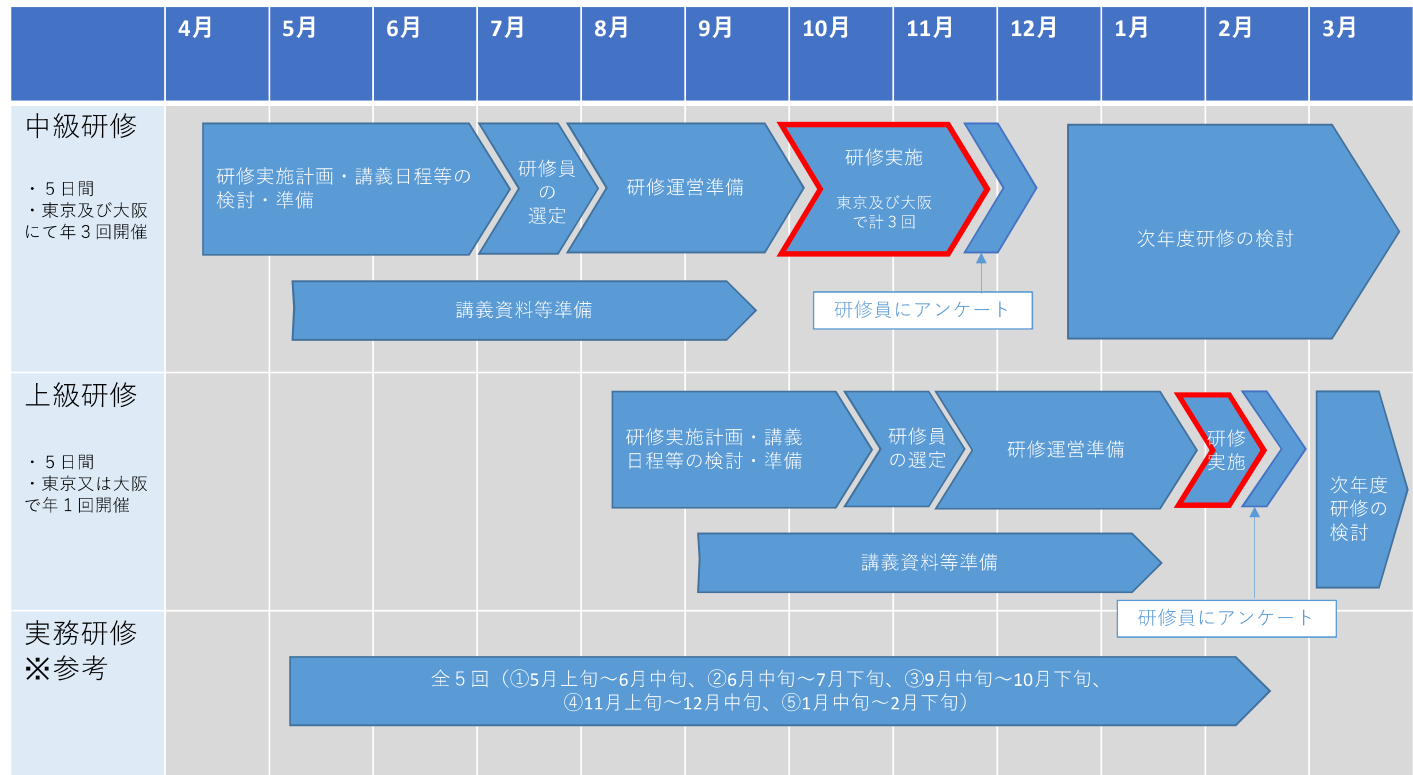
さらに、研修修了者をエキスパートとして認定し、認定された者は検察庁におけるDFに関する相談を受け、助言等を行っている。

	中級編	上級編	※参考 実務編
研修の目的	DFに関する基礎的な知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的な技能を習得させ、DFを活用した捜査能力を養成させる。	DFに関するより高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うためのより高度な技能を習得させ、DFを活用した捜査・公判能力を向上させる。	DFに関する高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の保全及び調査・解析を適切に行うための実践的な技能を習得させ、DFを活用した捜査能力を向上させる。
研修対象者	電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官等で、原則として、45歳以下の者	DF捜査に現に従事している検察事務官等で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1) 令和5年度以降のDF研修(実務編)修了者 (2) DF研修(中級編)修了者のうち、DF捜査に携わる部署において通算1年以上業務に従事しており、DFの基礎的な知識や技術を活用できる者	電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官等で、DF研修(中級編)の修了者
研修日程	5日間	5日間	6週間
研修人数	90名(30名×3回)	15名(15名×1回)	10名(2名×5回)
実施形態	座学(11時間) 実習(22時間)	座学(4時間45分) 実習(8時間45分)	実習のみ

11

一 職員研修の実施過程

中級研修は5日間の日程を年3回、上級研修は5日間の日程を年1回実施している。



12

一 職員研修の取組状況

令和4年度の研修体制見直しを踏まえ、令和5年度から実施回数・参加定員が変更された。
各年度、定員近くの参加人数を達成できている。

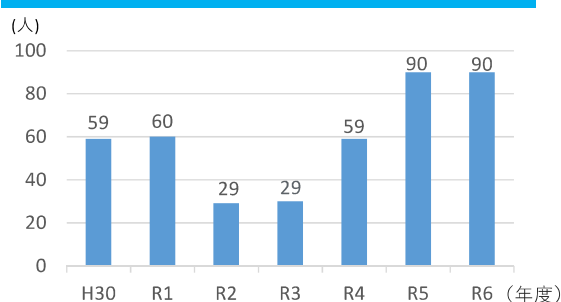
狙い

社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための
知識や技能を習得する

指標

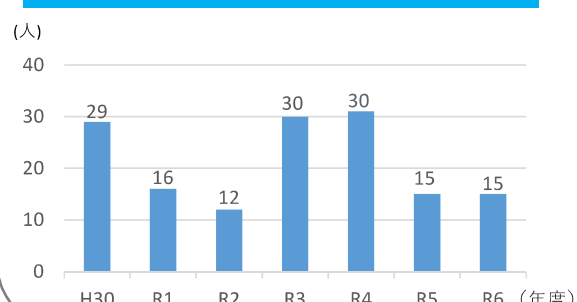
中級研修の参加人数

(コロナ禍を除き)
令和4年度まで：30人/回×2回
▼
令和5年度以降：30人/回×3回



上級研修の参加人数

(コロナ禍を除き)
令和4年度まで：30人/回
▼
令和5年度以降：15人/回



13

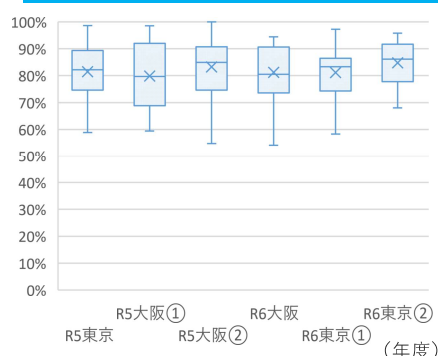
一 職員研修のアウトカム：理解度（令和5～6年度）

中級研修で実施した理解度テストについて、両年度の参加者の得点率は高く、約半数がD F業務に従事できる程度にまで理解を得たと感じている。上級研修については、令和5年度に比べ令和6年度の方が、より高度なD F業務を遂行できる程度にまで理解を深められた参加者が増えている。

中級研修

理解度テストの得点率

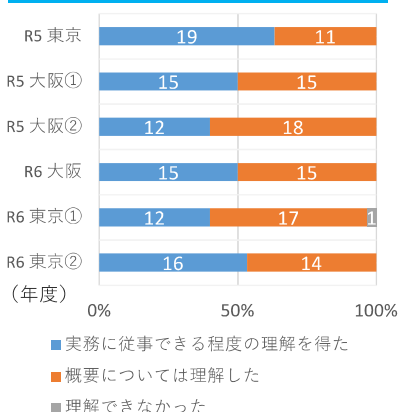
令和5年度及び令和6年度は平均点・中央値ともに高く、100%に近い理解を示した参加者もいた^{1,2}。



注1) R5とR6では、試験問題・設問数が異なる。
注2) この箱ひげ図では、×が平均値を示している。

理解度

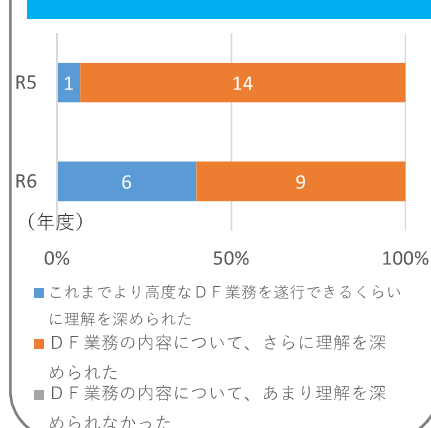
参加者の理解度は、D F業務に従事できる程度の理解と概要のみの理解に二分されている。



上級研修

理解度

令和5年度に比べ令和6年度の方が、より高度なD F業務を遂行できる程度にまで理解を深められた参加者が増えている。



14

一 職員研修のアウトカム：受講者の声（研修のアンケートより抜粋）

いずれの研修においても、実習をもっと行いたいという声が寄せられている。

また、研修の参加人数を増やすことの有用性を示唆する声も散見された。

	中級研修	上級研修
現状の研修に係る意見	・スマホの講義を1日、パソコンの講義を1日と分けられていたので、それぞれの講義に集中しやすかった。 ・コンピューター基礎は、何のために覚えるのかの説明があり分かりやすかった。 ・講義時間も難易度も適当だった。 ・ほぼ実務経験がなくても理解しやすい講義内容だった。 ・具体例を聞かせてもらい、DFの意義をより理解することができた。 ・研修を所属庁で自分だけしか受けることができないのは非常に残念に思えるくらい得るものが大きい研修だと感じた。	・警察における取組、そして検察庁における取組を知ることは、各地検においてできること、やらなければならないことを考える上で、非常に有意義なもの。 ・実務でも解析の経験はあったが、講義ほど深いところまで解析を行ったことはなかったため、勉強になった。 ・実務に直結する内容で、検察事務官として必要な研修であると感じた。 ・DF業務に数年従事しているが、新しい発見があったり、改めて基礎固めをすることができ、とても有意義な研修だった。
研修の更なる充実に資する意見	・実機操作で講義の知識を定着させることができたと感じたため、もっと実機を操作したいと感じた。 ・せっかくDFセンターの方から話を聞くことができる貴重な機会なので、現場での体験談などを聞くことができる座談会等の時間を設けてほしい。	・小規模庁では、押収の機会よりも、保全・解析の要請の方が圧倒的に多く、保全・解析により多くの時間を割いていただきたい。 ・機材の数などの問題もあると思うが、とても重要な研修であるので、参加人数が絞られているのは残念。

15

4

研修修了者及び研修実施機関への調査



16

一 職員研修の成果の深掘りのための追加調査

今後の研修の改善に資する情報を得ることを目的として、以下のような追加調査を実施した。

	アンケート調査	ヒアリング調査
調査目的	研修内容が現場にいかされているか、フォローが届いているか等を確認するため	研修を行う側の視点から、研修の実態を明らかにするため
調査対象	令和3年度から令和5年度にかけての中級研修及び上級研修修了者	最高検 J P E C 職員
実施日	令和7年2月下旬～3月	令和7年4月～5月
回答結果	回答数及び回答率は以下のとおり 中級研修 119名(66.8%) 上級研修 53名(69.7%)	

17

一 アンケート調査から得られた示唆

中級・上級研修受講者へアンケートを行った結果、下記のような示唆が得られた。

各研修の効果（業務への役立ち、自身の捜査能力の向上、検察組織の捜査・公判活動の向上）

- ✓ 研修内容が業務へ「役立った」という回答が多く、自身の能力向上にもつながっているとする回答の割合が大きかった。特に中級で「役立った」という回答が多い傾向が見られた。
- ✓ 一方で、D Fに関連しない業務に従事している場合には、役立ちや能力向上にはつながりにくいという回答も見られた。

知識の維持やフォローアップの必要性について

- ✓ 多くの職員が学んだ知識を維持できているが、異動や配置転換などでD F業務から離れることによって、知識や技術を失ったり、機材や情報の更新に追いつきにくくなることを懸念している回答が見られた。
- ✓ フォローアップの必要性を感じた職員が一定数存在する。現行の最高検 J P E Cからの情報発信を高く評価している回答もあった。

所属庁職員への研修内容の共有・周知について

- ✓ 研修参加者の約半数が所属庁に共有・周知を行っているが、その方法は多様である。
- ✓ 現在D Fセンターが作成している資料を支持する意見もあるが、研修内容の要点を整理した資料を要望する声も聞かれた。
- ✓ 機材が不足しており、自庁で実機を用いた知識の共有が難しいという声も聞かれた。

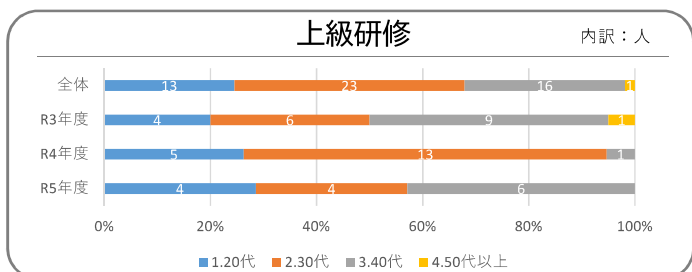
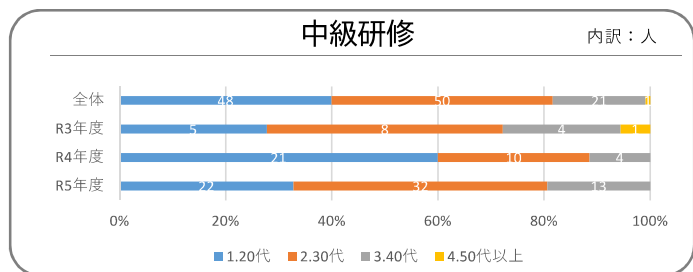
18

一 追跡調査の結果① 研修参加者の属性等

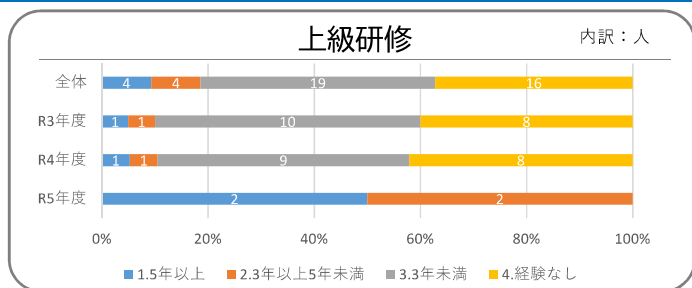
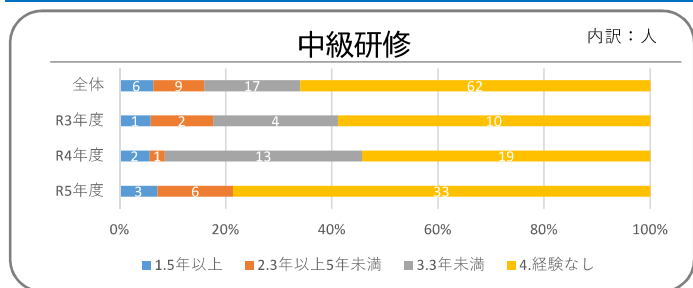
中級研修・上級研修ともに20代・30代が多く、40代も見られる。

実務経験について、中級研修では「経験なし」の者が多く、令和5年度のカリキュラム見直し後は8割近くを占めている。上級研修では、令和3～4年度では3年未満が約半数、経験なしが4割であったが、令和5年度の見直し後は3年以上の者が受講している。

研修参加時の年齢について



研修前の実務経験はどの程度か

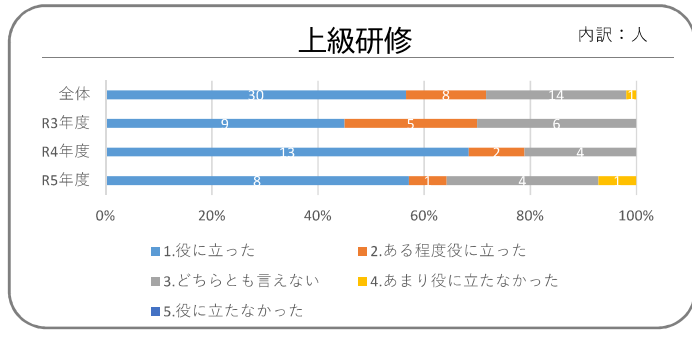
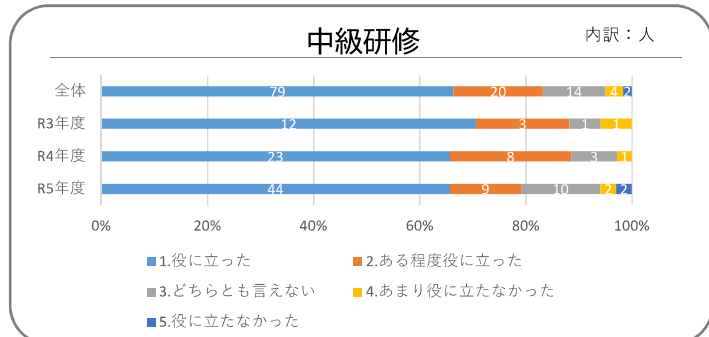


19

一 追跡調査の結果② 研修内容が業務に役立っているか

中級研修・上級研修ともに、「役に立った」と「ある程度役に立った」という回答の合計が6割以上を占めている。比率としては、中級研修では役に立ったという回答者が多く、上級研修ではどちらともいえないという回答も一定数ある。具体的な成功例は一部抜粋であるが、研修を通じた知識が具体的にいかされた事例も見られた。

研修で得られた知識等は、業務に役に立ったか。



中級研修：具体的な成功例（一部を要約・抜粋）

- 事件捜査に当たり、被疑者のスマートフォンを解析して、被疑者の供述の裏付けとなる客観証拠を得ることができた。
- 自分の担当外の事件で、携帯電話からのデータの抽出方法について相談を受け、自分も補助する形でデータの抽出に立ち会い、実際に抽出に成功した。
- D F担当者の方から抽出方法や抽出できるデータについて、質問されたことがあり、研修資料を見せた上で助言したことがあった。
- 実際にD F業務をする際、入手した資料等を参照しながら行うことができ、不安感がなくなり、スムーズに業務を遂行できた。
- 事務局配属が多く、直接捜査を行うことはないが、研修で得た知識は確実に役に立っていると思う。

上級研修：具体的な成功例（一部を要約・抜粋）

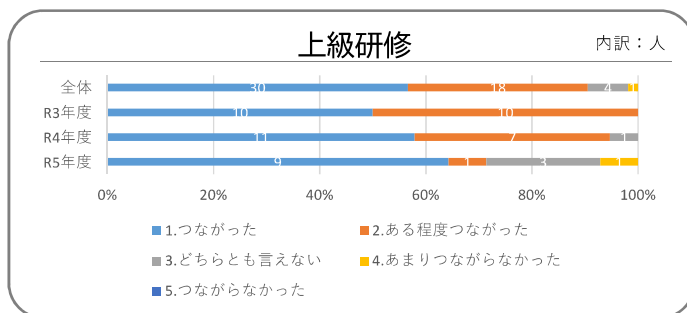
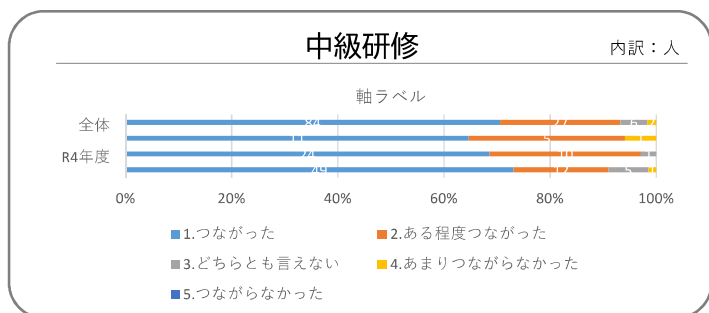
- 研修当時最新の知識と情報を学ぶことができ、最新の保全方法や解析手法を行うことができると、自庁では対応出来ないD F案件につき早急にD Fセンターに持ち込むか否かの判断をすることができた。
- 警察・検察のそれぞれの捜査担当者からの質疑等に、ある程度の回答ができるようになった。
- 本研修で学んだ手法により、保全・解析をすることができた。
- 研修に参加した翌年度にD F担当となった際に、円滑に作業することができた。また、イレギュラーな事態が発生しても研修で得られた知識をいかして対応することができた。
- データ抽出作業において役立ったくらいで、成功例と呼べるようなことはなかった。

20

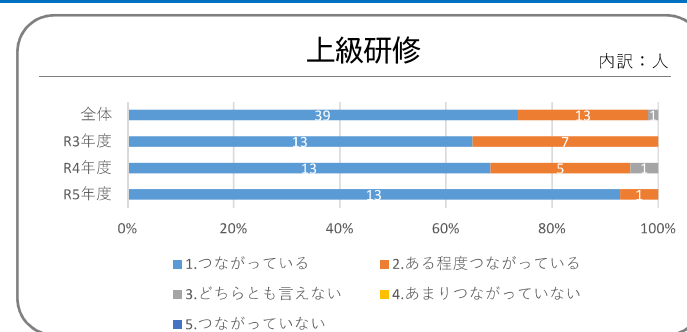
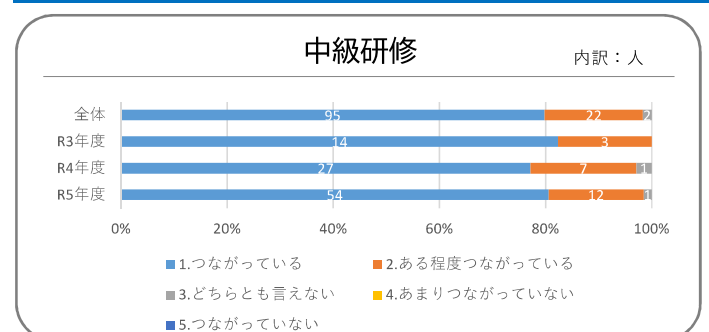
一 追跡調査の結果③ 研修が自身の能力向上/検察組織の能力向上につながっているか

中級研修・上級研修ともに、自身の能力向上に「つながった」と「ある程度つながった」という回答の合計が、また、組織としての検察権行使の向上に「つながっている」と「ある程度つながっている」という回答の合計が、それぞれ9割以上を占めている。

研修を受けたことによって、自身の捜査能力等の向上につながったか



研修は、検察組織として、検察権行使（捜査・公判活動）の向上につながっていると思うか。

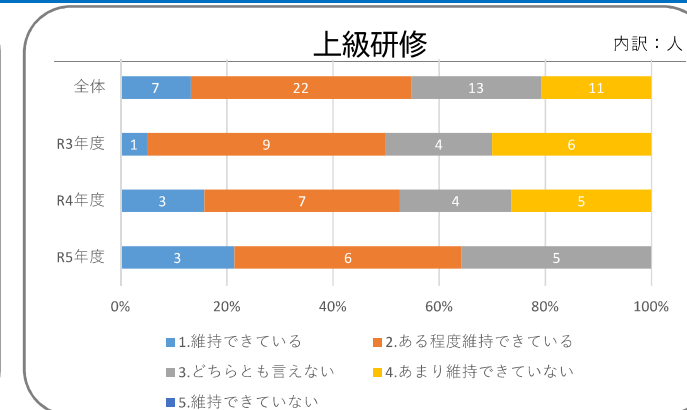
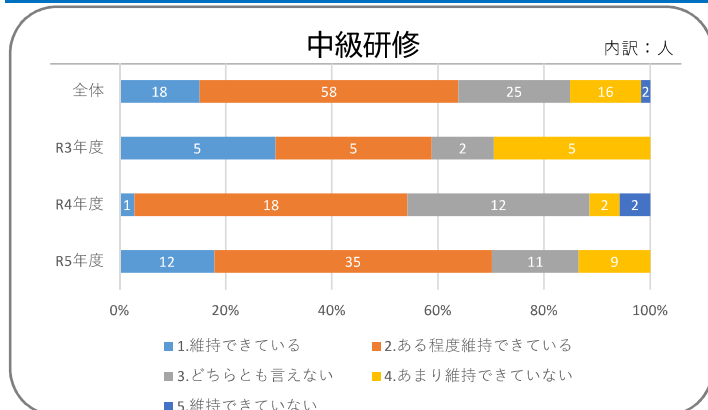


21

一 追跡調査の結果④ 研修で得た知識等は、現時点で、どの程度維持できているか

中級研修・上級研修ともに、「維持できている」と「ある程度維持できている」という回答の合計が半数以上を占めている。ただし、自由回答を見ると、異動や実務での機会がなかったことから、あまり維持できていないという者も見られる。

研修で得た知識等は、現時点で、どの程度維持できているか



中級：維持できていない理由（一部を要約・抜粋）

- 研修後の異動先が捜査部門ではなく、直接DFに触れる機会がなかったことで、知識の維持をすることもできなかった。
- DF業務外の他部署への異動があると、その部署での業務が多忙であるため自身のDFスキルアップやスキル維持が時間的に難しく、最新の解析手法等に触れる機会も一気に減るため、自身の持つ知識や情報を更新していくことは極めて難しい。
- 実務で利用することが1度もなかったため、研修内容を反すうすることがなく、研修内容をほとんど覚えていない。
- 端末・ソフトの更新があり、研修で得た知識等が問題に対応しきれないと感じることが多い。

上級：維持できていない理由（一部を要約・抜粋）

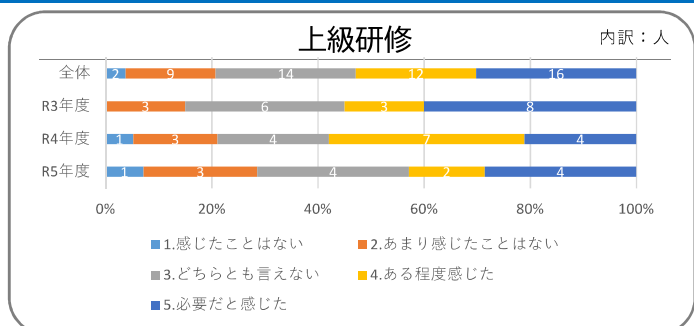
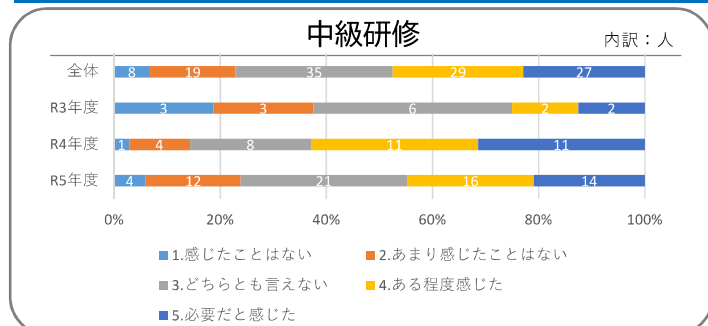
- 業務として活用する機会がない。
- 担当業務から離れるとDFに触れる機会が少なくなり、習得した知識等を忘れてしまう。
- 当時の所属庁にDF機器がほぼなく、実務を通して記憶を定着させる機会がなかった。
- 上級編で学んだ知識等は相当高度で、DF業務を専従とする部門では大いに役立つと考えられるが、DF業務を兼ねている部門では、高度な同知識等を活用できる機会は少なく維持は難しいと感じる。
- 情報通信技術は日々進歩するため、当時の知識が現在の実務にいかせるかについては少し不安を感じている。

22

一 追跡調査の結果⑤ 研修後に、フォローアップ等が必要だと感じたことはあるか

フォローアップの必要性を感じた者とそうでない者で回答が分かれた。現在のD F担当者からは、最高検J P E Cによる現行の情報発信を有益と評価する回答も多く見られた。しかし、異動・配置転換等によりD F業務を離れることによる知識の陳腐化、情報収集の難しさが指摘されている。

研修後に、フォローアップ等が必要だと感じたことはあるか



中級研修：必要だと感じた理由（一部を要約・抜粋）

- ・ D F 研修後、一定期間は知識の定着があったが、特に保全作業は実務経験を積まないとなかなか自信がつかないと感じた。フォローアップで実践的な保全作業を再度行うことができたらしめと感じた。
- ・ スマートフォンのOSアップデート等により、研修時と仕様が変わることがある。
- ・ D F 担当者以外でも機器の保全の際に留意すべき事項などは共有すべきであると思う。
- ・ 研修後のD F 担当者へのフォローが極めて少ない。中級の知識では周りからの質問に答えられないことが多い。
- ・ さらに知識が必要と認識し、上級編に推薦してもらったが定員の都合で参加できなかった。上級編の定員枠をぜひ増やしてほしい。

上級研修：必要だと感じた理由（一部を要約・抜粋）

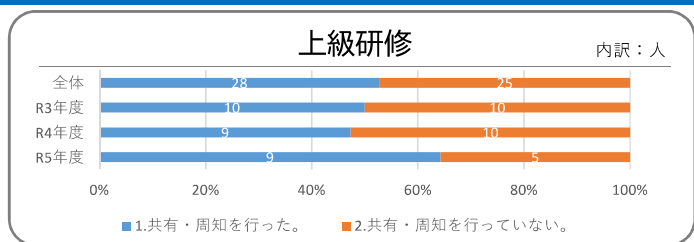
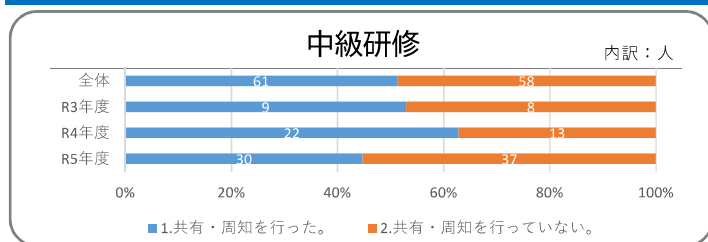
- ・ フォローアップの情報が業務で大変役立っており、重要性を感じる。
- ・ 研修を受けた後にD F 担当者として実務に携わることができない人もおり、フォローアップ等を実施し、知識及び経験が定着できるようすべき。
- ・ 常時D F 業務に従事しない部署に配置となったら情報収集が難しく、常に新しい情報に接することが出来るような環境作りが大切だと思う。
- ・ 自分の知識や経験が正しいのか、陳腐化していないか等についての不安が常にある。
- ・ 自らD F センターに問い合わせるなどして最新情報を入手する努力も必要。

23

一 追跡調査の結果⑥ 所属庁職員への研修内容の共有・周知について

中級研修・上級研修ともに、約半数が共有・周知している。また、共有・周知の方法や対象者については、多様であることが分かった。なお、研修内容を所属庁に共有する際の機材不足について懸念が示されたほか、共有すべき情報や資料について要望が見られた。

所属庁職員に対して研修内容を共有・周知したか



中級研修：共有の方法（一部を要約・抜粋）

- ・ 所属庁において希望者や若手立会事務官に対する研修を実施した。
- ・ 希望者に研修資料をメッセージで共有した。
- ・ 保全作業を行う作業部屋へ研修資料を備え付けた。
- ・ 所属庁において副検事、立会、検取事務官に対する研修を行った。
- ・ ミーティング時の報告や、別途資料を作成して共有するなどした。

上級研修：共有の方法（一部を要約・抜粋）

- ・ 研修内容をメッセージで共有したり、会議や研修の場で説明した。
- ・ 所属庁でD F 業務に携わる職員を対象に実務上特に注意する点を口頭説明した。また、研修資料を執務室に備え付けて共有したり、部署として蓄積した情報の更新をするなどした。
- ・ 実際のD F 作業の際に、若手立会事務官らと一緒に作業を行うなどした。
- ・ 未経験の立会事務官に対し、希望者に機材を操作させながら研修を実施した。

中級研修：共有時の支障や要望（一部を要約・抜粋）

- ・ 実機を使用したかったが、機材が不足していた。
- ・ 研修の資料が大変分かりやすく作成されており、検事正や検察官から非常に好評であった。
- ・ 研修の要点をまとめた資料等があれば資料作成の手間が省けた。
- ・ 実技テストを行う際の問題作りに苦労した。
- ・ 所属庁において研修を行えるほどの知識を身に付けることまではできず、自庁における研修の資料準備を十分に行えなかったため、振り返り用のレジュメが欲しい。

上級研修：共有時の支障や要望（一部を要約・抜粋）

- ・ 資料については、改定の都度、新しいものが入手できるようにしてほしい。
- ・ 現場で使用している解析ツールと研修で使用した解析ツールが異なり、多少システムに違いがあったことから、共有する際に若干苦労した。

24

一 職員へのヒアリングの結果

最高検 J P E C 職員へのヒアリングの結果、以下について明らかになった。

研修の必要性について

- ✓ I C T の進展に伴い、犯罪捜査におけるスマートフォンなどの情報端末の証拠としての有用性が増しており、D F 能力を有する職員の増加及び職員の D F 能力の向上が求められている。
- ✓ 知識だけでなく、犯罪捜査において活用できる程度の技術を身に付ける必要があることから、実機を用いた D F 研修への参加が重要である。

研修内容をより充実化させるために考えられる方策

- ✓ 若年世代から段階的に D F 研修を受講することで、より高い専門性を持つ職員を育成すること。
- ✓ 研修員の D F 能力レベルに応じた内容の研修を提供することで、より高い研修効果を実現すること。
- ✓ 研修講師となり得る、また、より専門性の高い研修プログラムを開発できる、高度な D F 能力を有する職員を育成すること。

D F 能力を有する職員の裾野を拡大するために考えられる方策

- ✓ 研修を修了した研修員が、所属庁において、例えば未修了者や研修修了後人事異動等により D F 業務から離れている職員等に対して、研修内容を周知すること。
- ✓ 研修を修了した研修員が、所属庁において、D F に関する相談・助言・指導に当たる体制を構築すること。

25

5

課題への対応と今後の方向性



26

一 D F 研修に関する今後の方向性

各調査等を踏まえ、下記のとおりD F 研修に関するニーズ、課題及びその対応策を整理した。

ニーズ

多くの犯罪においてI C Tが利用され、また、犯罪のボーダレス化等に伴い、複雑化・多様化する犯罪形態に的確な対応が求められるようになっており、今後もこの動きは加速

→ 検察庁職員全体でD F 知識を持つ人材を増やすとともに、職員のD F 能力の底上げを図る必要あり

課題①：D F 研修内容の充実化

- ・ 研修効果をより一層高めるため、研修員のレベルに応じた研修を実施することが必要
- ・ I C Tの進展などの社会情勢に応じ、D F 技術も常に強化・アップデートしていくことが必要

課題②：D F 研修以外の方策の追求

- ・ 人的・物的資源の制約の中で、検察庁におけるD F 人材の裾野を拡大していくことが必要

課題③：D F 研修成果の維持・向上

- ・ 人事異動等によりD F 業務から離れた研修修了者に対するフォローアップが必要
- ・ 最新のD F 技術に関する情報を継続的に提供することが必要

対応①：D F 研修内容の更なる充実化

- ・ 若年世代からの段階的な研修の実施
- ・ 研修内容を不断に見直し、最先端の技術等を取り入れつつ、高度なD F 技術を習得可能な研修プログラムを構築
- ・ D F 研修の講師となり得る人材や、研修プログラムを開発できる人材を育成

対応②：エキスパートの育成・活用

- ・ 上級研修を通じ、高度なD F 技術を習得したエキスパートを育成
→ 所属庁における研修を実施したりD F に関する相談・助言・指導を行う人材を確保

対応③：D F 業務の継続的支援

- ・ 研修修了者のD F 能力の維持・向上を図るため、最新のD F 技術に関する情報提供を継続的に実施
- ・ 研修修了者が所属庁において研修を実施する場合等における支援の実施

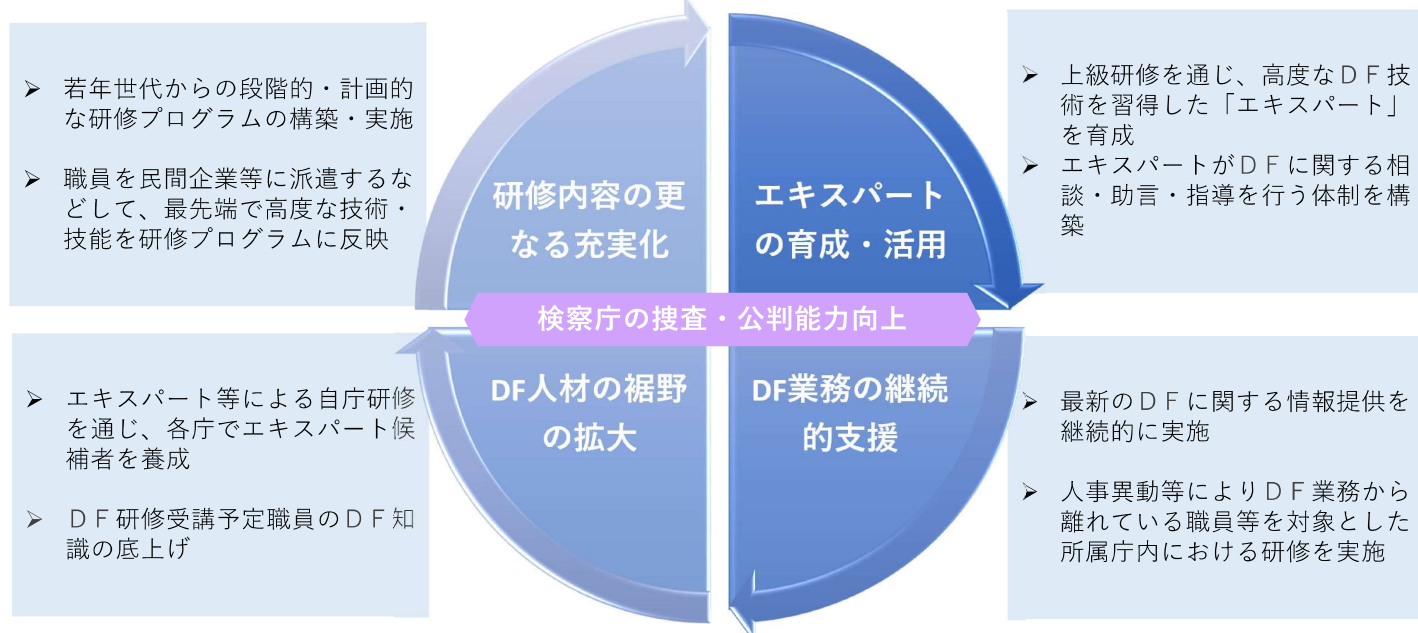
27

一 検察庁の捜査・公判能力の更なる向上のための循環モデルの構築

最先端の技術を研修プログラムに取り入れつつ、若年世代から段階的・計画的にD F 研修を受講することが可能な研修プログラムを構築する。

この研修プログラムを通じて高度なD F 技術を習得した職員をエキスパートと認定し、各庁において、エキスパートがメンターとして相談・助言・指導に当たるとともに、継続的な情報提供や所属庁における研修の実施等を通じて、検察庁職員全体のD F 能力のボトムアップを図り、エキスパート候補者が生まれる土壌を作る。

このようなD F 研修を通じたD F 人材の裾野を拡大するための循環モデルを構築することにより、検察組織全体で先端犯罪等に対処するための捜査・公判能力を向上させる。



28

国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理

令和7年度法務省政策評価書

～令和3年度から令和6年度までの活動状況と今後の方向性～

令和7年度政策評価（総合評価方式）

政策所管部局：法務省訟務局訟務企画課

評価担当部局：法務省大臣官房秘書課

目次

- 1 評価の概要
- 2 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
 - － 取組の背景・概要
 - － 取組の全体像と目的
- 3 「裁判の迅速化への対応」の状況
- 4 「予防司法支援の充実」の状況
- 5 「訴訟追行能力の向上」の状況
- 6 今後の方向性

1

評価の概要



3

国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理について、以下のような成果の兆しが見られる。

- 訟務局等が実施する本案訴訟事件の平均審理期間について、長期化が続いてきたが、令和5年度には一定の改善が見られた。
- 行政機関における予防司法支援制度の認知・利用は定着しており、支援内容についても高い評価を得た。
- 訴訟追行能力向上のため、訟務担当職員を対象に多様な研修・会同を実施し、参加者の満足度も高い。

一方、**今後に向けて次のような課題**が明らかになりつつある。

裁判の迅速化への対応

- ・ 訟務局等が実施する本案訴訟事件の平均審理期間について、令和5年度には一定の改善が見られるものの、民事裁判全体の平均審理期間と比べると長い。

予防司法支援の充実

- ・ 予防司法支援制度を利用した行政機関の一部から、問題意識を共有するための事前打合せの実施や回答後のアフターフォローなどを求める声も見られた。

訴訟追行能力の向上

- ・ 研修・会同の実施時期・期間・方法について、参加者から見直し要望も寄せられた。

4

2

国の利害に係りのある争訟の 適正・迅速な処理

5

一 国の利害に係りのある争訟の適正・迅速な処理に向けた取組の背景・概要

国民全体の利益と個人の権利・利益との正しい調和と、法律による行政の原理の確立に向け、国の利害に係りのある訴訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図る必要がある。

訟務事務：国の利害に係りのある訴訟について、裁判所に対して、国の立場から申立てや主張・立証を行う事務

- ・ある法令の解釈が各省庁で不統一となる可能性
- ・複数の所管行政庁のある事件で行政庁同士が対立する可能性
- ・訟務事務の専門性
- ・経済的観点

訟務制度 訟務事務を統一的・一元的に処理する専門的組織が必要

法務省設置法 第3条 法務省は、…国の利害に係りのある争訟の統一的かつ適正な処理…を図ることを任務とする。

法務大臣権限法 第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁に指揮権を行使

※ 行政庁の政策的判断に指揮権を及ぼす制度ではない

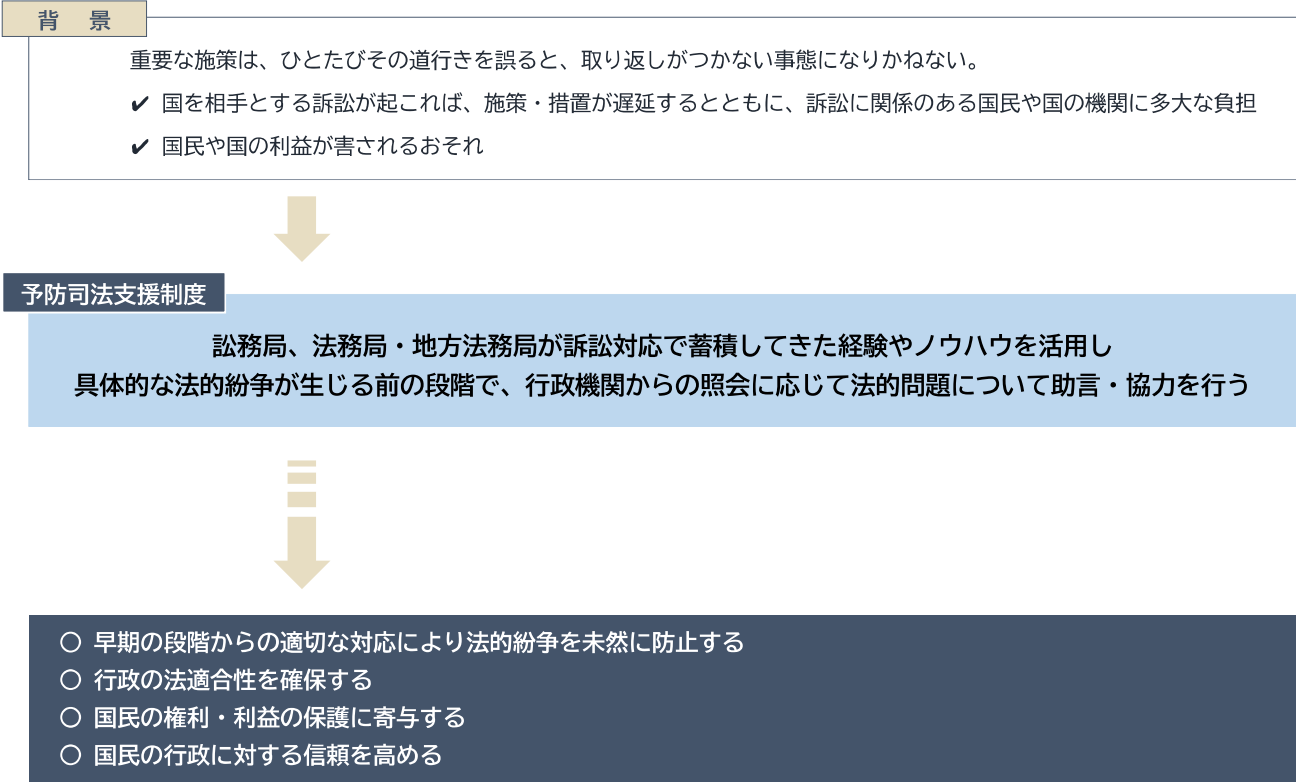
訟務の役割

- ・国の利害に係りのある争訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図ること
- ・これによって、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和が図られ、法律による行政の原理が確保されることが期待されている
- ・訴訟上の全ての行為について、行政庁を指揮すべき役割を負っている

6

一 予防司法支援制度の背景・概要

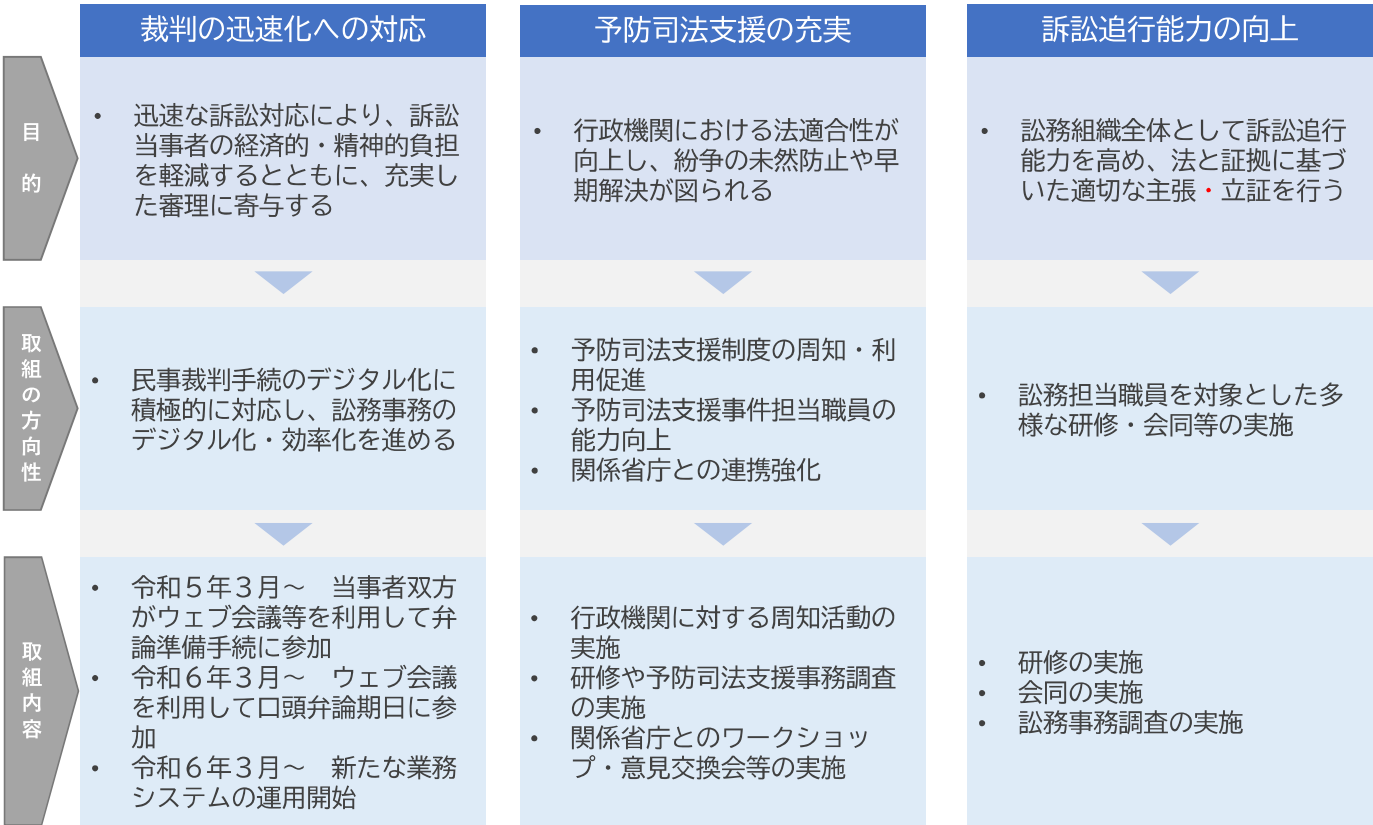
予防司法支援制度とは、将来、争訟に発展するおそれのある行政機関が抱える法律問題について、法律的見解を述べたり、又は助言・協力を行うことにより、法律問題の適正な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する制度。



7

一 取組の全体像と目的

職員の訴訟追行能力の向上と民事裁判手続のデジタル化に適切に対応することにより、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理を実現する。また、訴訟対応のノウハウを活用して予防司法支援を充実させることにより、紛争の未然防止・早期解決を図る。



8

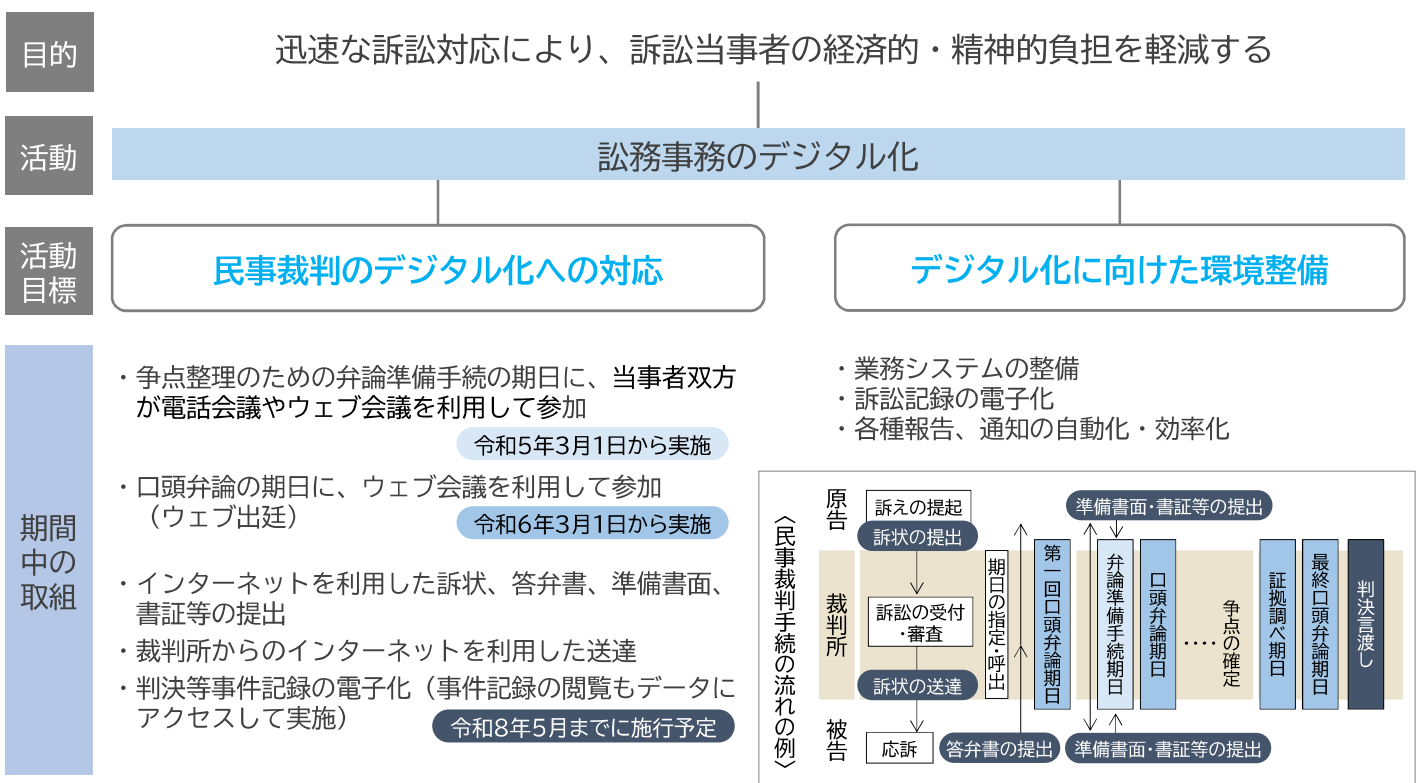
3

「裁判の迅速化への対応」の状況

9

一 「裁判の迅速化への対応」の目的と取組

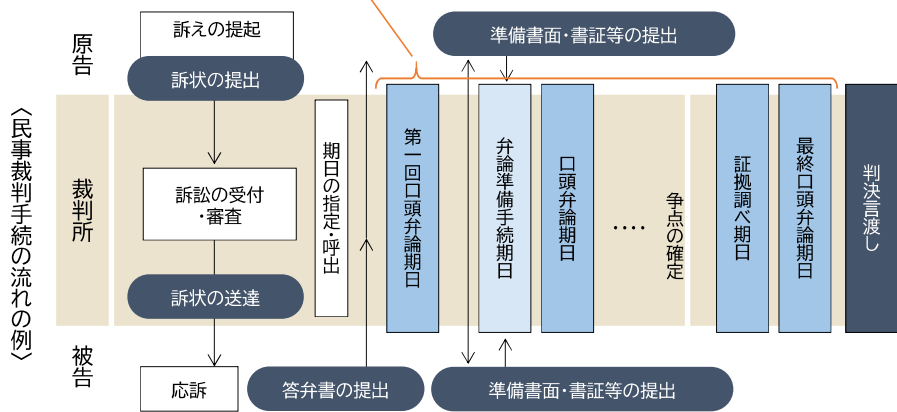
民事裁判手続のデジタル化が段階的に施行され、手続の効率化が図られる中、国の利害に関係のある訴訟の当事者となる訟務組織においても、裁判の迅速化の要請に適正に応える必要がある。



(参考) ウェブ会議を利用した弁論準備手続や口頭弁論への対応

弁論準備手続や口頭弁論をウェブ会議を利用して行うかどうかは裁判所の判断による。
訟務組織として、裁判所からウェブ会議を利用した期日の打診があった場合には、特段の支障が無い限り応じることにしている。

- ✓ 裁判所が当事者の意見を聴いて相当と認めたときは、ウェブ会議を利用して、弁論準備手続や口頭弁論に参加することができる。
 - ✓ 具体的に、どのような場合に相当と認められるかについては裁判所の判断に委ねられており、個別の事件ごとに、事案の性質やその期日において予定される手続の内容、当事者の意向など、諸事情を総合的に考慮して判断される。
- 訟務組織においては、裁判所からウェブ会議を利用した期日の打診があった場合には、行政庁にも確認の上、特段の支障が無い限り応じている。
 - 現状、ウェブ会議用機器及び利用場所(会議室やウェブブース)の確保が必要となるが、令和7年度のGSS導入により、柔軟な対応が可能となる見込みである。



一 「裁判の迅速化への対応」の取組状況

訴訟が大型化・複雑困難化する中で、訟務事務のデジタル化により事務の効率化や処理能力の向上を図るとともに、段階的に施行されている改正民事訴訟法による民事裁判手続のデジタル化に適切に対応するべく環境整備を進めている。

狙い

デジタル化により訟務事務の効率化・裁判の迅速化を図る

指標

民事裁判手続におけるウェブ会議の実施件数

令和5年3月から当事者双方がウェブ会議等により参加する弁論準備手続が、令和6年3月からは口頭弁論期日におけるウェブ出廷が可能となり、実施件数は順調に増加している。

令和4年度	2,263 件
令和5年度	2,798 件
令和6年度	2,875 件

本案訴訟事件の年度別既済件数

訟務局、法務局・地方法務局が実施する本案訴訟事件の処理件数は、コロナ禍以降増加している。

年度	既済件数
R1	3,749
R2	3,219
R3	3,624
R4	3,638
R5	4,165

重要大型事件の係属件数

薬害訴訟や公害訴訟など、複雑・困難で、かつ国の重要政策に関わる、社会的・政治的な影響の大きい集団訴訟が増加傾向にある。

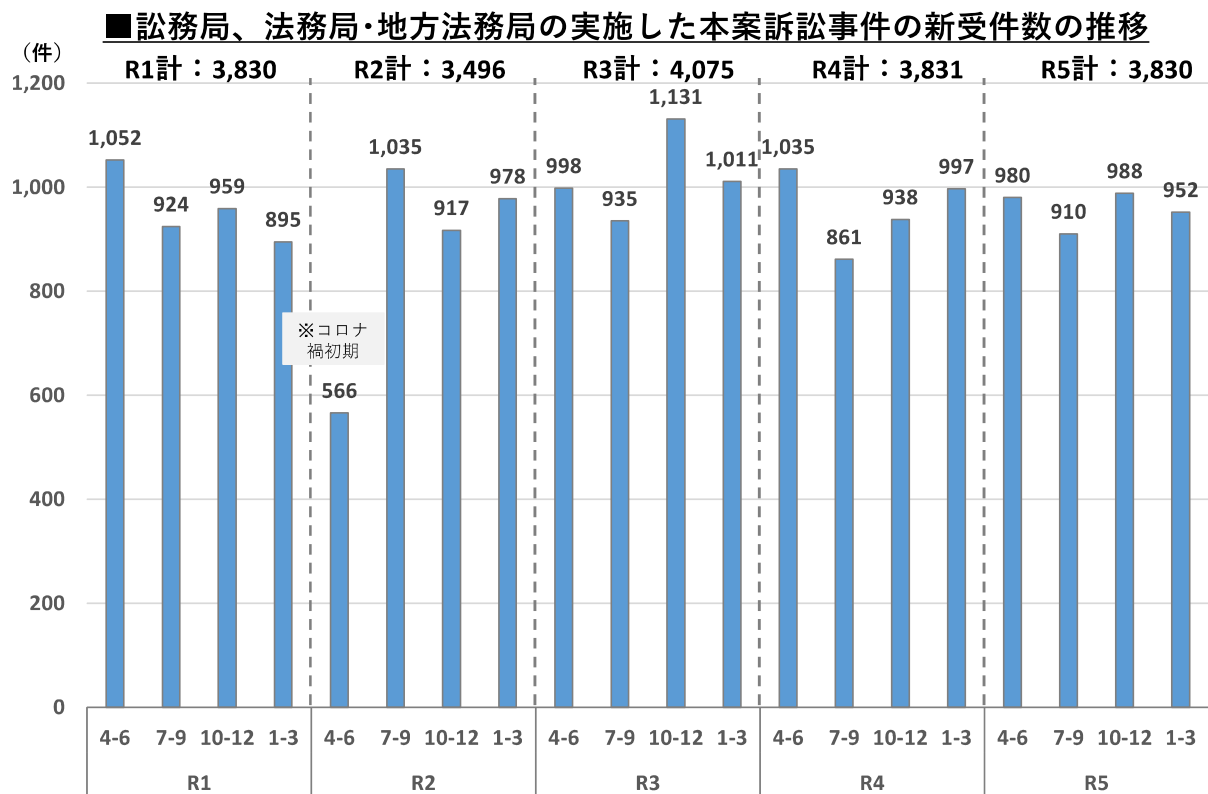
年度	係属件数
H28	3,772
H29	5,796
H30	5,986
R1	5,561
R2	
R3	
R4	
R5	

※ 令和6年度の事件数については未確定であるため、令和5年度までの件数を記載している

一 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：本訴事件の新受件数は年間4,000件弱の水準で推移

訟務組織が実施する本訴事件※の新受件数は、近年、年間4,000件弱の水準でほぼ横ばいで推移している。

※訴えをもって提起された事件で、判決手続で審判されるもの。民事事件、行政事件、税務事件に区分される。



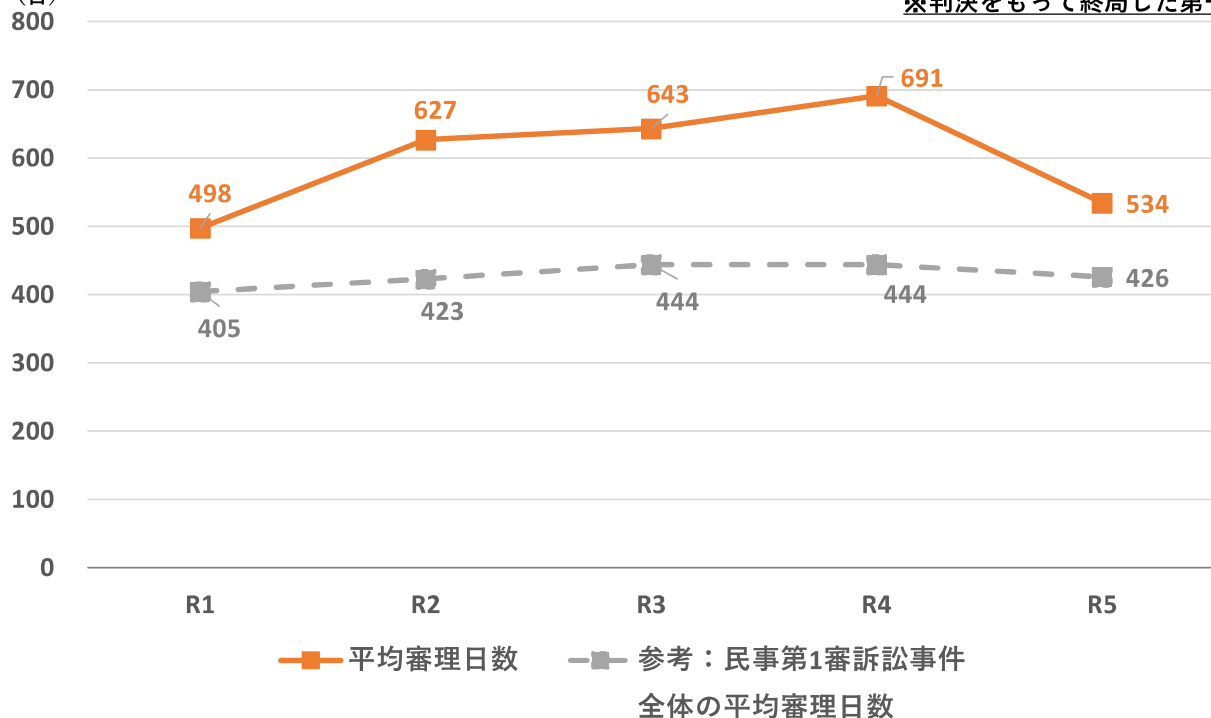
13

一 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：本訴事件の平均審理日数は、令和5年度に長期化傾向がやや改善

訟務組織が実施する本訴事件の平均審理日数は、令和4年度までは長期化傾向にあったが、令和5年度に改善している。ただし、地方裁判所が扱う民事第一審事件全体（対席判決で終局したもの）の平均審理期間と比べると一貫して長い。

■訟務局、法務局・地方法務局の実施した本案訴訟事件の終了年度別の平均審理日数の推移

※判決をもって終局した第一審のみ



※「民事第1審訴訟事件全体の平均審理日数」は年度別ではなく年別のデータ。公開されているデータは月数であるため、日数に変換した推計値。

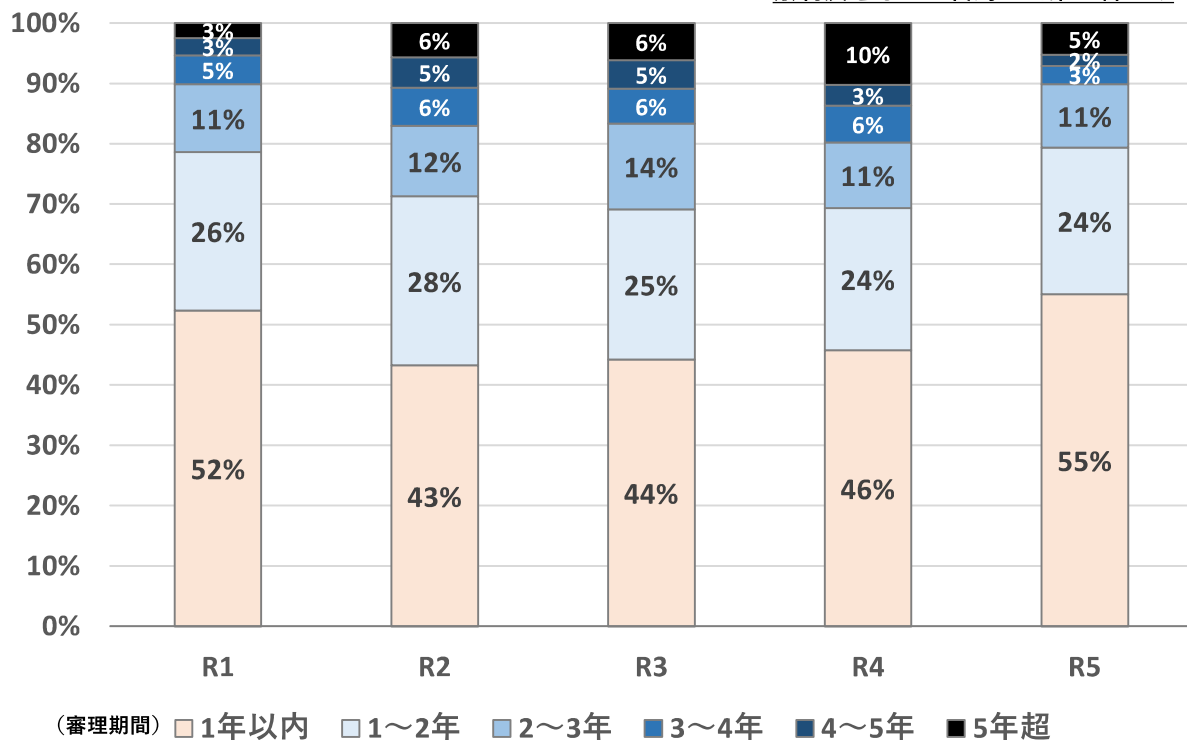
14

一 「裁判の迅速化への対応」のアウトカム：7～8割の事件において審理期間が2年以内

訟務組織が実施する本訴事件の審理期間分布を見ると、およそ7割から8割の事件が審理期間2年以内となっているが、審理期間が5年を超える事件も一定数見られる。

■訟務局、法務局・地方法務局の実施した本案訴訟事件の終了年度別の審理期間分布

※判決をもって終局した第一審のみ



15

4

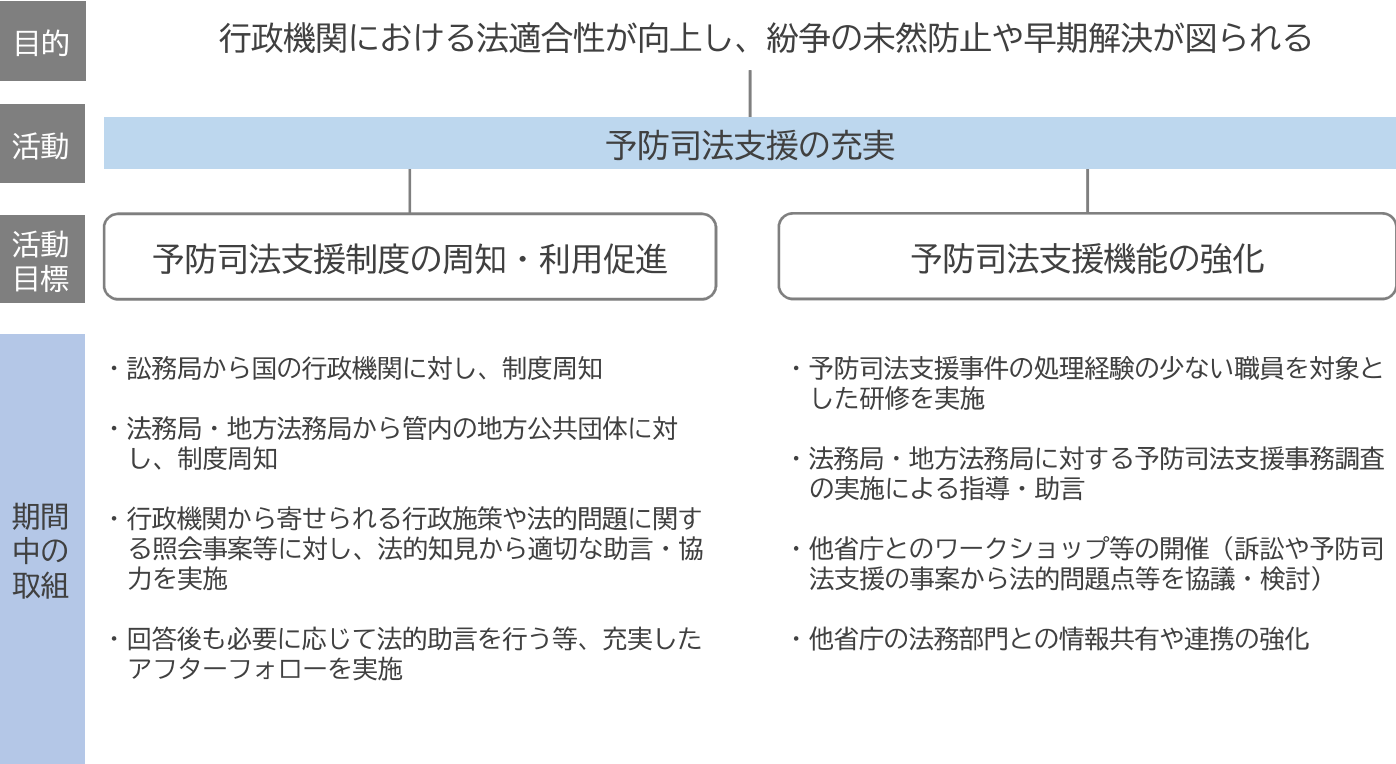
「予防司法支援の充実」の状況



16

一 「予防司法支援の充実」の目的と取組

訴訟対応等によって得た知見やノウハウを基に、行政機関から寄せられる行政施策や法的問題に関する照会事案等に対し適切な助言・協力を行うことで、紛争を未然に防ぎ、法的リスクの軽減を図る。



17

一 「予防司法支援の充実」の取組状況

これまでの周知活動等により、行政機関による利用は定着。更なる予防司法支援機能の強化に向け、職員の能力向上、関係省庁との連携強化などに取り組んでいる。

狙い

予防司法支援事件の担当職員の能力向上、関係省庁との連携強化

指標

年度別の受理件数

行政機関の認知が定着し、コロナ禍の一時的落ち込み後は3,000件前後で推移

年度	受理件数
R1	2,700
R2	2,200
R3	2,500
R4	2,881
R5	3,055
R6	3,079

研修等の実施件数

- ・ 経験の少ない担当者を対象とした研修、講義の実施

年度	受講人数
令和4年度	延べ333人が受講
令和5年度	延べ362人が受講
令和6年度	延べ356人が受講

- ・ 予防司法支援事務調査の実施

年度	実施局数
平成30年度	4局対象に実施
令和5年度	13局対象に実施
令和6年度	16局対象に実施

関係省庁との連携

関係省庁との連絡会議を開催

年1回程度

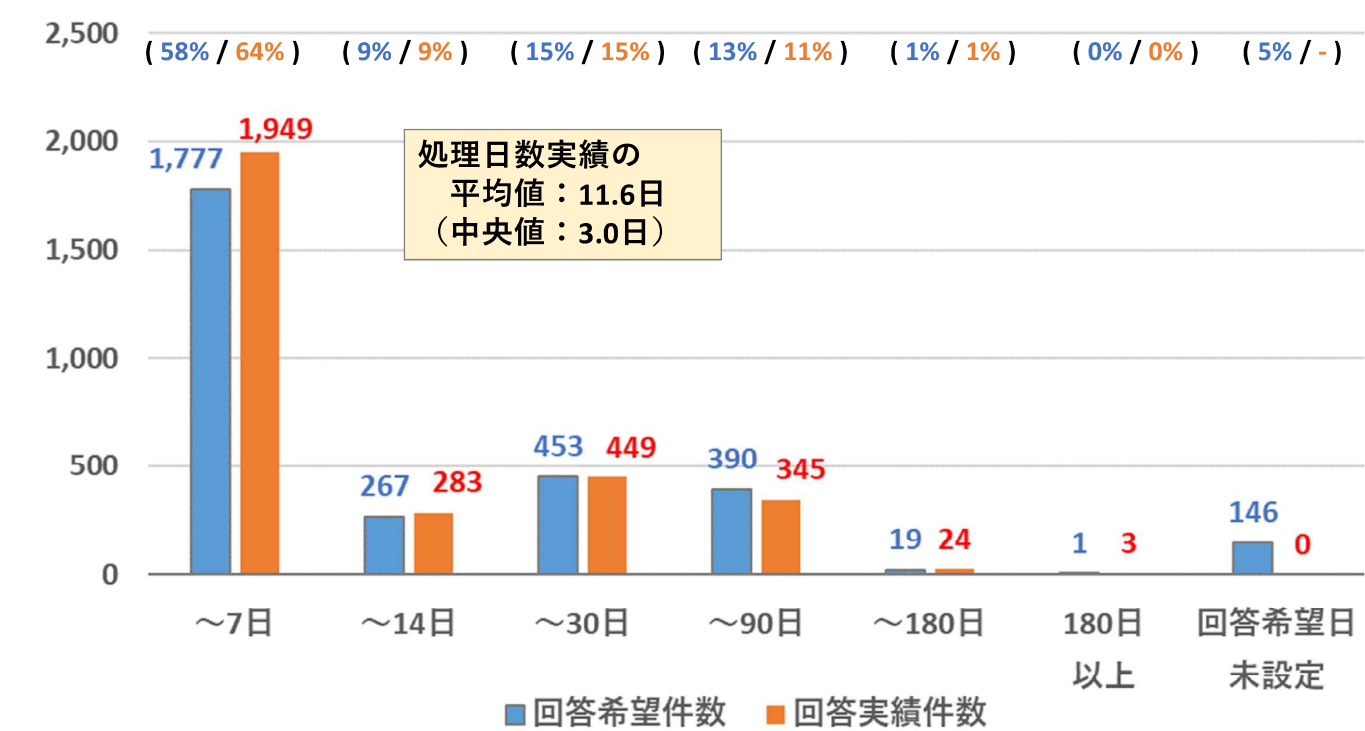
関係省庁とワークショップ・意見交換会などを実施

年4回程度

18

一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：おおむね各行政機関の希望日までに回答・処理できている
令和5年度受理事件について、行政機関の回答希望日数と実際に処理に要した日数を比較した結果は以下のとおり。回答希望日数と実際の処理日数に乖離はなく、6割強が1週間以内の処理。

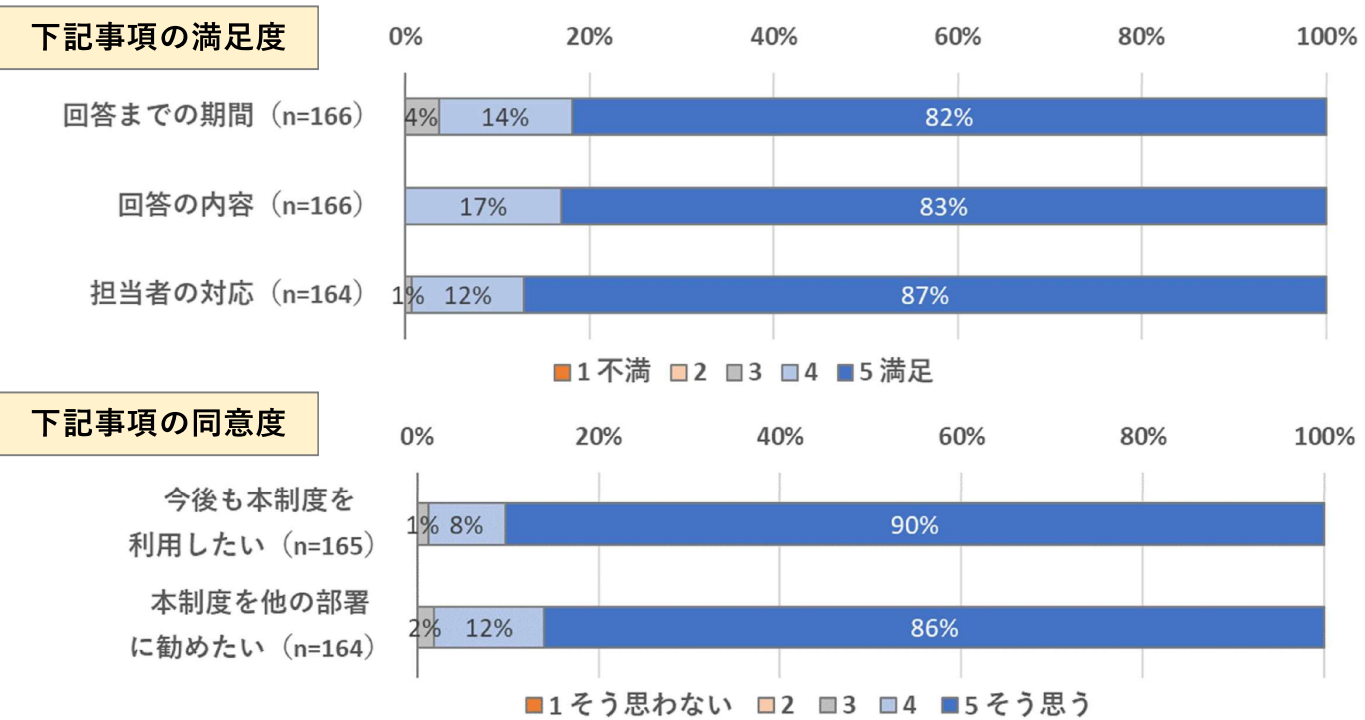
■ 予防司法支援：回答希望日数別の回答希望件数、処理日数別の回答実績件数（R5年度受理事件のみ）



19

一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：予防司法支援制度を利用した行政機関担当者はおおむね満足
予防司法支援制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果を見ると、回答までの期間や回答の内容、担当者の対応におおむね満足しており、今後の制度利用意向、他部署への利用推奨意向も高い。

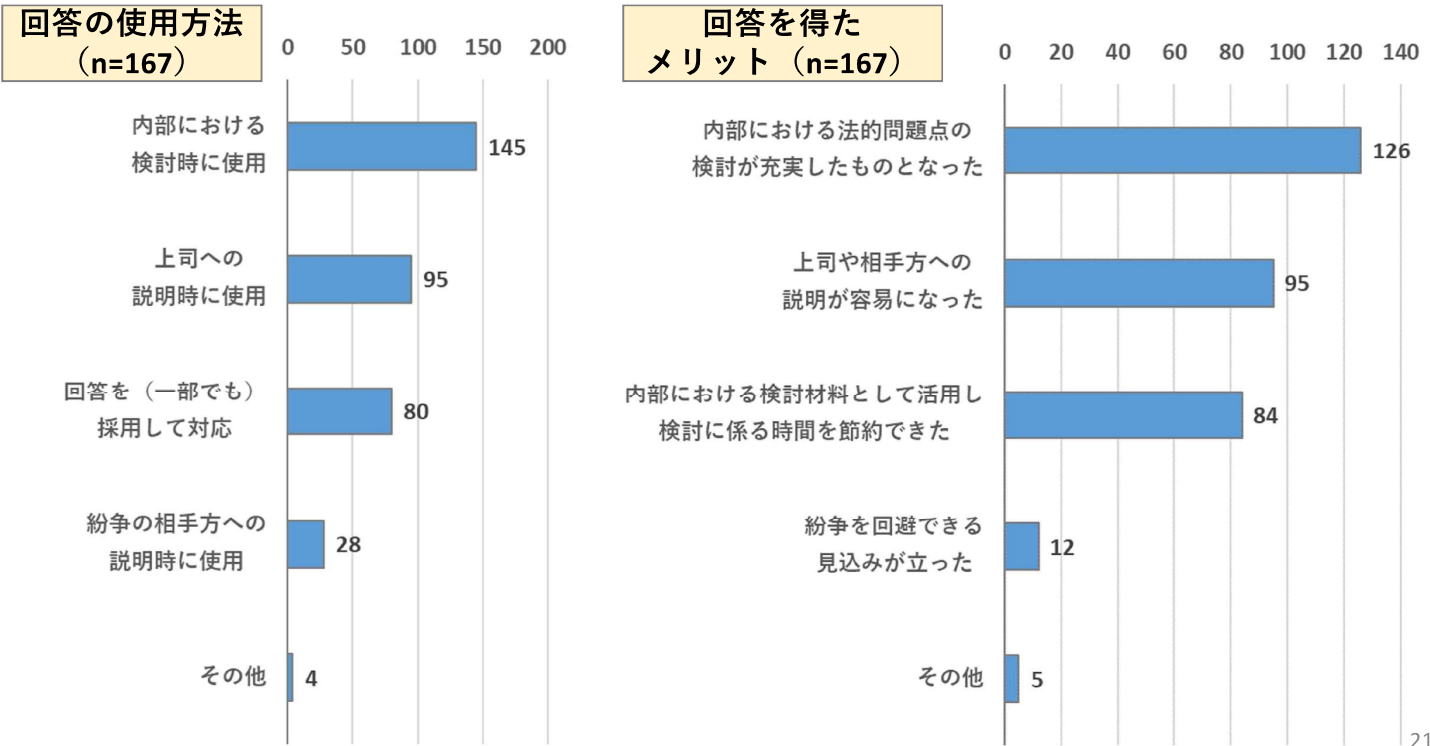
■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和6年）



20

一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：予防司法支援制度での回答が法的問題点の検討充実化に寄与
本制度で得た回答は行政機関内部での検討や上司への説明に特に多く使用されており、法的問題点の
検討の充実化等に寄与したとの声が多く見られた。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和 6 年）



一 「予防司法支援の充実」のアウトカム：より利用しやすく分かりやすい対応を求める声も
本制度を利用した行政機関の満足度は高いが、一方で、より分かりやすく寄り添った対応を求める声も見られた。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和 6 年）

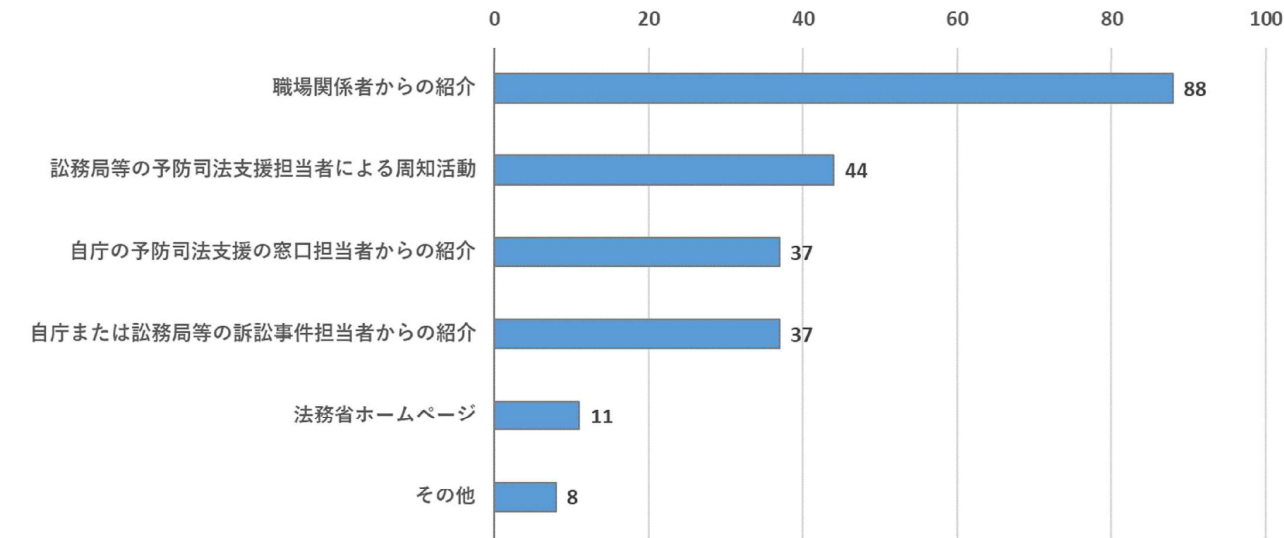
◎肯定的意見	●改善要望
【支援内容】 ・ 期限が短い照会にもスピード感を持って対応をいただき、かつ、的確な回答をいただいた。 ・ 早期にご回答をいただきましたかった事項については、<u>先行して回答いただく等、丁寧な対応</u>だった。 ・ <u>非常に丁寧かつ充実した内容</u>をご回答いただき、ニーズに沿う回答であった。 ・ 回答の際、<u>説明が簡潔でわかりやすく</u>、所謂「痒いところに手が届く」ものであると感じ、関係者への説明にも活かしやすかった。 ・ 回答の際、<u>複数の考え方について、メリット・デメリットを丁寧に整理いただけた</u>ので、内部での検討の際に非常に参考になった。	【制度の利用開始】 ・ 予防司法支援制度がどのような場合に利用できるのか整理されていると、より利用しやすいように思う。 【支援内容】 ・ いただいた回答が難しいと感じた部分もあったので、<u>もう少し簡潔だとより良いと感じた</u>。 ・ 予防司法支援制度の利用に当たっては、照会事項に対し、予防司法支援担当者と行政機関担当者との間で認識の齟齬がある場合もあることから、<u>行政機関担当者を交えた打合せの機会</u>があると、照会事案の問題意識等について認識を共有できるので、ありがたい。 ・ やむを得ず短期間での回答が必要な場合もあるので、柔軟な対応をとってもらえるとありがたい。 【アフターフォロー】 ・ 回答にあたり、今後の対応指針について触れていただく際には、当面の対応にとどまらず、アフターフォローなどでその先の対応まで踏み込んでいただけるとありがたい。

(参考) 予防司法支援制度の認知経路

職場関係者や窓口担当者等からの紹介に加え、訟務組織による周知活動も本制度の認知拡充に一定程度、寄与していると思われる。

■ 予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケート結果（令和 6 年）

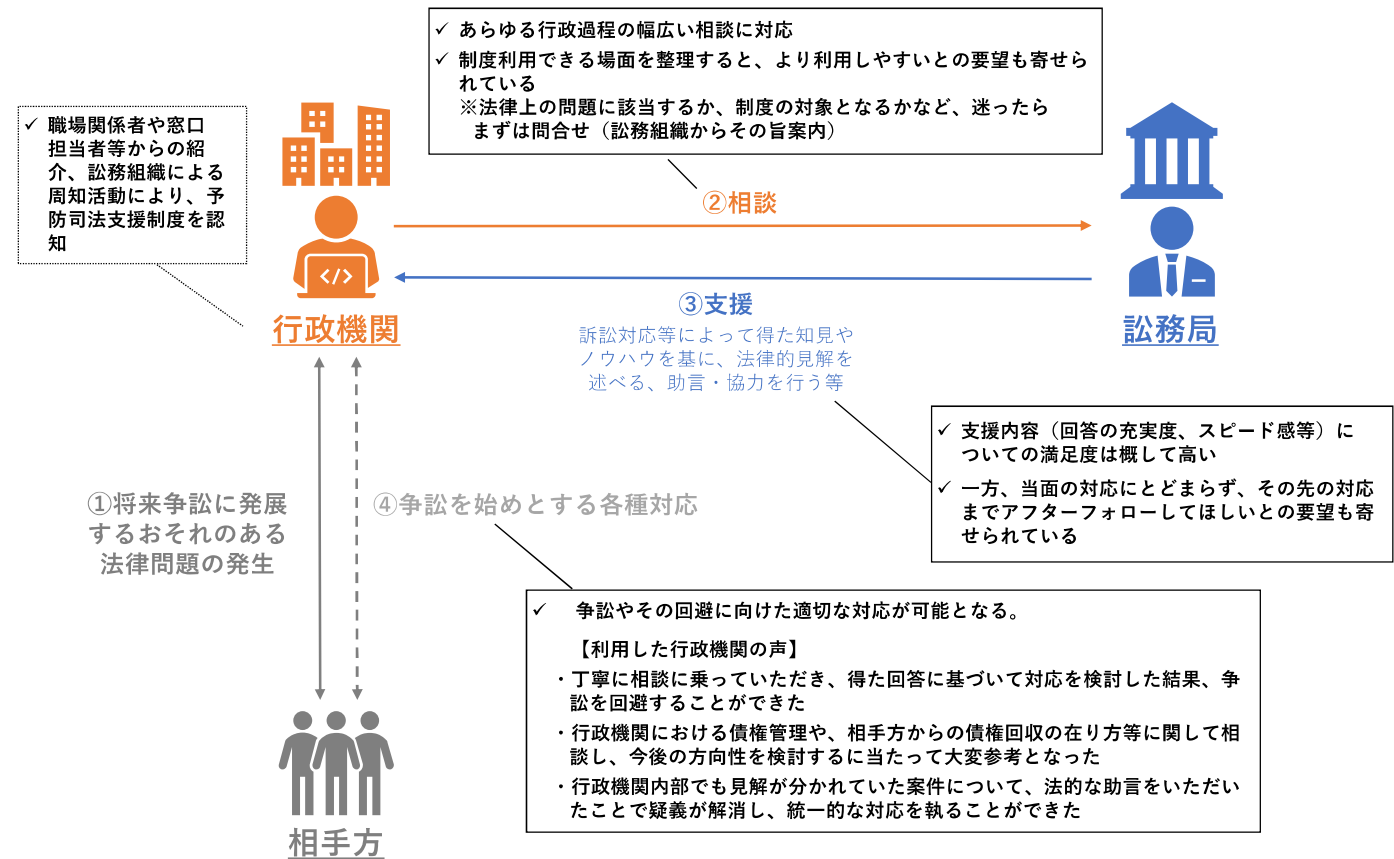
本制度の認知経路（n=167）



23

(参考) 予防司法支援のプロセス

予防司法支援を利用した際の流れを示すと以下のとおりである。



24

（参考）予防司法支援：本制度を利用した行政機関担当者向けアンケートの調査概要

予防司法制度を利用した行政機関担当者向けアンケート（令和6年）の概要は以下のとおりである。

項目	内容
目的	✓ 予防司法支援制度の更なる質の向上・改善を図り、行政機関にとって、より有益な制度とするため
対象	✓ 令和6年中に予防司法支援制度を利用した行政機関
方法	✓ 予防司法支援制度を利用した行政機関へアンケートを送付
集計期間	✓ 2024年1月～12月
項目	✓ 予防司法支援制度をどのように知ったかについて ✓ 回答に要した期間への満足度について ✓ 回答内容への満足度や意見・感想について ✓ 回答をどのように使用したかについて

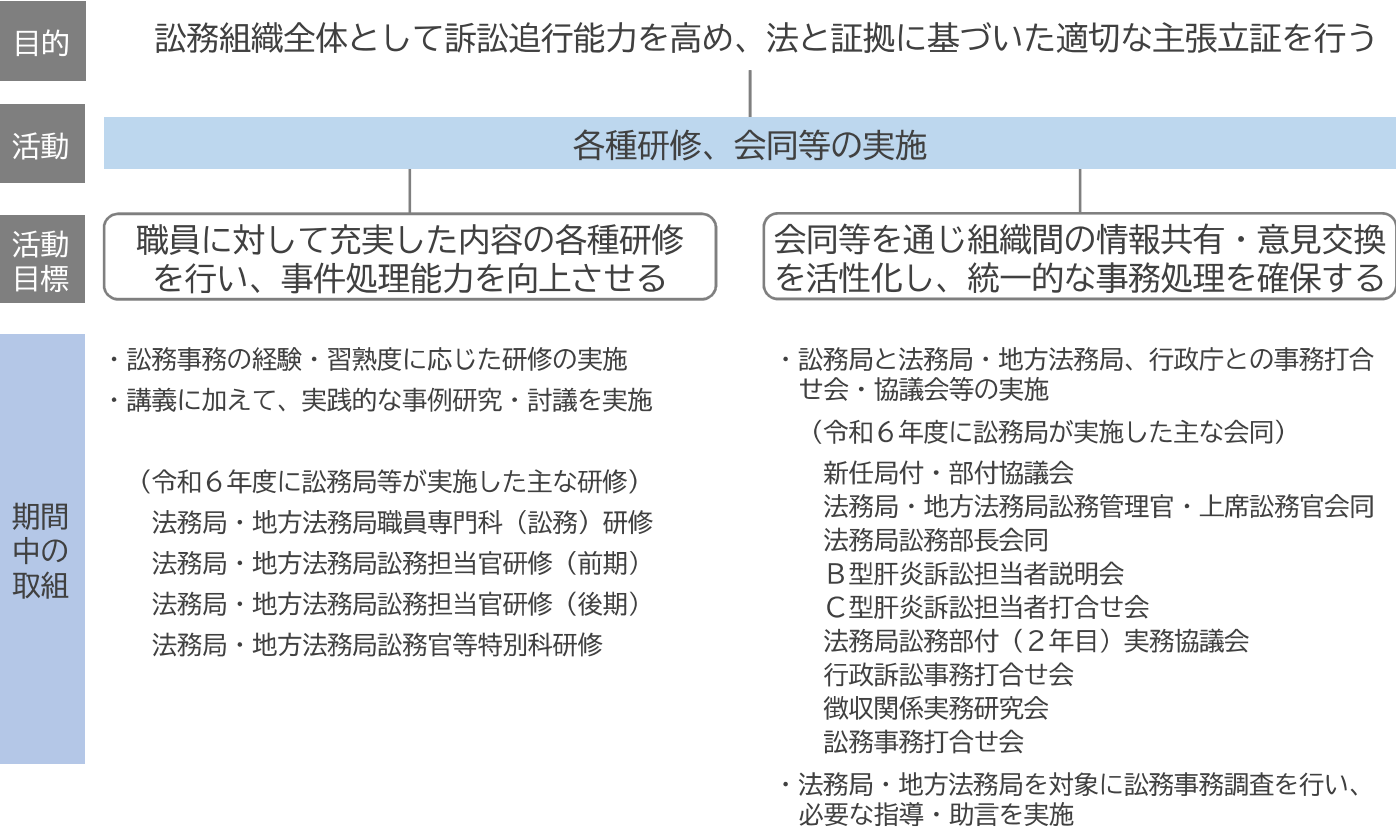
5

「訴訟追行能力の向上」の状況



一 「訴訟追行能力の向上」の目的と取組

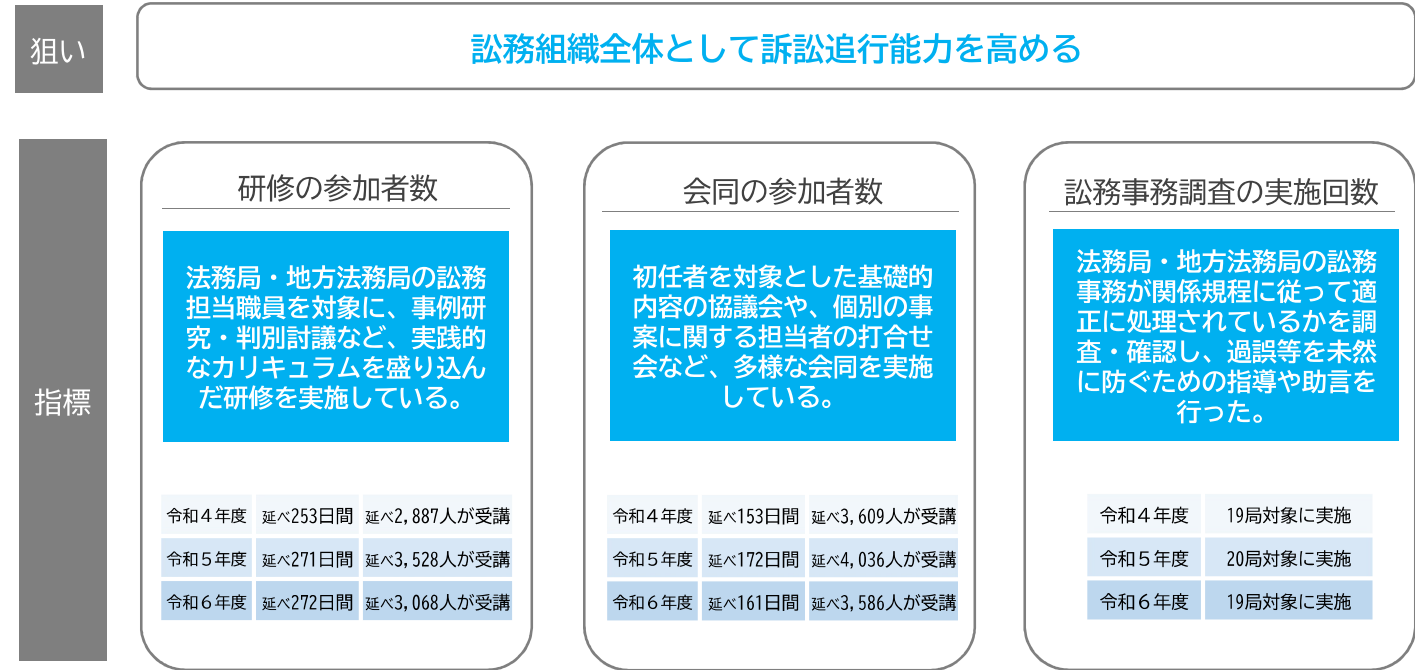
国の利害に関係のある訴訟について適正・迅速な処理を可能とするためには、訟務事務を担当する職員の知識や技能を向上させることに加え、訟務組織（訟務局、法務局・地方法務局）間や行政庁との間で、必要な情報やノウハウが共有されることが必要である。



27

一 「訴訟追行能力の向上」の取組状況

基礎的な法的知識や技能の習得を目的としたものから、専門的で実践的な内容のものまで、訟務担当職員の経験・習熟度に応じた多様な研修・会同を企画、実施した。



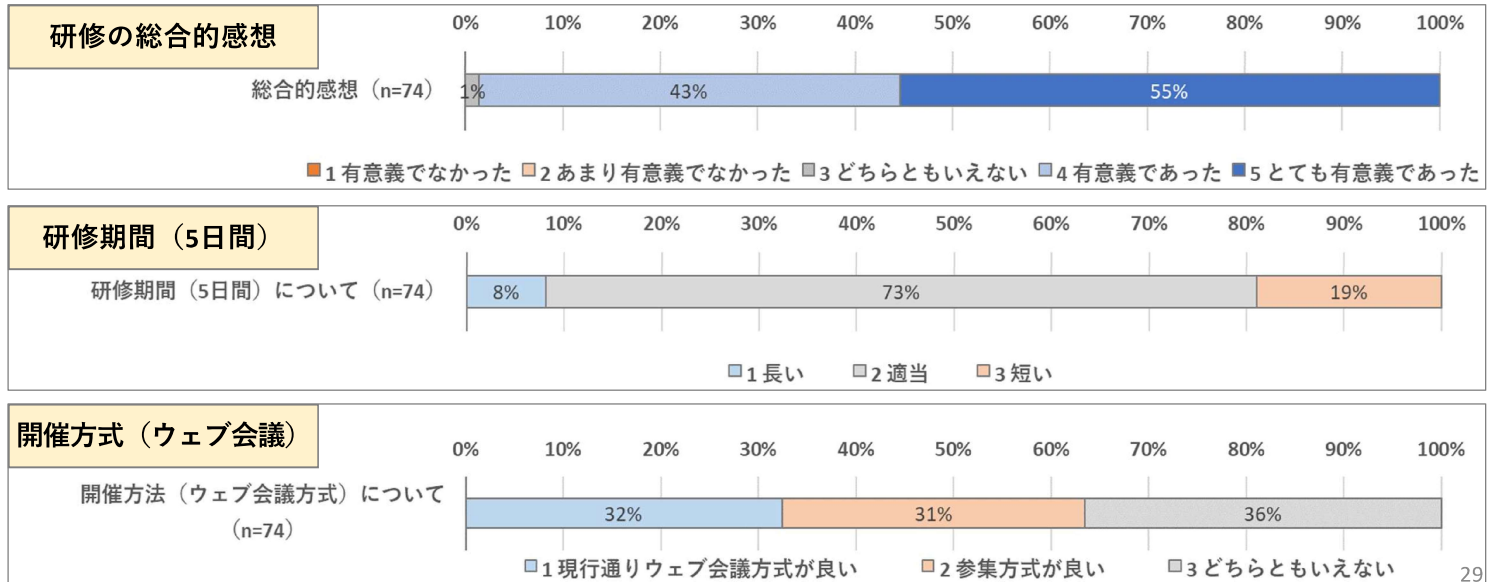
28

- 一 「訴訟追行能力の向上」のアウトカム：研修内容の満足度は高いが、開催方式等については一部要望も
- 研修について令和6年度訟務担当官研修（後期）を例にとると、研修内容を有意義に感じている受講者がほとんどであるが、専門的な内容を取り扱い、実践形式のグループワーク等を行うため、研修期間（5日間）や開催方式（ウェブ会議）については、参加者から見直し要望も挙がっている。

【令和6年度訟務担当官研修（後期）】

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員を対象に、5日間の日程でウェブ会議方式により開催した。事務処理に必要な知識・技能を習得させるため、講義に加え、事例研究、班別討議などを実施した。

■ 研修受講者アンケート結果



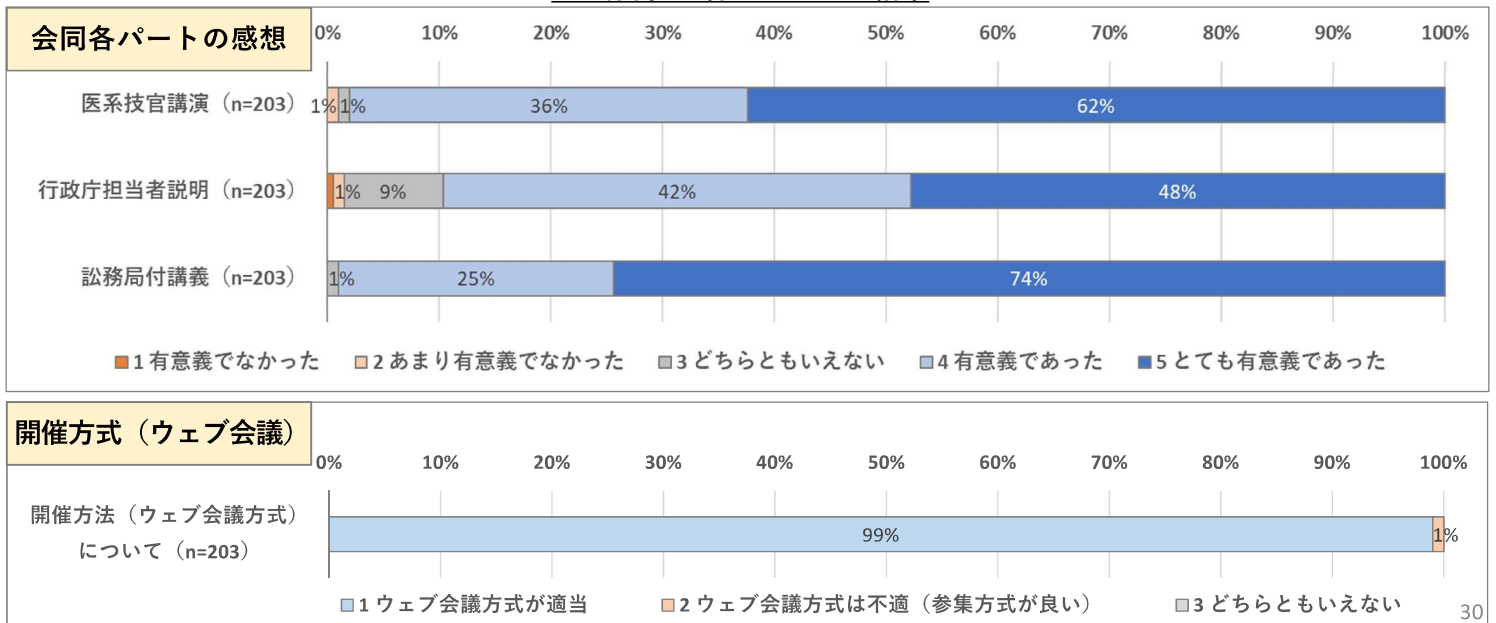
- 一 「訴訟追行能力の向上」のアウトカム：会同については内容・開催方式とも満足度が高い

会同についてB型肝炎訴訟担当者説明会を例にとると、会同内容を有意義に感じている参加者がほとんどである。開催方式についても、研修と異なり、ウェブ会議方式が適当との声の大半を占めている。

【B型肝炎訴訟担当者説明会】

法務局・地方法務局の、主としてB型肝炎訴訟の事件処理を担当する部付、訟務官を対象に、初任者研修とは別に、ウェブ会議方式にて1日で開催した。専門的知識を習得させるため、行政庁の担当者等による講義、意見交換に加え、訟務局付による事件処理等に係る講義を実施した。

■ 会同参加者アンケート結果



6

今後の方向性

31

一 今後の方向性

民事裁判手続のデジタル化に対応し裁判の迅速化に寄与するとともに、複雑・困難化する訴訟に対応するべく、職員の更なる能力向上と予防司法支援の質的拡充を目指す。

<裁判の迅速化への対応>

裁判の審理期間長期化の傾向については一定の改善は見られるものの、民事裁判全体の平均審理期間と比べると長い。ウェブ会議による弁論準備手続や口頭弁論の利用の拡大を図るとともに、令和8年5月までに可能となるインターネットを利用した訴えの提起や各種書面の提出、裁判記録の電子化に対応して訟務事務のデジタル化・効率化を進め、裁判の迅速化につなげる。

<予防司法支援の充実>

行政機関における予防司法支援制度の認知・利用は定着しており、利用した行政機関の本制度に対する評価も高い。一方で、回答内容や回答後のフォローアップ等について要望も寄せられたことから、今後は、照会を受けた時点から回答後のアフターフォローまでの各段階において、行政機関の問題意識やニーズ等の正確な把握に努め、よりの確に対応した支援を目指す。

<訴訟追行能力の向上>

職員の経験や担当業務等を踏まえ、多様な研修・会同を企画、実施しており、参加者の満足度は高い。一方で、実施時期・期間・方法については現行と異なる要望も寄せられていることから、目的に照らしてより効果的な研修・会同となるよう、引き続き、企画の見直し・改善を図る。

32

【令和 7 年度事後評価実施結果報告書】

事業評価方式

令和7年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和7年9月

担当部局名：法務省法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （I－3－(1)）
事 業 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評 価 方 式	事業評価方式	
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	本研究は、非行をした少年の成育環境（子供の貧困）の実態を調査し、貧困の問題を抱える者の特徴を明らかにすることにより、犯罪・非行をした者等に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供することを目的として実施したものである（なお、研究成果の公表に際して、「成育環境」は「生育環境」に用語を統一することとしたため、以降の記載においても同様とする。）ところ、本研究の成果や上記目的の達成度合いを把握するため、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。 評価の結果の概要は、以下のとおり、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中70点であり、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価された。 1 必要性 第二次再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組の一つとして、少年に対する可塑性に注目した指導等の充実が求められている。本研究は、少年の生育環境に着目し、その実態を明らかにしつつ、少年やその保護者の支援に対するニーズについても調査したものであり、更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。 また、これまで非行をした少年を対象とした生活環境（特に経済的な問題を含む）に関する大規模な調査研究は行われていなかったところ、本研究では、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な統計調査のほか、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者を対象とした大規模な質問紙調査を実施した。法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。 2 効率性 特別調査では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにそれらの保護者を調査対象としたことで、非行少年のみならずその保護者の抱える問題点やニーズも把握することができた。また、地方自治体等が実施した子供の生活環境に関する調査研究を参考にし、調査項目を決定し、同調査研究との比較を行うことで、対象者の生活環境の特性やニーズを詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。 研究評価検討委員会の事前評価では「調査結果をどう処遇に活かすことができるのか分からない」との指摘を受けたことから、成果物である犯罪白書等において、調査結果についての考察と共に、非行少年に対する処遇・支援の在り方についての提言も行った。また、「非行少年の家庭の生活程度（貧困度）別の属性の差をクロス表で出すことはできようが、それがどのような意味を持っているのかをあらかじめよく検討する必要がある」との指摘を受けたことから、支援状況や本人の資質等に関する質問項目を設けることで、処遇・支援の在り方の検討に資する資料となるよう工夫した。「結果として貧困ゆえに保護観察処分対象となった者のみが選別されてしまうのではないか」との指摘に対しては、調査対象者の中での生活困窮層、周辺層、非生活困窮層の分類による比較に加え、自治体で実施された一般調査の結果との比較を行うことで、非行防止や健全育成	

を図る上での資料となるよう工夫した。なお、今後、同種の調査を行う際には、罪種別による分析も検討することが望ましい。本研究の調査に際しては、調査実施機関である少年院及び保護観察所と連携を図り、実施に際しては、他者の目に触れないスペースで行うよう配慮を求めるなどしたほか、質問紙には、調査への協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上で、無記名で実施するなど、適切な実施体制を構築した。また、分析方法等が適切なものになるよう、東京都立大学人文社会学部阿部彩教授、京都大学大学院教育学研究科岡邊健教授からアドバイスを受けており、非常に適切な実施体制・手法であった。

本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

3 有効性

本研究の研究成果は、研究部報告 65「非行少年と生育環境に関する研究」及び令和 5 年版犯罪白書「非行少年と生育環境」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、非行少年の生活環境を明らかにしたものであった。本研究は、修学・就労支援を始めとする法務省の非行少年に関する施策の立案、事務運用の改善等の検討のほか、大学等の研究機関における非行少年の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和 5 年版犯罪白書のアクセス数は、令和 7 年 4 月 4 日現在で 14 万 7,911 件、同ページにおける研究部報告 65 のアクセス数は 2,863 件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、令和 6 年 9 月に開催された第 9 回内閣府定着支援・アセスメント勉強会における矯正局の発表や、こども家庭庁の令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として実施された「こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究」の調査研究報告書別冊第 2 巻では、本調査の結果が用いられている。また、「児童虐待一増加傾向が続く現状、その早期発見と対処に関する課題への効果的な対応策」（染田恵、2024、駿河台法学第 37 巻第 2 号）、「地域援助を通してみる司法・犯罪領域の臨床家の在り方とさらなる貢献の余地」（田中かおり、2025、犯罪心理学研究 62 巻 S 号）などの論文においても本研究が引用されている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	再犯の防止等の推進に関する法律	平成 28 年法律第 104 号	第 13 条 非行少年等に対する支援
	再犯防止推進計画	平成 29 年 12 月 15 日（閣議決定）	第 4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
			第 5-1-(2)-②-iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
	第二次再犯防止推進計画	令和 5 年 3 月 17 日（閣議決定）	第 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
			第 4-1-(2)-②-iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
	子供の貧困対策に関する	平成 26 年 8 月 29	第 5 子供の貧困に関する調査研究等

	大綱	日（閣議決定）、 令和 5 年 12 月 22	
		日（「こども大綱」 閣議決定に伴い廃	
		止）	
	こども大綱	令和 5 年 12 月 22	第 3－1－（4） こどもの貧困対策
		日（閣議決定）	第 4－2－（1） 「こどもまんなか」の実
			現に向けた E B P M（こども施策に関するデ ータの整備、エビデンスの構築）

令和7年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省)

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究）					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－３－(1)）					
施 策 の 概 要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度
	予算の 状 況 （ 千 円）	当初予算(a)	3,241	1,978	－	－
		補正予算(b)	－	－	－	－
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a+b+c)	3,241	1,978	－	
	執行額（千円）		1,615	387	－	
政策評価実施時期	令和7年9月			担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

令和元年版犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続けており、少年の人口比（10歳以上の少年10万人当たりの検挙人員）も低下傾向が見られ、30年は269.6と人口比の最も高かった昭和56年及び平成期で最も高かった15年の約5分の1となるなど、少年非行が減少傾向にあることは認められる。しかし、成人の人口比と比較すると約1.6倍であり依然として高い水準にある^{*1}ほか、他の犯罪による検挙人員が減少もしくは横ばい傾向にある中で、少年による大麻取締法違反の検挙人員は26年から5年連続で増加しており^{*2}、少年の詐欺による検挙人員も再び増加の兆しがある^{*3}など、予断を許さない状況にある。

一方、少年院入院者のうち、保護者がひとり親である比率は平成30年は51.3%で、29年の全国のひとり親家庭の世帯の割合7.5%^{*4}と比べても、7倍近くと顕著に高い。また、平成元年と比べても14.6pt高くなっている^{*5}。これに加えて、少年院入院者における高校中退者の比率は、30年は40.9%と、平成元年と比べて17.2pt高くなっており^{*6}、高校進学者の比率自体は高くなっているものの、進学しても高校生活を継続できない者が多数に及んでいることを示している。保護観察処分少年についても、保護者がひとり親である比率は、30年は41.0%で、平成元年から15.8pt高くなっている^{*7}。

このように、少年非行は減少傾向にあるものの、非行少年が抱える課題はより困難なものとなっていることがうかがえる。すなわち、令和元年版子供・若者白書によれば、ひとり親家庭の平均所得は他の世帯の平均所得を大きく下回っており^{*8}、家庭の経済的な問題が、少年の非行に関連している可能性がある。また、このことが非行少年の就学状況に影響を与えている可能性も考えられる。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）は、国において、非行少年が、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、その能力に応じた教育を受けるのに必要な支援等の施策を講ずることとしており、「再犯防止推進計画」（平成29年12月策定）において、非行等による学校教育の中断の防止、学校や地域社会において再び学ぶための支援を行うことなどを具体的施策として掲げた^{*9}。ま

た、再犯防止推進計画は、再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、対象者の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要であるとし、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する必要があるとした^{*10}。

法務総合研究所研究部は、「法務総合研究所研究部報告 46 青少年の生活意識と価値観に関する研究」（平成 24 年発刊）において、非行少年及び若年犯罪者の生活意識等を分析し、非行・犯罪のリスク要因や立ち直りに必要なニーズについてまとめたが、その中で、非行少年の家庭生活に関する不満の中で経済的な問題の占めるウエイトが高まっており、こうした経済的な問題の影響を今後も注視する必要があると指摘した。しかしながら、家庭に経済的な問題を抱える非行少年の成育環境や心理的特徴等について、その後まとめた研究を行っておらず、前述した非行少年の家庭環境等に関する動向から見ても、その実態把握が必要であった。また、再犯防止推進計画で掲げられた非行をした者の継続的な学び等のための施策を効果的に行うためにも、非行少年の就学状況に関する実態、ニーズ等について明らかにする必要があるとあった。

子供全般に目を転じてみると、政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）に基づき策定された「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日策定、令和元年 11 月 29 日新大綱策定）で、子供がその生まれ育った環境によって将来を左右されることのないよう、子供たちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活支援、保護者への就労支援等と併せて子供の貧困対策を総合的に推進することが重要であるとの方針を掲げ、様々な施策を進めている。地方自治体は、その多くが地域の実情に応じた効果的な施策を講じるため、子供の貧困の実態を把握するための実態調査を実施している。それらの結果からは、少年の健全育成の観点から有用な示唆が得られているが、さらに、令和 2 年度以降、政府は、子供の貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めることとされている。

これまで、少年の成育環境、特にその経済的な問題は、非行の背景として指摘されながら十分明らかにされてこなかった。そこで、本研究は、前記子供の貧困対策及び前記調査結果を踏まえ、少年の成育環境（特に経済的な問題）の実態を調査し、非行少年のうち貧困の問題を抱える者の特徴を明らかにすることで、そのアセスメントや処遇・支援の充実と再非行防止につなげ、これらの者が善良な社会の一員として自立することを助けるための基礎資料を提供することとした。本研究は、少年非行の防止のための資料とするため、前記実態調査結果から得られた貧困の問題を抱える一般少年の特徴との比較も視野に入れた分析を行った。

（２）目的・目標

非行をした少年の成育環境（子供の貧困）の実態を調査し、貧困の問題を抱える者の特徴を明らかにすることにより、犯罪・非行をした者等に対する有効な処遇・支援を検討するための基礎資料を提供する。

（３）具体的内容

ア 研究期間

令和 3 年度から 4 年度までの 2 か年

イ 研究内容

（ア）統計調査

一定期間における少年院入院者、保護観察を開始した保護観察処分少年を対象に、家庭の生活程度（富裕・普通・貧困）を中心に、非行名、居住状況、保護者、保護者・本人の職業、被虐待経験、教育程度等を加えたデータを統計的に分析し、生活程度の観点から見た非行少年の特徴を見いだす。

（イ）質問紙調査

非行少年の成育環境を明らかにするために、地方自治体等の子供の貧困に関する実態調査を参考にし、「教育」に関する事項、「生活環境」に関する事項、「心理

的側面」に関する事項、「経済状況」に関する事項、「家庭環境」に関する事項、「支援」に関する事項等について、一定期間における少年院入院者及びその保護者並びに保護観察を開始した保護観察処分少年及びその保護者を対象に、アンケート調査を実施した。その際、令和2年3月に内閣府が示した地方自治体での子供の貧困実態調査に関する共通項目も取り入れ、一般少年と非行少年との比較が行えるように工夫した。

分析においては、前記アンケート調査結果、調査対象者の在院施設又は係属保護観察所から得た非行名等の基本的情報及び記録調査を実施して得た情報を基に、世帯の所得が相対的に低い状況を「生活困窮」とした上で、①少年院入院者又は保護観察対象者のうち生活困窮層と非生活困窮層の違いを見いだし、非行少年のうちの生活困窮層の実態を明らかにすること、②一般少年のうちの生活困窮層と非行少年のうちの生活困窮層の違いを見いだし、非行少年等の処遇・支援における課題を明らかにすることとした。

(ウ) 実地調査

少年院や保護観察所等における修学支援等に関する処遇・支援の現状を把握するため、各施設等への実地調査を行った。

ウ 成果物の取りまとめ

これらを総合して、非行少年のうち貧困の課題をもつ者の実態を明らかにし、犯罪・非行をした者等に対する有効な処遇・支援の在り方をまとめて法務総合研究所研究部報告等として発刊した。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省の他部局員4名の計11名により構成）において、事前評価では、本研究の前記目的の是非及び達成の見込みについて検証した上、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、事後評価では、本研究の前記目的の達成状況について検証した上、評価基準（別紙1）第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、それぞれ各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

4. 事前評価の概要

本研究について、令和2年5月13日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

（必要性の評価項目）

本研究は、再犯防止推進計画において再犯防止のための指導等を効果的に行うために把握すべきとしている対象者の特性を、その成育環境という観点から明らかにしようとするものであり、同計画が推進している、再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究となる。再犯防止施策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高い。また、本研究は、非行をした少年における子供の貧困の問題について明らかにするため、少年院に入院した者とその保護者並びに保護観察所で保護観察を開始した保護観察処分少年とその保護者を対象として調査を実施し、分析する予定である。非行をした少年を対象とした子供の貧困に関する調査研究はこれまで行われておらず、法務総合研究所以外の機関で同様の研究を行うことは著しく困難である。したがって、他の研究機関では代替する研究を実施することは著しく困難である。さらに、少年院に入院した者及び保護観察処分となった少年に占めるひとり親家庭の比率は、子供のいる全世帯におけるひとり親家庭の比率に比べて顕著に高く、かつ上昇傾向にある。ひとり親世帯の相対的貧困率は5割を超えていることから、非行をした少年において貧困の問題を有する者が増加

している可能性があるが、非行少年の育成環境における貧困の問題はこれまで非行の背景として指摘されながら十分明らかにされていない。非行少年のうちの貧困層の特徴を明らかにして、非行をした者の中でも特に困難な課題を抱えている者の自立支援につなげるための基礎資料を提供することは急務である。初発非行が早いほど立ち直りが困難とのデシスタンス研究結果は、非行防止の重要性を示しているが、本研究は、非行少年のうちの貧困層の特徴と、地方自治体等による子供の貧困実態調査研究で明らかにされつつある一般の貧困層の特徴を比較することにより、非行防止への示唆を得ることが期待できるものであり、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。このように、必要性を評価する3項目については、30点中30点であったことから、本研究の必要性は、高いものと認められる。

(効率性の評価項目)

本研究の対象は、一定期間において、少年院に入院した少年並びに保護観察処分を受け保護観察を開始した少年及びその保護者としている。地方自治体等による子供の貧困に関する実態調査を踏まえ、教育、生活環境、心理的側面、経済状況、家庭環境、支援に関する事項等を調査することとしており、非行をした少年の家庭の生活程度や育成環境等を把握する上で保護者からの情報収集は欠かせず、調査対象の設定は、研究の趣旨・目的に照らし、非常に適切なものとなる見込みである。また、本研究は、検察官、法務教官、法務技官、保護観察官等、少年の処分・処遇に関する実務経験を有する研究官で構成するチームで実施される。研究で用いるデータの中心は、矯正施設又は保護観察所が保有する公的記録に基づき収集されるもので信頼性がある。データの分析も統計学的に妥当な方法で行い得る。具体的な調査手法や調査項目等については今後更に検討の余地があるものの、研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。さらに、研究に用いるデータの入手方法は法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、主として研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであることを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも合理的と見込まれる。このように、効率性を評価する3項目については、30点中27点であったことから、本研究は、効率的になされるものと見込まれる。

(有効性の評価項目)

本研究は、非行少年を対象とした子供の貧困の実態に関する調査研究であることから、政府の重要な社会政策の一つである子供の貧困対策においても示唆をもたらすことが期待できるものであり、非行少年の修学支援等の処遇の充実につなげるといった法務省の再犯防止施策のみならず、子供の貧困対策に関する施策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学等の研究機関においても、多様な検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。このように、有効性を評価する1項目については、10点中10点であったことから、本研究の有効性は、高いものと見込まれる。

(総合評価)

したがって、総合的評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と評価できる。

5. 事後評価の内容

本研究について、令和7年5月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、次のとおり事後評価を行った。

(1) 研究の成果について

本研究においては、公的統計を使用して、少年非行の動向を概観すると共に、非行少年の生育環境の実態に関する特別調査を実施し、その結果について、世帯状況、経済状況、小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下「ACE」という。）の有無と

いう三つの点に着目した分析を行うなどした。

これらの調査結果から、以下の知見を得た。

なお、研究成果の公表に際しては「生育環境」に用語を統一することとしたため、以降の記載においても同様とする。

ア 公的統計を使用した少年非行の動向調査の実施結果及び同結果に対する考察

(ア) 検挙・裁判の動向等

昭和期における少年による刑法犯の検挙人員(昭和 40 年以前は過失運転致死傷等を含む。)の推移には、26 年、39 年及び 58 年に三つの大きな波があり、いずれもその頃に刑法犯の多くの罪名において検挙人員の戦後最多を記録した。平成期以降、少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、一時的な増加はありつつも、全体としては減少傾向にある。

18 の罪名について、平成 10 年(児童買春・児童ポルノ禁止法違反については、同法が施行された 11 年の翌年である 12 年)と令和 4 年とを比較すると、①検挙人員・構成比(少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める各罪名の検挙人員の比率をいう。)共に減少・低下しているもの(恐喝、窃盗、横領、毒劇法違反及び覚醒剤取締法違反)、②双方共に増加・上昇しているもの(強制わいせつ、詐欺、大麻取締法違反、軽犯罪法違反及び児童買春・児童ポルノ禁止法違反)のほか、③検挙人員は減少しているものの構成比を見ると上昇しているもの(殺人、強盗、放火、強制性交等、暴行、傷害、住居侵入及び器物損壊)の三つに大別できる。

また、少年による「初発型非行」(万引き、オートバイ盗、自転車盗及び遺失物等横領)について、その検挙人員総数並びに少年による刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率の推移(最近 30 年間)を見ると、近年、大幅な減少傾向にあり、初発型非行を含む少年非行の態様が多様化している状況がうかがえる。

一方、一般保護事件の家庭裁判所における終局処理人員の処理区分別構成比を見ると、平成 5 年以降、一貫して審判不開始が最も高く、22 年までは 70% 台で推移していたが、その翌年から低下傾向にある。他方、検察官送致(刑事処分相当及び年齢超過)は、令和 4 年は平成 10 年の約 4.5 倍となっており、少年院送致及び保護観察についても、いずれも上昇傾向にある。

以上を踏まえると、同検挙人員総数の減少のみをもって、少年非行全体の改善と評価することは困難であると考えられた。

(イ) 少年矯正・保護観察の動向等

少年院入院者の非行名別構成比の推移(最近 30 年間)を男女別に見ると、男子で構成比が最も高かった窃盗、女子で構成比が最も高かった覚醒剤取締法違反は、いずれも低下傾向にある一方、男女共に詐欺が上昇傾向にある。

少年院入院者の教育程度別構成比の推移(最近 30 年間)を男女別に見ると、男女共に「中学卒業」が低下傾向にある一方、「高校中退」が上昇傾向にある。ただし、少年院入院者の教育程度については、あくまでも非行時点での最終学歴又は就学状況を示しており、少年院送致された際の年齢に大きく左右されることや、少年院出院後に、更に上の学校に進学する場合もあり得ることに留意する必要がある。

少年院入院者の保護者状況別構成比の推移(最近 30 年間)を見ると、男子では、構成比が最も高かったのは、平成 5 年以降 20 年まで「実父母」、21 年から令和 4 年まで「実母」であり、女子では、構成比が最も高かったのは、平成 5 年以降 14 年まで「実父母」、15 年から令和 4 年まで「実母」であった。

また、保護観察処分少年について、保護観察開始人員の非行名別構成比の推移(最近 30 年間)を見ると、平成 9 年までは、道路交通法違反の構成比が最も高く、10 年から令和 4 年までは、窃盗の構成比が最も高かった。窃盗の構成比は、平成 22 年(42.2%)まで上昇傾向にあったものの、その後低下傾向にあり、令和 4 年は 25.4%であった。また、構成比としては低い水準にあるものの、平成 5 年と比較して最

も増加率が高かったのは、詐欺であり、同年に 0.2%であったところ、令和 4 年は 3.5%であった。

保護観察処分少年について、保護観察開始人員の居住状況別構成比の推移（最近 30 年間）を見ると、「両親と同居」の構成比は減少傾向にあり、平成 14 年までは 60%前後であったが、令和 4 年は 44.9%であった。

以上のような傾向の変化を踏まえると、非行少年の生育環境の質的な変化がうかがえた。

イ 非行少年の生育環境の実態に関する特別調査の実施状況

本研究においては、①少年院在院者のうち、令和 3 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に処遇の段階（少年院における処遇の段階は、その者の改善更生の状況に応じた矯正教育その他の処遇を行うため、1 級、2 級及び 3 級に区分されており、在院者は、まず 3 級に編入され、その後、改善更生の状況等に応じて上位又は下位の段階に移行する。）が 1 級にあった男子、及び同年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に処遇の段階が 1 級にあった女子、並びにそれぞれの保護者（6 親等以内の親族に限る。以下同じ。）、②保護観察対象者のうち、令和 3 年 6 月 1 日から同月 30 日までの間に新たに保護観察を開始した保護観察処分少年（交通短期保護観察の対象者及び移送を除く。以下同じ。）の男子、及び同年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間に新たに保護観察を開始した保護観察処分少年の女子、並びにそれぞれの保護者に調査協力を求め、これに同意した者を対象として質問紙調査を実施した。

分析対象者は、少年院在院者 591 人（男子 526 人、女子 65 人）、保護観察処分少年 274 人（男子 152 人、女子 122 人）、少年院在院者の保護者 410 人、保護観察処分少年の保護者 290 人であった。

ウ 特別調査の実施結果及び同調査結果等を踏まえた考察・提言

特別調査の結果についての世帯状況、経済状況、小児期逆境体験（ACE）の有無という三つの分析結果を踏まえ、本研究により明らかになった非行少年の傾向・特徴と課題を整理し、今後の非行少年の再非行防止対策等を検討する上で留意すべきと思われる点について考察するとともに、非行少年の再非行防止に向けた処遇の在り方について検討した。

（ア）世帯状況の違いによる比較

a 同居の状況

調査対象の少年が、現在（少年院在院者は、少年院入院前）、誰と住んでいるかについて調査した結果を見ると、少年院在院者は、「父又は母と同居」（39.0%）の構成比が「父母と同居」（36.1%）の構成比よりも高く、保護観察処分少年は、「父母と同居」（46.9%）の構成比が最も高かった。「父又は母と同居」（36.6%）と合わせると、少年院在院者の 7 割以上、保護観察処分少年の 8 割以上が、父母あるいは父又は母のいずれかと同居していた。

b 家族との夕食の頻度

過去 1 年間に家族と一緒に夕食を食べた頻度について少年院在院者、保護観察処分少年を比較すると、「ほぼ毎日」と回答した者の構成比は、少年院在院者では、「父母と同居」18.4%、「父又は母と同居」11.0%、「その他」9.9%であるのに対し、保護観察処分少年では、それぞれ 51.2%、38.4%、25.6%であった。調査対象者の年齢層に違いがある点には留意を要するが、研究部報告 58「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」（法務総合研究所、2018）における全国の満 16 歳以上の青少年の「ほぼ毎日」の構成比は、58.0%であり、本調査の対象者は、一般調査の結果と比べ、家族と一緒に夕食を食べる頻度が低い傾向がうかがえた。

c 転職歴

調査対象の少年の転職歴について世帯状況別に見ると、少年院在院者のうち転

職歴が「ある」と回答した者は、「父母と同居」、「父又は母と同居」及び「その他」のいずれにおいても6割以上を占め、保護観察処分少年でも3割以上を占めている。東京都の「子供の生活実態調査報告書【若者（青少年）調査】」（2017）における「転職経験」では、「ある」の構成比が22.3%（仕事をしたことがない者及び無回答の者を除く回答者に占める比率）であり、調査対象年齢層が一致していない点に留意する必要があるが、本調査の対象者における転職歴がある者の構成比は、一般調査の結果と比べて高い傾向が見られた。

d 保護者に対する調査結果

他方で、保護者に対する調査結果のうち、子供を持ってからしたことがある経験を見ると、調査対象者の保護者全体では、約3割の保護者が、「（元）配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがあった」、約2割の保護者が、「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがあった」と回答していた。東京都が実施した調査によれば、一般の少年の保護者は、いずれも約7パーセントであった（東京都「子供の生活実態調査」（平成28年度）による。）。また、調査対象者の約1割の保護者が、「自殺を考えたことがあった」、「わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがあった」、「出産や育児でうつ病（状態）になった時期があった」と回答していた。支え手伝ってくれる人の存在について見ると、調査対象者の約2割の保護者が、「あなたの気持ちを察して思いやってくれる人」、「子供との関わりについて、適切な助言をしてくれる人」が、「いない」又は「わからない」と回答していた。

e 考察・提言

こうした調査結果からは、調査対象者の保護者の中には、一部に、何らかの事情から社会的に又は家庭内で孤立している保護者の存在が示唆された。そして、調査対象者の保護者が、あればよいと思う支援では、総数で見ると、「どんな内容の相談ごとでも受け付けて、相談に乗ってくれる窓口」の該当率が最も高く、「保護観察終了後も継続的に支援をしてくれる仕組」、「あなた自身が気軽に相談したり、ぐちをこぼしたりできる相手」などの項目についても相応のニーズが示されていたほか、その内訳を見ると、保護観察処分少年の保護者よりも少年院在院者の保護者の方がいずれの項目についても該当率が高かった。

以上の傾向・特徴を踏まえると、少年のみならず、保護者も含めた地域における支援等の強化が重要と考えられる。

（イ）経済状況の違いによる比較

a 経済状況による分類

今回の調査では、少年の家庭の経済状況の違いによる比較を行うため、①所得の多寡、②家計の状況、③経済的な理由による子供の体験の欠如の有無について調査し、「低所得」、「家計のひっ迫」及び「子供の体験の欠如」の三つの要素のうち、二つ以上に該当する世帯を「生活困窮層」、一つに該当する世帯を「周辺層」、いずれにも該当しない世帯を「非生活困難層」と分類した。なお、①所得の多寡については、保護者を対象として世帯収入を調査し、世帯収入を世帯人数の平方根で除した値が、国民生活基礎調査の所得金額の中央値を平均世帯人員の平方根で除した値の2分の1（143万円）未満であった場合を「低所得」に該当するものとし、②家計の状況については、保護者を対象として過去1年間に家族が必要とする食料・衣服が買えなかった経験の頻度及び公共料金等を滞納した経験を調査し、食料・衣服が買えなかった経験又は公共料金等を滞納した経験がある場合に「家計のひっ迫」に該当するものとし、③「子供の体験の欠如」については、保護者を対象として家庭で子供にしていることについて調査し、いずれかの項目につき「経済的にできない」に該当した場合に「子供の体験の欠如」に該当するものとした。

その結果、少年院在院者の世帯では、生活困窮層が 69 人 (27.5%)、周辺層が 42 人 (16.7%)、非生活困難層が 140 人 (55.8%) であり、保護観察処分少年の世帯では、生活困窮層が 34 人 (20.9%)、周辺層が 34 人 (20.9%)、非生活困難層が 95 人 (58.3%) であった。

調査年や対象となる少年の年齢層が同一ではないため、単純に比較することはできないが、東京都の「子供の生活実態調査報告書【小中高校生等調査】」(2017)での生活困窮層の割合を見ると、16-17 歳においては、困窮層が 6.9%、周辺層が 17.1% であった。この結果と比べると、少年院在院者及び保護観察処分少年の世帯の方が、生活困窮層の構成比が高かった。

b 中学 2 年の頃の授業の理解度

中学 2 年の頃の授業の理解度を経済状況別に見ると、保護観察処分少年の非生活困難層を除き、「分からなかった」（「わからないことが多かった」及び「ほとんどわからなかった」の合計）の構成比が最も高く、少年院在院者では、生活困窮層 69.6%、周辺層 70.7%、非生活困難層 68.1%、保護観察処分少年では、生活困窮層 55.9%、周辺層 47.1%、非生活困難層 32.3% であった。

内閣府調査における「授業の理解状況」についての回答では、「分からない」（「わからないことが多い」及び「ほとんどわからない」の合計）の構成比は、それぞれ 44.4%、44.0%、11.4% であった。調査対象者の年齢層が一致していないことなどに留意する必要があるが、単純に比較すると、本調査の対象者の結果との間には大きな差が認められた。

c 中学 2 年の頃の勉強の仕方

中学 2 年の頃の勉強の仕方を経済状況別に見ると、少年院在院者について、「塾で勉強した」の該当率を見ると、生活困窮層 (7.2%)・周辺層 (10.0%) と非生活困難層 (33.6%) との間で大きな差が見られた。保護観察処分少年に関しても、生活困窮層 (26.5%) は、非生活困難層 (37.0%) より「塾で勉強した」の該当率が低かったほか、「家の人に教えてもらった」、「友達と勉強した」などの項目においても非生活困難層より該当率が低かった。

d 保護者に対する調査結果

また、子供が中学 2 年の頃における進学の見通し（保護者に対する調査）を経済状況別に見ると、少年院在院者の保護者、保護観察処分少年の保護者のいずれも、生活困窮層は、非生活困難層に比べ、「中学まで」の構成比が高く（それぞれ 23.5%、11.8%）、「短大・高専・専門学校まで」（いずれも 8.8%）や「大学またはそれ以上」（それぞれ 2.9%、5.9%）の構成比が低かった。

なお、調査対象年齢が一致していない点等に留意する必要があるが、内閣府調査における「子供の進学段階に関する希望・展望」についての保護者への調査の結果を見ると、「中学まで」が 0.5%、「高校まで」が 16.3%、「短大・高専・専門学校まで」が 19.7%、「大学またはそれ以上」が 50.1% であった。

e 考察・提言

少年院や保護観察所においては、これまでも様々な修学支援に取り組んでいるが、今回の調査結果から、経済状況が厳しい少年については、高等学校以上の教育段階に進学し、又は修学を継続していくに当たっては、保護者の協力・理解の有無なども含め、課題が多いことがうかがえた。この点、支援等の在り方として肝要なのは、非行少年が何らかのきっかけにより、更に上の教育段階への進学等の意欲を示した際に、当該少年の状況に即した進学先に関する情報はもとより、利用可能な経済的支援を含む各種支援制度等に関する情報も個別にかつ速やかに提供できる体制を整えておくことであると考えられる。就労支援についても、少年院や保護観察所において、これまでに、厚生労働省との連携の下、充実強化が図られているところ、雇用主に対し非行少年の特性に関する理解の促進等

を図ることも有効であると考えられる。今回の調査結果及び令和4年版犯罪白書等において明らかになった非行少年の意識や価値観に加え、例えば、発達障害・知的障害、トラウマ、アディクション（嗜癖）等の非行少年にも見られる特性などを含めて、雇用主側に、一定の認識を共有することが重要であると考えられる。さらに、雇用主側、雇用される側（少年）双方が相互の認識や理解を深め、信頼関係を強固にしていくことも重要であると考えられる。

（ウ）小児期逆境体験（ACE）の有無による比較

a ACEの有無による分類

本調査では、ACEに関する12項目のうち、18歳まで（18歳未満の者については調査時点の年齢まで）の経験の有無を尋ね、1項目以上該当があった者を「ACEあり」、1項目も該当がなかった者を「ACEなし」として分析したところ、「ACEあり」の構成比は、少年院在院者で87.6%、保護観察処分少年で58.4%に上った。また、男女別の比較では、保護観察処分少年（男子・女子）及び少年院在院者（男子）と比べて少年院在院者（女子）の各項目の該当率が総じて高い傾向が見られた。

なお、調査項目数が同一ではない点等に留意する必要があるが、松浦 直己・橋本 俊顕・十一 元三（2007）「非行と小児期逆境体験及び不適切養育との関連についての検討—少年院におけるACE質問紙を使用した実証的調査—」（兵庫教育大学研究紀要、30、215-223）では、ACEの主要な9項目について調査しており、4か所の男子少年院の在院者及び一般の高校生（男性）を対象として調査を実施し、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では31.3%～37.1%であった一方、一般の高校生では89.3%であったことが示されている。松浦 直己・橋本 俊顕（2007）「発達特性と、不適切養育の相互作用に関する検討—女子少年院在院者と一般高校生との比較調査より—」（鳴門教育大学情報教育ジャーナル、4、29-40）でも、女子少年院の在院者及び一般の高校生（女性）を対象とした同様の調査において、ACE該当数が0項目の者が、少年院在院者では32.9%であった一方、一般の高校生では88.1%であったことが示されている。

b 考察・提言

現在、女子少年院で実施されている「女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム」は、女子在院者の非行の背景として、過去の傷付き体験の影響があることを考慮した内容となっているほか、男子在院者の中にも逆境体験のあるものが一定数いるところ、非行の背景に小児期の逆境体験があり、様々な障害等を有する在院者の状態や行動を理解する上で、トラウマの影響を認識する視点は重要である。

今回の調査結果を踏まえると、特に少年院在院者（女子）においては、逆境体験を複数有しており、それがトラウマとなっている者が少なくないことが推察され、トラウマを抱える非行少年に対する支援の充実強化等が必要と考えられる。少年院においても、トラウマそのものに対して必要なのは矯正教育による対応ではなく、基本的には治療であると考えられる。このため、児童精神科医等の医師による診察・治療の下、矯正教育を進めることが理想的であるところ、矯正教育を担う少年院の職員（以下この項において「法務教官等」という。）がトラウマを抱えている少年院在院者に対して適切に矯正教育を実施していくためには、トラウマインフォームドケアが重要となる。すなわち、法務教官等において、トラウマによる影響等を適切に理解し、その兆候や症状を認識した上で、トラウマを抱える少年に対応することが肝要であり、これによって、当該少年の再トラウマ化を防ぎ、適切なケアやサポートにつなげていく必要がある。また、法務教官等の処遇をする側への配慮も必要である。トラウマを抱える少年との関わりを通じて、法務教官等が感じるストレスの大きさや、代理受傷（職員が少年の被害体験

の話聞くことで、自らが体験していなくても、少年と同様のトラウマを体験した状態となること）の懸念などが報告されている。こうした課題に対応していくには、前提として、法務教官等において、トラウマを適切に「見立てる」ことができるようになることが肝要であると考えられるところ、このためには、相応の経験と研さんの機会が必要とされるほか、児童精神科医等専門家の関与・支援等も望まれる。

エ 成果物

本研究の成果は、令和5年6月に研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」、同年12月に令和5年版犯罪白書（特集—非行少年と生育環境）として公表され、法務省関係部局や大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。今後、本研究の結果は、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討等に利用されていく見込みである。

（2）各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

（必要性の評価項目）

第二次再犯防止推進計画では、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組の一つとして、少年に対する可塑性に注目した指導等の充実が求められている。本研究は、少年の生育環境に着目し、その実態を明らかにしつつ、少年やその保護者の支援に対するニーズについても調査したものであり、更に効果的な処遇・支援の方策を検討する上での重要な基礎資料となるものであって、法務省の重要な施策に密接に関連し、実施の必要性が極めて高かった。

また、これまで非行をした少年を対象とした生活環境（特に経済的な問題を含む）に関する大規模な調査研究は行われていなかったところ、本研究では、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な統計調査のほか、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者を対象とした大規模な質問紙調査を実施した。法務総研所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究であった。

このように、本研究の必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の必要性は、高かったと認められる。

（効率性の評価項目）

特別調査では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにそれらの保護者を調査対象としたことで、非行少年のみならずその保護者の抱える問題点やニーズも把握することができた。また、地方自治体等が実施した子供の生活環境に関する調査研究を参考にし、調査項目を決定し、同調査研究との比較を行うことで、対象者の生活環境の特性やニーズを詳細に検討できたことから、調査対象の設定は非常に適切なものであった。

研究評価検討委員会の事前評価では「調査結果をどう処遇に活かすことができるのか分からない」との指摘を受けたことから、成果物である犯罪白書等において、調査結果についての考察と共に、非行少年に対する処遇・支援の在り方についての提言も行った。また、「非行少年の家庭の生活程度（貧困度）別の属性の差をクロス表で出すことはできようが、それがどのような意味を持っているのかをあらかじめよく検討する必要がある」との指摘を受けたことから、支援状況や本人の資質等に関する質問項目を設けることで、処遇・支援の在り方の検討に資する資料となるよう工夫した。「結果として貧困ゆえに保護観察処分対象となった者のみが選別されてしまうのではないか」との指摘に対しては、調査対象者の中での生活困窮層、周辺層、非生活困難層の分類による比較に加え、自治体で実施された一般調査の結果との比較を行うことで、非行防止や健全育成を図る上での資料となるよう工夫した。なお、今後、同種の調査を行う際には、罪種別による分析も検討することが望ましい。本研究の調査に際しては、調査実施機関である少年院及び保護観察所と連携を図り、実施に際しては、他者の目に触れないスペースで

行うよう配慮を求めるなどしたほか、質問紙には、調査への協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示した上で、無記名で実施するなど、適切な実施体制を構築した。また、分析方法等が適切なものになるよう、東京都立大学人文社会学部阿部彩教授、京都大学大学院教育学研究科岡邊健教授からアドバイスを受けており、非常に適切な実施体制・手法であった。

本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。

このように、効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点であったことから、本研究の効率性は、高かったと認められる。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」及び令和5年版犯罪白書「非行少年と生育環境」として公刊され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。

本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、非行少年の生活環境を明らかにしたものであった。本研究は、修学・就労支援を始めとする法務省の非行少年に関する施策の立案、事務運用の改善等の検討のほか、大学等の研究機関における非行少年の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和5年版犯罪白書のアクセス数は、令和7年4月4日現在で14万7,911件、同ページにおける研究部報告65のアクセス数は2,863件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、令和6年9月に開催された第9回内閣府定着支援・アセスメント勉強会における矯正局の発表や、こども家庭庁の令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として実施された「こども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究」の調査研究報告書別冊第2巻では、本調査の結果が用いられている。また、「児童虐待一増加傾向が続く現状、その早期発見と対処に関する課題への効果的な対応策」（染田恵、2024、駿河台法学第37巻第2号）、「地域援助を通してみる司法・犯罪領域の臨床家の在り方とさらなる貢献の余地」（田中かおり、2025、犯罪心理学研究62巻S号）などの論文においても本研究が引用されている。

このように、有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であったことから、本研究の有効性は、高かったと認められる。

(3) 総合評価

したがって、総合評価としては、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、評点の合計点は70点中70点であったことから、本研究の有効性は「大いに効果があった」と評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和7年9月9日～10月3日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和7年度法務省事前評価実施結果報告書（案）」に対する質問・意見及び回答のとおりのとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）
 - 第 13 条 非行少年等に対する支援
- 「再犯防止推進計画」（平成 29 年 12 月 15 日閣議決定）
 - 第 4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
 - 第 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
- 「第二次再犯防止推進計画」（令和 5 年 3 月 17 日閣議決定）
 - 第 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
 - 第 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
 - 1 特性に応じた効果的な指導の実施等
 - (2) 具体的施策
 - ② 特性に応じた指導等の充実
 - iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等
- 「子供の貧困対策に関する大綱」（平成 26 年 8 月 29 日閣議決定、令和 5 年 12 月 22 日「こども大綱」閣議決定に伴い廃止）
 - 第 5 子供の貧困に関する調査研究等
- 「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）
 - 第 3 こども施策に関する重要事項
 - 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (4) こどもの貧困対策
 - 第 4 こども施策を推進するために必要な事項
 - 2 こども施策の共通の基盤となる取組
 - (1) 「こどもまんなか」の実現に向けた E B P M
(こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

- 令和元年版犯罪白書
- 令和元年版子供・若者白書
- 法務総合研究所研究部報告 46「青少年の生活意識と価値観に関する研究」

*1 「令和元年版犯罪白書」第 2 編第 2 章第 1 節 1 項（2-2-1-1 図）

-
- *2 「令和元年版犯罪白書」第2編第2章第2節2項 (2-2-2-3②図)
 - *3 「令和元年版犯罪白書」第2編第2章第1節3項 (2-2-1-11⑧図)
 - *4 「令和元年版子供・若者白書」第3章第2節4項 (3-32 図)
 - *5 「令和元年版犯罪白書」第3編第2章第4節2項 (3-2-4-7 図)
 - *6 「令和元年版犯罪白書」第3編第2章第4節2項 (3-2-4-4 図)
 - *7 「令和元年版犯罪白書」第3編第2章第5節2項 (3-2-5-4 図)
 - *8 「令和元年版子供・若者白書」第3章第2節4項 (3-33 表)
 - *9 「再犯防止推進計画」 (平成29年12月閣議決定)

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組 (推進法第11条、第13条関係)

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。…略…

(2) 具体的施策

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等

…略…

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実

…略…

ウ …略…

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

ア 矯正施設からの進学・復学の支援

…略…

イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援

…略…

*10 「再犯防止推進計画」 (平成29年12月閣議決定)

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組 (推進法第11条、第13条、第21条関係)

1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状認識と課題等

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。…略…

(2) 具体的施策

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等到大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事後評価結果表

【非行少年と成育環境（子供の貧困）に関する研究】

評価項目	評価	評点	参考
必要性	1 法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点
	2 代替性のない研究であるか。	A	10点
効率性	3 研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点
	4 研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点

	5	研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いるデータの入手方法は、法務省の機関としての利点を生かしたものである上、その分析方法も、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、特別な追加的費用を要しなかったことを踏まえると、研究手法は、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。
有効性	6	研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は、研究部報告65「非行少年と生育環境に関する研究」及び令和5年版犯罪白書「非行少年と生育環境」として公開され、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。全体にわたり、見やすく工夫した図表を豊富に使用するとともに、研究で得られた知見及び実務に活用可能な提言を平易な用語で解説しており、実務家にとっても実務家以外の研究者等にとっても分かりやすいものとなっている。
	7	法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は、「再犯防止推進計画（第一次）」及び「第二次再犯防止推進計画」に沿って、非行少年の生活環境を明らかにしたものであった。本研究は、修学・就労支援を始めとする法務省の非行少年に関する施策の立案、事務運用の改善等の検討のほか、大学等の研究機関における非行少年の研究に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれる。法務省ホームページにおける令和5年版犯罪白書のアクセス数は、令和7年4月4日現在で14万7,911件、同ページにおける研究部報告65のアクセス数は2,863件であり、今後もアクセス数の増加が見込まれる。また、例えば、令和6年9月に開催された第9回内閣府定着支援・アセスメント勉強会における矯正局の発表や、子ども家庭庁の令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業として実施された「子ども家庭ソーシャルワーカー（仮）の施行に向けた具体的運用に関する調査研究」の調査研究報告書別冊第2巻では、本調査の結果が用いられている。また、「児童虐待—増加傾向が続く現状、その早期発見と対処に関する課題への効果的な対応策」（染田恵、2024、駿河台法学第37巻第2号）、「地域援助を通してみる司法・犯罪領域の臨床家の在り方とさらなる貢献の余地」（田中かおり、2025、犯罪心理学研究62巻S号）などの論文においても本研究が引用されている。

評点合計： 70点

令和 7 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 7 年 9 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（福岡第 2 法務総合庁舎整備事業）			政策体系上の位置付け
				法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－15－(2))
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	1 事業の基本情報の変化 事業は総額約 79 億円で平成 26 年度から令和元年度にかけて実施し、令和元年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 ・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が 100 点以上（146 点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・ 地域性、人権、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性について特に充実した取組（各評価 A）がなされていることから、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 3 総合的評価 以上、1 及び 2 より、施設の老朽、面積不足の解消及び立地条件の解消をするとともに、業務効率の改善及び合理化並びに利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和 7 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省)

施 策 名	施設の整備（福岡第2法務総合庁舎整備事業）					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））					
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	27,700	70,338	447,364	2,872,436
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	18,467	0	238,327
		合計(a+b+c)	27,700	88,805	447,364	3,110,763
	執行額（千円）		9,233	88,805	209,037	1,417,656
	区分		30 年度	31 年度		
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	4,295,212	174,636		
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	1,693,107	3,513,974		
		合計(a+b+c)	5,988,319	3,688,610		
	執行額（千円）		2,473,729	3,688,610		
	政策評価実施時期	令和7年9月			担当部局名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

福岡第二法務合同庁舎に入居している検察庁（福岡高等検察庁、福岡地方検察庁及び福岡区検察庁）は、裁判所との円滑な執務のために隣接する必要があるところ、都市計画に伴い、裁判所が移転することにより、日常の業務に重大な支障が生じるおそれがある。

また、福岡保護観察所は昭和 37 年に建設された建物であり、狭あいや経年による老朽化が著しい。

さらに、いずれの施設も、必要な諸室を整備するには面積不足である上に、機能不備等により、来庁者への対応に支障が生じており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

検察庁及び保護観察所を集約した法務総合庁舎を整備し、事務の合理化、施設の集約化を図るとともに、裁判所に隣接させることで司法機関との連携強化を図る。また、機能不備の解消により、利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：福岡県福岡市中央区六本松 4 丁目 2－3

事業時期：平成 26 年度から（令和元年度から供用開始）

延べ面積：24,254 m²

入居庁：福岡高等検察庁、福岡地方検察庁・福岡区検察庁、九州地方更生保護委員会、福岡保護観察所

3. 事前評価の概要

平成 25 年 8 月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が 100 点以上であること。

事業計画の必要性：124 点

- ・ 既存庁舎は老朽化が著しく面積が不十分な上、都市計画の関係で早期の移転を依頼されている。
- ・ 福岡保護観察所は耐震性能が不足している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が 100 点であること。

事業計画の合理性：100 点

- ・ いずれの施設も、既存敷地に必要とする規模の新営整備を行うことができないこと、また、集約整備による、施設・設備の合理化・効率化、人的資源の有効活用、国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備が図ることができないことから、他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、2 庁それぞれが現在地建替えを想定したもの

(3) 有効性

基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：133 点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路及び鉄道等が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

事業計画の効果（B 2）：A 評価 5、B 評価 0、C 評価 2

- ・ 地域性（緑地・オープンスペースの設置、周辺の都市環境への配慮、景観への配慮）、人権（地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、環境保全性（省エネ機器・システムの導入、屋上緑化、水の循環利用、自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応）、防災性（雷保護の高性能化、停電対策、保管室の防火性能の確保）及び保安性（保安性の確保、被疑者・保護観察対象者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。
- ・ ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

(4) 総合的評価

以上、(1)、(2) 及び (3) から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1 については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が 100 点以上あることを確認する。

また、B 2 については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）により各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約 79 億円で平成 26 年度から令和元年度にかけて実施し、令和元年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ B1 : 146 点 (別紙1 参照)
- ・ B2 : 地域性、人権、環境保全性、防災性、保安性及び耐用・保全性 (以上評価A) (別紙2 及び 3 参照)。

(3) 総合的評価

以上(1)(2)より、施設の老朽、面積不足の解消及び立地条件の解消をするとともに、業務効率の改善及び合理化並びに利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和7年9月9日～10月3日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和7年度法務省事前評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和8年度予算概算要求への反映内容】

5 事業計画の効果 (B 1)

事業計画の効果 (B1)に関する評価指標(福岡第2法務総合庁舎)

分類	項目	係数					評価点	
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管書予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件 機能性等	単独庁舎の場合 総合庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が整っている			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である		適切な構造・機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)								146

別紙 2

6 事業計画の効果（B 2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【福岡第2法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携 ・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 ・跡地の有効活用 ・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性	地方公共団体(都心部小中連携校)による活用 保育所の設置(職員以外の地域枠として開放) 敷地境界部分のセットバック、緑地確保(緑化率30%以上)、並木道の整備 隣接する敷地の外構空間や緑道の植栽との調和、建物と一体感のある象徴的なデザインの庇	A:3つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下 A
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	東側、西側道路から十分セットバックを行い東側住宅へ配慮した建物配置を実施	A:2つ以上該当
		・被疑者、被収容者等の人権に配慮した建物計画 ・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両の地下駐車) 来庁者との動線分離(外来者の多い保護観察所を1階、プライバシー要求度の高い検察庁の諸室を上階に計画するとともに、動線が交差しないよう計画)	B:1つ該当 C:該当なし A
環境保全性	環境保全性	・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策 ・木材利用促進	照明制御(人感センサー、明るさセンサー) 屋上緑化 太陽光発電 雨水利用設備 高性能ガラス(Low-Eガラス、ペアガラス) 内装の木質化、玄関庇裏	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下 A
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。 ・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。 ・建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	身障者用駐車場、多目的便所、敷地内の通路、階段 止水板、電気室をGL以上に設置 高度な雷保護(SPD(過電流保護装置)) 外部電源車からの引込接続対応(仮設発電機接続可)、自家発電設備	A評価 B評価 C評価 A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A
		・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策 ・保管室の防火性能の確保	防火設備(FD)	A
機能性	保安性	・保安性の確保 ・被疑者、被収容者等の監視を容易にする工夫 ・保管室の防犯性能の確保 ・将来の模様替えに配慮した階高の確保 ・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・可動間仕切の活用 ・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置	地下車庫内に護送用車からの身柄乗降スペース(管理シャッター付) 監視カメラ 電気錠(入退管理装置) 可動間仕切 外部仕上げに汚染防止トップコート、耐候性塗料 将来南側の駐車場の一部を増設スペースとして対応可能	A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A:2つ以上該当 B:1つ該当 C:該当なし A
経済性	耐用・保全性			

令和 7 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 7 年 9 月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（佐渡法務総合庁舎整備事業）			政策体系上の位置付け
				法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 (Ⅶ－15－(2))
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	1 事業の基本情報の変化 事業は総額約 16 億円で平成 26 年度から令和元年度にかけて実施し、令和元年度に完成した。 2 事業の効果の発現状況 ・ 業務を行うために必要な基本機能の評点が 100 点以上（133 点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。 ・ 人権、防災性、保安性及び耐用・保全性について特に充実した取組（各評価 A）がなされていることから、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。 3 総合的評価 以上、1 及び 2 より、施設の老朽及び面積不足の解消をするとともに、業務効率の改善及び合理化並びに利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

令和 7 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

(法務省)

施 策 名	施設の整備（佐渡法務総合庁舎整備事業）					
政 策 体 系 上 の 位 置 付 け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－15－（2））					
施 策 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・ 執 行 額 等	区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	23,569	28,760	1,006,284	57,888
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	311,200
		合計(a+b+c)	23,569	28,760	1,006,284	369,088
	執行額（千円）		12,150	28,620	0	369,088
	区分		30 年度	31 年度		
	予算の 状 況 （千円）	当初予算(a)	455,616	50,328		
		補正予算(b)	0	0		
		繰越し等(c)	695,084	59,365		
		合計(a+b+c)	1,150,700	109,693		
	執行額（千円）		1,091,335	109,693		
	政策評価実施時期	令和7年9月			担当部局名	大臣官房施設課
評 価 方 式	事業評価方式					

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

新潟地方検察庁佐渡支部は、昭和 44 年に建築された建物であり、狭あいや経年による老朽化が著しい。

また、新潟刑務所佐渡拘置支所は、昭和 47 年に建築された建物であり、経年による老朽化が進んでいる。

さらに、いずれの施設も、必要な諸室を整備するには面積不足である上に、機能不備等により、来庁者への対応に支障が生じており、行政事務の円滑な遂行に支障を来している。

(2) 目的・目標

新潟刑務所佐渡拘置支所敷地に、2つの施設を併せて法務総合庁舎として整備し、業務効率の改善及び合理化を図るとともに、機能不備を解消することで利用者へのサービス向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所：新潟県佐渡市中原 3 4 1

事業時期：平成 26 年度から(令和元年度から供用開始)

延べ面積：2,240 m²

入居庁 所：新潟地方検察庁佐渡支部・佐渡区検察庁
新潟刑務所佐渡拘置支所

3. 事前評価の概要

平成 25 年 8 月、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

事業計画の必要性に関する評点が 100 点以上であること。

事業計画の必要性：114 点

- ・ 既存庁舎は面積が不十分な上、建物の耐震強度が不足している。

(2) 効率性

事業計画の合理性に関する評点が 100 点であること。

事業計画の合理性：100 点

- ・ 他の案では、拘置支所敷地内に必要とする規模の増築ができないこと、また、機能集約による合理化が実現できないことから、事業案と同等の性能を確保できない。

※「他の案」とは、2 庁それぞれの敷地に増築を想定したもの

(3) 有効性

基本機能（B 1）及び付加機能（B 2）が適切に反映されているものを効果のある事業計画とする。

事業計画の効果（B 1）：133 点

- ・ 現予定地での新営整備は、周辺に道路が整備され良好なアクセスが確保されており好条件である。

事業計画の効果（B 2）：A 評価 4、B 評価 0、C 評価 3

- ・ 人権（地域住民の人権に配慮した建物計画、被疑者・被収容者等の人権に配慮した建物計画、来庁者の人権に配慮した建物計画）、環境保全性（省エネ機器・システムの導入、屋上緑化、水の循環利用、自然エネルギーの活用、グリーン購入法の全面的な対応）、防災性（非常用飲料水の確保、停電対策、保管室の防火性能の確保）及び保安性（保安性の確保、被疑者・被収容者等の監視を容易にする工夫）に対して特に充実した取組が計画されている。
- ・ 地域性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性に対して一般的な取組が計画されている。

(4) 総合的評価

以上、(1)、(2) 及び (3) から、新規採択事業としての要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に基づき、「業務を行うための基本機能」（以下「B 1」という。）と、「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「B 2」という。）の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B 1 については、「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ、100 倍した数値を事業計画の効果（B 1）とし、評点が 100 点以上あることを確認する。

また、B 2 については、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）により各分類ごとにその取組状況の評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の基本情報（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化

事業は総額約 16 億円で平成 26 年度から令和元年度にかけて実施し、令和元年度に完成した。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（B 1）に関する評価指標」（別紙 1）、「事業計画の効果（B 2）に関する評価指標」（別紙 2 及び 3）のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・ B 1 : 133 点
- ・ B 2 : 人権、防災性、保安性及び耐用・保全性（以上評価 A）（別紙 2 及び 3 参照）。

(3) 総合的評価

以上（1）（2）より、施設の老朽及び面積不足の解消をするとともに、業務効率の改善及び合理化並びに利用者へのサービスの向上を図ることができたことから、事業の目的を果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

令和 7 年 9 月 9 日～10 月 3 日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

別添「令和 7 年度法務省事前評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答」のとおり

7. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の令和 8 年度予算概算要求への反映内容】

5 事業計画の効果 (B 1)

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(佐渡法務総合庁舎)

分類	項目	係数					評価点	
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管書予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込みあり				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画・ビッツ・コア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
	機能性等	総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
			標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造・機能として計画されている。又は、特殊な施設で必要機能等が満足される計画である	適切な構造・機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要機能等が満足されないおそれがある	1.0
評価点 (各係数の積 × 100倍)								133

別紙 2

6 事業計画の効果（B 2）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

事業計画の効果(B2)に関する評価指標【佐渡法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	事例など	評価
社会性	地域性	・地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携		A:3つ以上該当
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		B:2つ以上該当
		・跡地の有効活用	用途廃止の上担当財務局へ引継ぎ	C:1つ以下
		・地域性のある材料の採用 ・地域住民との連携 ・オープンスペースの設置 ・景観性		B
環境保全性	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画	歴史・文化及び風土への配慮及び周辺都市環境への配慮(周辺環境との色彩質感の調和、周囲緑地との調和)	A:2つ以上該当
		・被疑者、被収容者等の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	B:1つ該当
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離(護送用車両車を一般者動線と交差しない計画)	C:該当なし
		・特別な省エネ機器の導入 ・緑化のための特別な対策 ・自然エネルギー利用のための特別な対策 ・水資源の有効活用のための特別な対策 ・断熱性向上のための特別な対策	一般面会待合室や呼出し人控室等の個室整備 照明制御(人感センサー、明るさセンサー) 太陽光発電	A:4つ以上該当 B:2つ以上該当 C:1つ以下
機能的	ユニバーサルデザイン	・木材利用促進	内装等の木質化(風除室・エントランス壁天然木化粧合板)	A評価 B評価 C評価
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮を達成している。	(参考) 身障者用駐車場、多目的便所、EV、階段、点字ブロック	
		・建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。		
		・火災への特別な対策 ・浸水への特別な対策 ・強風への特別な対策 ・落雷への特別な対策 ・構造体に係る業務継続のための特別な対策 ・ライフラインに係る業務継続のための特別な対策 ・災害時の対策	電気室をGL以上に設置 高度な雷保護(SPD(過電流保護装置))	
経済性	防災性	・保管室の防火性能の確保	防火建具、防火設備(FD)、耐火間仕切	A
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)、生体認証装置	
		・被疑者、被収容者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ	
		・保管室の防犯性能の確保	無窓	
経済性	耐用・保全性	・将来の模様替えに配慮した階高の確保		A
		・将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保		
		・可動間仕切等の活用	可動間仕切(呼出人控室)	
		・清掃を容易にするための取組 ・メンテナンスを容易にする工夫 ・増築可能な建物配置	塩害対策(耐重塩害仕様の室外機)	

(参考 1)

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

法務省大臣官房施設課に おける事業評価システム

平成28年12月改定
法務省大臣官房施設課

目次

1 政策評価とは	1
2 法務省における政策評価	2
3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価) ..	3
4 事業評価システムの流れ	4
5 法務省大臣官房施設課における評価体制	5
6 事業評価(事前・再・事後評価)システム	
(1) 事前評価システム	6
(2) 再評価システム	12
(3) 事後評価システム	12

1 政策評価とは

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- ①国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

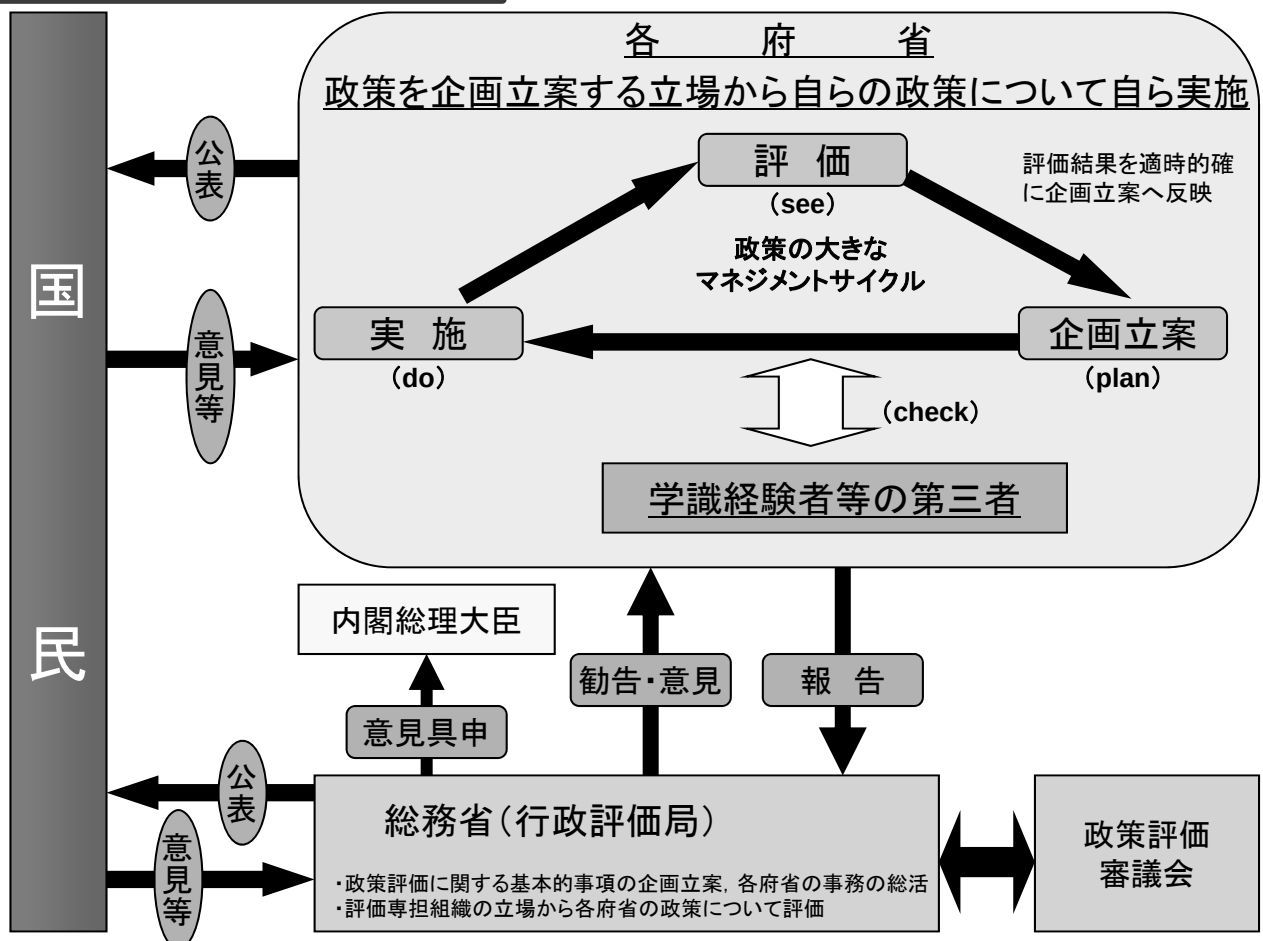
③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価審議会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み



2 法務省における政策評価（法務省政策評価に関する基本計画）

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策（狭義）」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

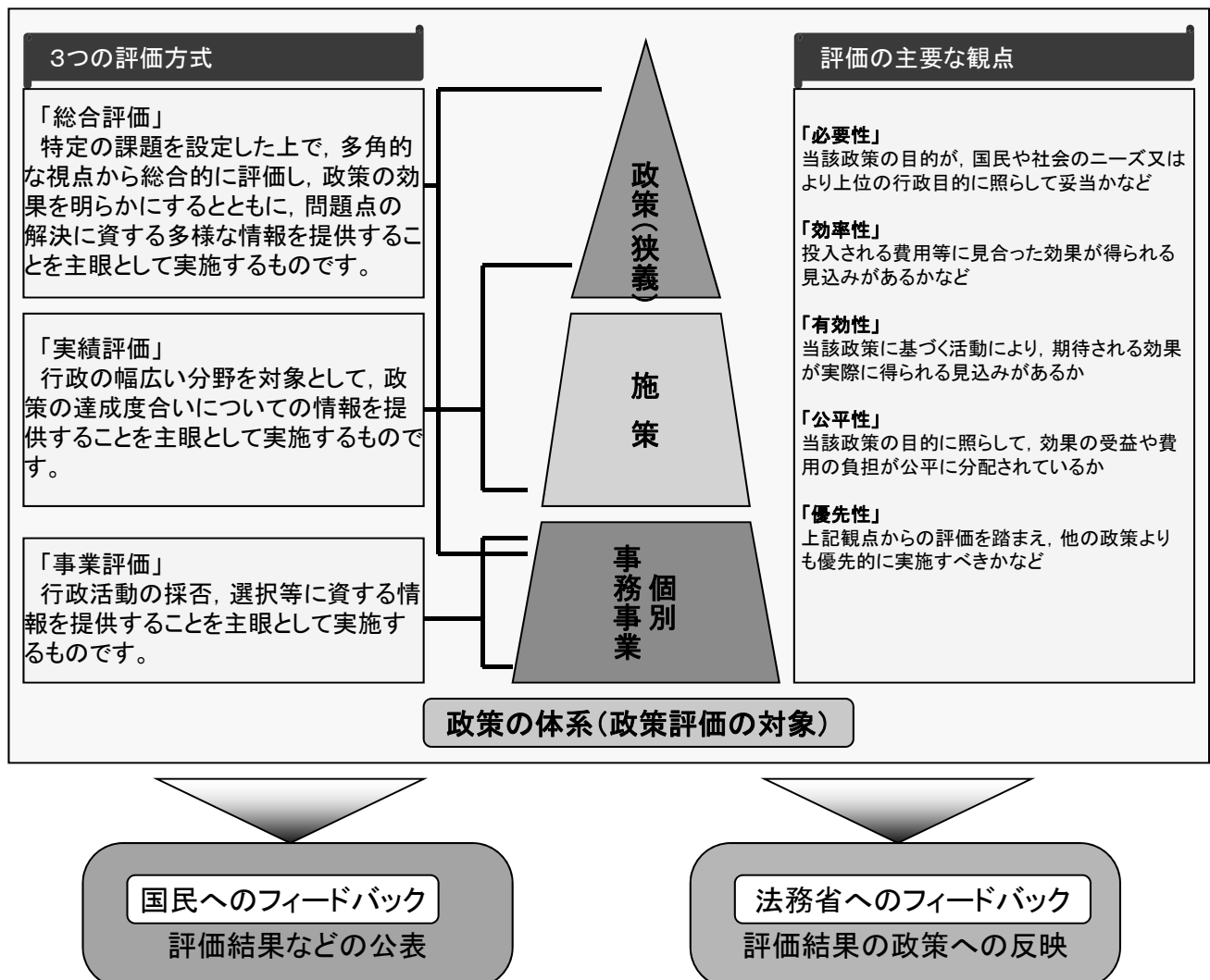
又、政策評価は、政策の性質等に応じ、対象となる政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ（<http://www.moj.go.jp>）を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価（事業評価）

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

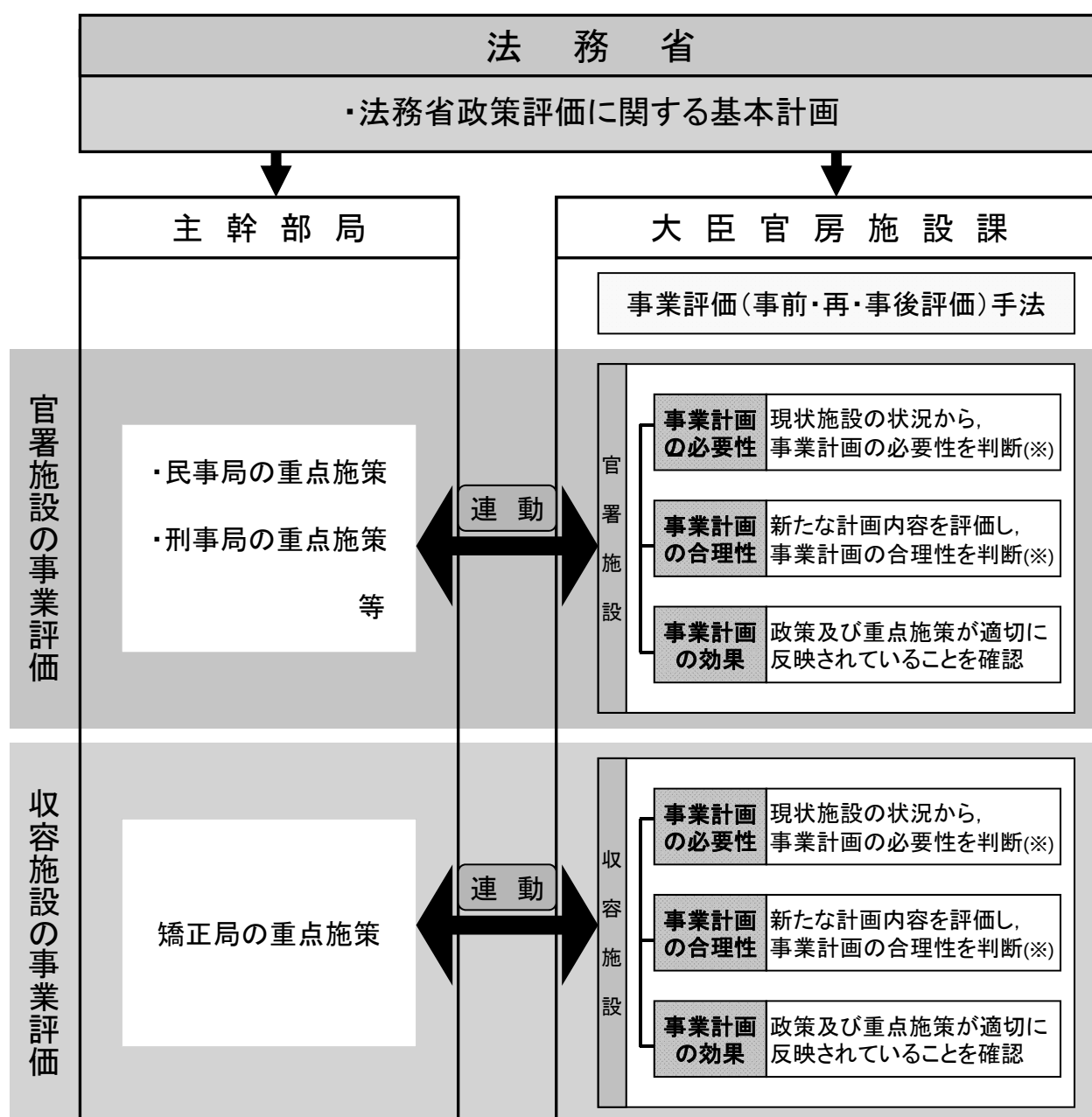
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

○施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。
 （「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。）
 （「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。）

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。



(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

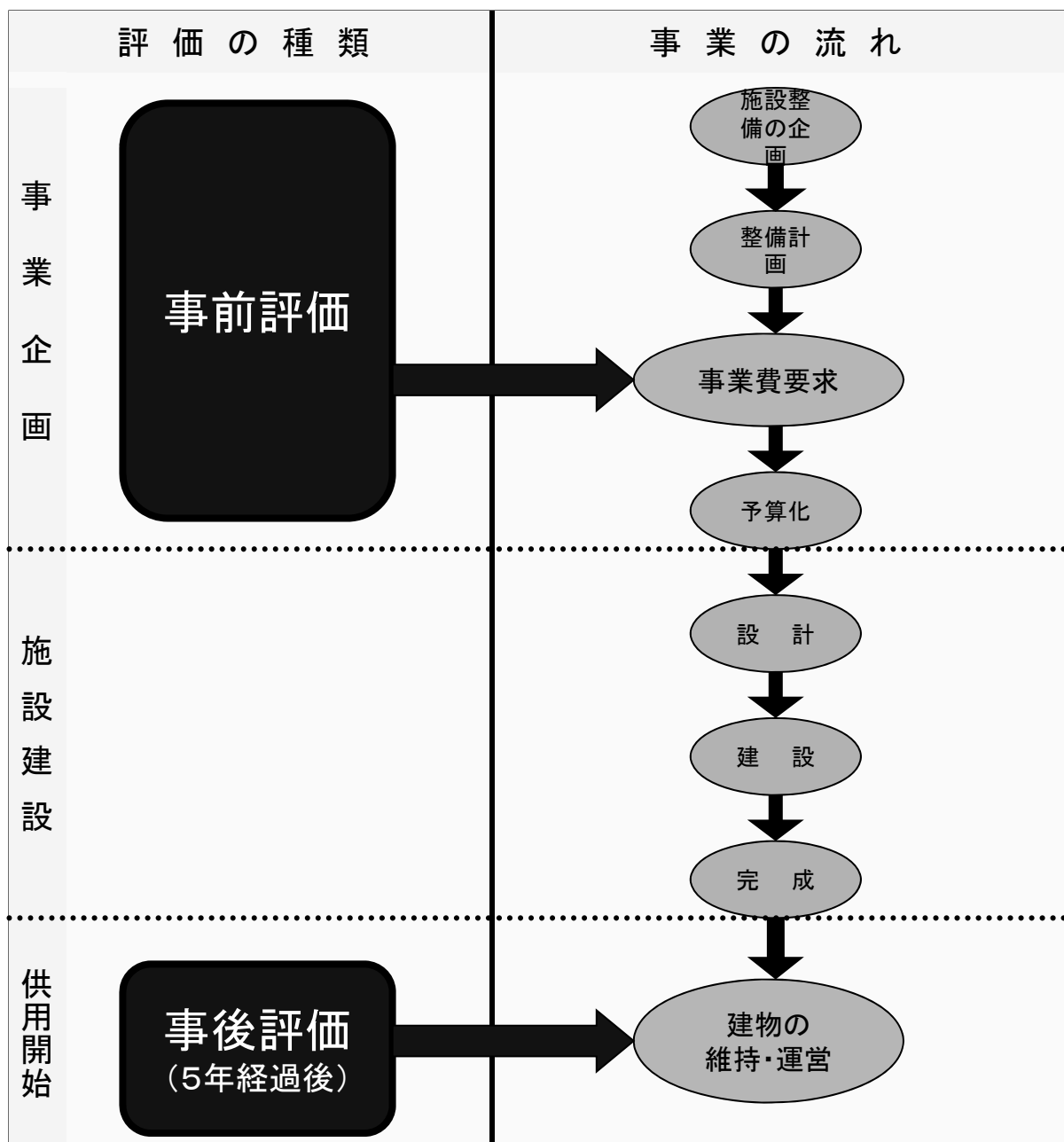
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。

事前評価	・事業費要求時(調査費と同年度に設計費を要求する事案については翌年度)に実施します。
再評価	・事業の進捗状況又は社会経済情勢の変化を考慮し、実施します。
事後評価	・施設供用開始から5年経過後実施します。

施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ

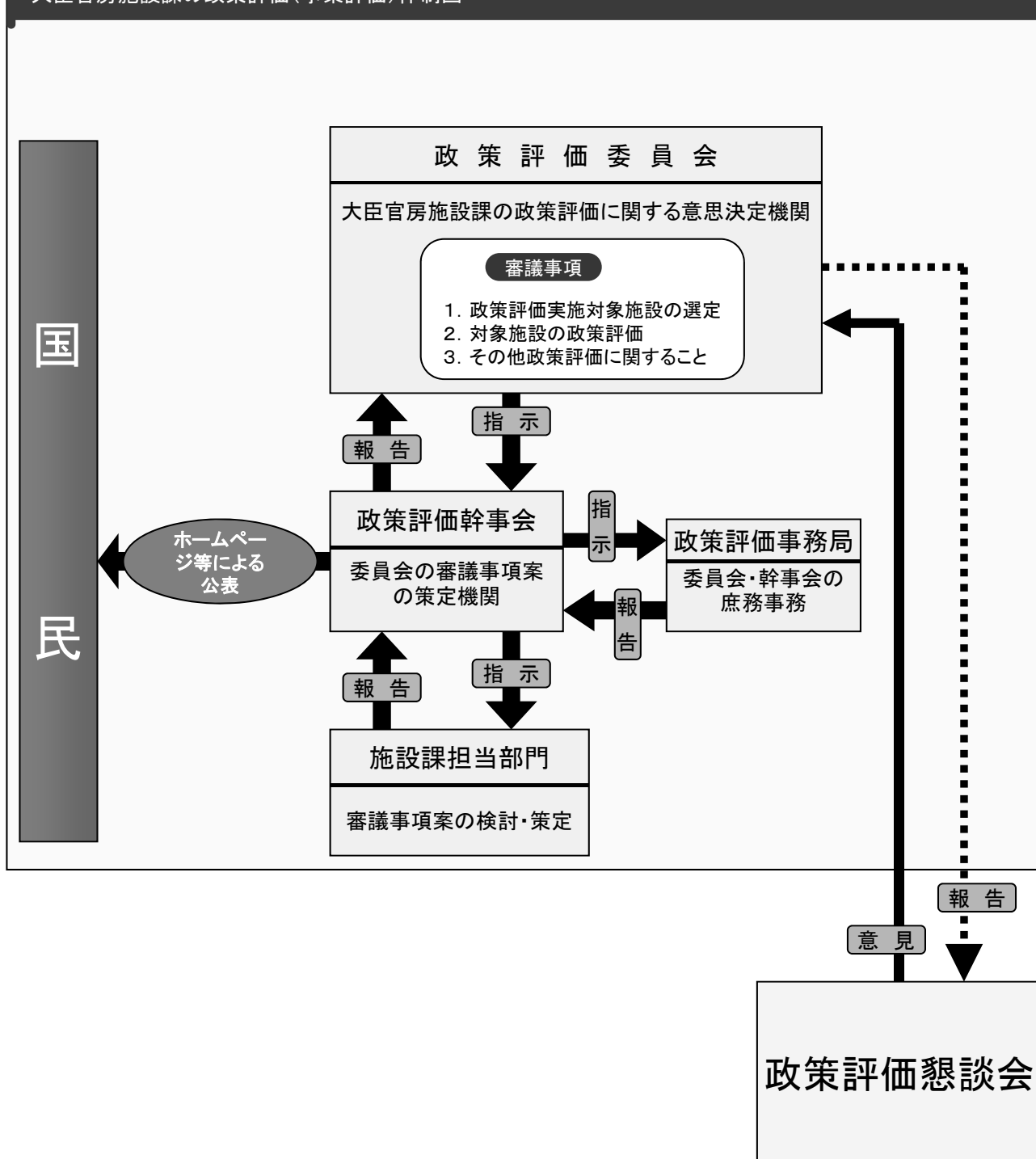


5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として、以下のような評価体制を定めています。

大臣官房施設課の政策評価(事業評価)体制図



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。

3つの評価指標の概要

事業計画の必要性

「事業計画の必要性に関する評価指標」により、「事業計画の必要性に関する評点」を算出し、事業計画の必要性を判断します。

事業計画の合理性

「事業計画の合理性に関する評価指標」により、「事業計画の合理性に関する評点」を算出し、事業計画の合理性を判断します。

事業計画の効果

「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」により、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

○評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①～③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します（同一理由で2つ以上評点がある場合は、評点の高い方を採用する。）。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画、特々計画又はシビックコア計画（一団地の官公庁施設計画を含む）に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル（100点）以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度：木造施設の経年による構造、設備等の劣化の度合いや立地条件に関する指標です。
建設時点を約9000とします。

現存率：非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。
建設時点を100とします。

面積率：現状施設の延床面積（㎡）／新営施設の延床面積（㎡）

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて適当な場所にある場合、10点加算する。
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	80%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同左				
狭あい	庁舎面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合		借用期限が切れ即刻立退が必要なもの		期限付き立退要求のもの		なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借り上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務効率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該施行分を除く施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものは7点、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度50点以下のもの	60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来庁者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評 点							備 考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等	法令等に基づく整備	法令、審議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要	新たな行政需要に対応した整備	当該行政需要への対応が特に緊急を要する		当該行政需要への対応を至急すべき		当該行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい			
機構新設	機構新設に伴う整備	整備を行わない場合、業務の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

○評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評 点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件が災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件が災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	人権	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	防災性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
	保安性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みが計画されている
		B	充実した取り組みが計画されている
		C	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等、事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり、再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

○評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)」に関する評価指標の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目	係数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、 総合庁舎 としての 整備条件	単独庁舎の場合	単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合	総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン (建物内)	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION
MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100－8977 東京都千代田区霞が関1－1－1
TEL : 03-3580-4111 (代表) Fax : 03-5511-7203
URL : <http://www.moj.go.jp>

(参考 2)

令和 7 年度法務省事後評価実
施結果報告書（案）に対する
質問・意見及び回答

令和7年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見

No.	施策名	質問者	該当箇所	質問・意見	回答
1	検察権行使を支える事務の適正な運営	小川委員	p.42 今後の方向性	受講者アンケートも一定の意味があるが、受講者が累積して増える近い将来には、実際に捜査において、DF技術がどれくらい使われたかを検証することが必要と思います。それにより研修の成果が国民に還元された評価できるのではないのでしょうか。	御意見をいただきありがとうございます。 DF研修の効果を検証する方策については、引き続き検討を行って参ります。
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	井上委員	p.42	「検察庁の捜査・公判能力の更なる向上のための循環モデル」は極めて重要な考え方であると思う。今後もこのモデルをしっかりと構築し、人材育成に努められたい。	御意見をいただきありがとうございます。 今後とも、検察庁におけるDF人材の育成に努めて参ります。
3	検察権行使を支える事務の適正な運営	宮園委員	p.42 課題への対応と今後の方向性	DF研修の体系化が必要ではないか、段階的なカリキュラムの構築、そして、初期研修修了者からエキスパート研修を終了した者がどの程度、どの部署に何人くらい必要か、研究内容を維持するために何年毎二件集が必要かといったことを明らかにしていくことが必要ではないか、それによって予算化を要求するしていくことも可能になるのではないか。	御意見をいただきありがとうございます。 いただいた御意見も踏まえつつ、検察庁におけるDFの知識・技能を持つ人材の育成方法について不断の検討を行って参ります。
4	検察権行使を支える事務の適正な運営	石谷委員	全般	参考意見ですが、AI関連のことを今後内容に盛り込んで欲しいです。現在、日進月歩で進化しているAIなので、まずは触れるところから始めるというレベルでも問題ありません。	御意見をいただきありがとうございます。 捜査・公判におけるAIの活用については、今後も検討が必要な事項であると認識しており、いただいた御意見も踏まえつつ、DF研修の内容について不断の検討を行って参ります。
5	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	宮園委員	p.48～p.49	48頁の狙いと指標との関係がよくわからず、アウトカム(長期化傾向の改善)との因果関係がよくわかりません(私の理解不足と思われますが)。	民事裁判のデジタル化に対応し、弁論準備手続等へのウェブ参加を増やしたことで、移動時間の削減や柔軟な日程調整が可能となり、訴訟の処理件数が増加、その結果、平均審理期間の長期化傾向の改善につながったと考えております。 他方、複雑・困難な重要大型事件の係属件数については、デジタル化による迅速化効果を縮減する要因として記載したものです。
6	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	小川委員	p.58 今後の方向性、裁判の迅速化への対応	デジタルを駆使することも重要ですが、本質的には、国側が書面を提出することとなる次回期日までの日数をなるべく短くするような工夫があるとういと思いました。原告が書面を提出するチームと被告国が書面を提出するチームの期間比較をして、国側の書面提出が長すぎないよう(もちろん、内容によっては相当の時間がかかる場合もあります)配慮することも担当者の意識として大事ではないかと思います。	御指摘のとおり、担当者が訴訟の迅速化に向けた意識を持つことは重要であり、研修等を通じて繰り返し意識付けを行うとともに、迅速化を実現するための環境整備を進めてまいりたいと考えております。書面提出に要した期間の比較につきましては、どのような形で把握することが可能か、検討して参ります。
7	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	井上委員	p.58	予防司法支援の充実が極めて重要なポイントであると思う。今後更に的確に対応した支援に努められたい。	引き続き、利用行政機関の問題意識やニーズに的確に対応した質の高い予防司法支援を目指し、取組を進めて参ります。
8	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	横田委員	p.75 成果物について	本調査結果は極めて有用であり、時代の変化に伴う傾向の変化が具体的に示されている点も大変興味深い。既に省内関係部局や大学研究者等への共有が進められているものの、直接的に関与する関係者(保護司など)に対しては、部局を通じより丁寧な周知をお願いしたい。加えて、本調査は教育分野、地域行政、福祉等とも広く関連する点が認められることから、法務省内にとどまらず、関係行政機関を広く視野に入れた共有を期待する。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪白書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、各矯正管区や各更生保護委員会を対象とした犯罪白書説明会を各地で実施しました。実施した研究の成果については、関係者や関係行政機関等に広く利用していただくために、今後も、積極的に広報等を行い、周知して参ります。
9	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	猪熊委員	全般	このような調査・研究は定期的な継続実施をする価値があるのではないかと感じた。親の状況調査も必要と思われるし、少年への教育として、社会に出てすぐに必要となる労働・雇用教育や、社会保障教育の実施に関する検討も必要だと考えられるためである。	法務総合研究所では、平成2年から令和3年までの間、5回にわたり、少年鑑別所入所者等に対する生活意識と価値観に関する特別調査を実施しており、さらに、本研究において、非行少年の主観面の形成に影響を与えていると考えられる生育環境についても調査を実施しました。御指摘いただいた視点等も参考にさせていただきながら、引き続き、非行少年の特性を明らかにするための調査研究の在り方について検討して参ります。
10	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	井上委員	p.83	「非行少年と成育環境(子供の貧困)」に関する研究」結果を今後の施策に生かしていただきたい。	本研究の研究成果をまとめた研究部報告及び犯罪白書については、各発刊後、それぞれ関係各部署に配布しているほか、各矯正管区や各更生保護委員会を対象とした犯罪白書説明会を各地で実施しました。実施した研究の成果については、関係者や関係行政機関等に広く利用していただくために、今後も、積極的に広報等を行い、周知して参ります。
11	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	石谷委員	全般	白書のようなものは、今後AIが利用しやすい形で提供することを求められるケースもあると想像できるので、文書だけではなく、一般的なデータ形式で提供することも検討して欲しい。	本調査結果については、令和5年版犯罪白書第7編「非行少年と生育環境」において掲載した図表データを、エクセルデータとして法務省のHP上で公開しています (https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html)。
12	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	朝日委員	p.88 3. (3)有効性(B2)防災性	(ア)の防災性について、近年および今後の気候変動による水害の激甚化を踏まえた場合、内水氾濫など治水関連の対応の必要性はないのでしょうか。	p.90「事業計画の効果(B2)」に関する評価指標【福岡第2法務総合庁舎】に記載のとおり、止水板や電気室をGL以上に設置することで対応を行っております。

(参考 3)

モニタリングのために 作成した資料

政策名			自由かつ公正な社会の実現に向けた取組						
目指すべき姿			法の支配が貫徹された自由かつ公正な社会の実現に向け、「法的なものの考え方」が広く国民に浸透するとともに、国民の多様なニーズに応える法曹人材が多数輩出される環境を整備する。						
施策群 1			学校現場等への支援						
活動目標（アウトプット）			法教育に関する教員の負担の軽減						
			法教育に関する教員の知識・スキルの向上						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定性	教員向け法教育セミナー等の実施状況	教員向け法教育セミナーの実施状況						
1	定量	法教育推進協議会等の活動状況	法教育推進協議会及び部会の開催回数		6回	10回	6回		
1	定量	出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回	6,264回		
			出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人	314,641人		
成果目標（アウトカム）		学校現場におけるより効果的な法教育の実践							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	法教育実践状況調査結果	各学校現場における法教育の実践状況に関する調査結果						
5	定量	（再掲）出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回	6,264回		
			出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人	314,641人		
施策群 2			法教育に関する情報発信等						
活動目標（アウトプット）			国民が法教育に触れる機会の増加						
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定性	法教育教材及び法教育関連情報の提供状況	法教育教材及び法教育関連情報の提供状況や提供に際しての工夫						
2	定量	SNSによる情報発信（投稿回数）	法務省管理の SNS を利用して国民向けに法教育関連情報を発信した回数（投稿回数）		72回	67回	52回		
成果目標（アウトカム）		法に関する国民の興味・関心の向上							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定量	法教育教材の発送件数	法教育教材を発送した件数		26,071件	13,865件	9,941件		
6	定量	（再掲）出前授業の実施状況	出前授業の実施回数及び	実施回数	3,532回	5,319回	6,264回		
			出前授業に参加した人数	参加人数	209,927人	235,987人	314,641人		
6	定性	法教育実践状況調査結果	各学校現場における法教育の実践状況に関する調査中、法に対する興味関心の向上に関する調査結果						

施策群 3・4			有為な法曹人材の確保に向けた取組／活動領域の拡大に向けた環境整備							
活動目標（アウトプット）			法曹という職業の魅力や活動領域に関する国民の理解の深まり							
			法曹の活動領域の拡大							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定性	法曹のキャリアパスや活動領域に関する情報発信の内容		法曹のキャリアパスや活動領域に関して、ホームページや会議体等で発信した情報の内容						
3	定性	法曹人口の在り方に関するデータの集積及び分析結果		法曹人口の在り方に関して、集積及び分析したデータ						
4	定量	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況		法曹養成制度改革連絡協議会の開催件数及び参加機関数	開催件数	3回	2回	2回		
					参加機関数	11機関	13機関	11機関		
成果目標①（アウトカム）			法曹志望者の増加							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	法科大学院志願者数等		法科大学院志願者数及び入学者数	志願者数	10,564人	12,174人	13,513人		
					入学者数	1,968人	1,971人	2,076人		
7	定量	法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果		法学部生の法曹志望に関するアンケート調査結果の内容		法曹等を志望する学生の割合：14% 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約20%	法曹等を志望する学生の割合：16% 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約19%	法曹等を志望する学生の割合：約17% 選択肢の1つとして考えている学生の割合：約20%		
成果目標②（アウトカム）			法曹の活動領域の更なる拡大							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	法曹養成制度改革連絡協議会の実施状況		法曹養成制度改革連絡協議会の議題、意見交換等の概要						
8	定量	各活動領域における法曹有資格者の推移等		各活動領域における法曹有資格者の推移及びその増減		企業内弁護士数 :2,965人 任期付公務員数 :246人	企業内弁護士数 :3,184人 任期付公務員数 :243人	企業内弁護士数 :3,391人 任期付公務員数 :264人		

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	法教育、法曹養成に係る予算額
--------------------	----------------

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化							
目指すべき姿		裁判外紛争解決手続（ADR）の適切な制度運用、デジタル化を通じた利便性の向上など新たなニーズに対応することで、ADRがより国民に身近で、魅力的な紛争解決の選択肢となり、ひいては紛争当事者がふさわしい解決手続を容易に選択できる社会を目指す。							
施策群 1		ODRの推進							
活動目標（アウトプット）		事業者がODRに参入しやすい環境（情報基盤、手続、認知度）を整備する							
		データ連携やA I、最先端技術を活用したODRの導入に係る課題等を調査し、整理する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	ODRの周知・広報の実施状況	ODRについて国民や相談機関等に周知・広報した件数や周知・広報先の数（及びその内容）	周知広報件数	15	24	22		
	周知広報先数			62,900	134,586	14,529			
	内容			研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、インターネット広告等	フォーラム開催、研修会等への参加、パンフレット配布、インターネット広告等			
2	定性	実証実験の実施状況、海外調査研究結果	ODRの環境整備をはじめとする実証実験や海外調査研究の現況や結果	海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。	評価書のとおり				
成果目標①（アウトカム）		認知度が向上する							
		O D Rを実施、新規参入する認証事業者が増加する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定量	ODR実施、新規参入事業者数	ODRを実施・新規参入した事業者の数		16	10	22		
成果目標②（アウトカム）		最先端技術を活用したO D Rの社会実装に必要な条件等が明らかになる							
		最先端技術の活用、手続の整備等により、O D Rの利便性が向上する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	O D Rの社会実装に必要な条件	実証実験・調査研究の結果、明らかになった課題・条件		海外調査研究を実施し、結果の公表等に向けて準備を進めた。	評価書のとおり			
成果目標③（アウトカム）		O D Rにより解決される紛争が増加する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	ODRの利用件数	ODRの利用件数（※） ※（ ）内には不応諾を除いた全既済件数を参考記載		110 (806) ※R4に集計したR3実績	244 (809) ※R5に集計したR4実績	692(1,293) ※R6に集計したR5実績		
施策群 2		認証ADR制度の適正運用							
活動目標（アウトプット）		A D R 認証申請の迅速な処理							
		認証事業者に対する監督の実施							
		国民向け広報活動の実施							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	認証申請の受理・処理件数	ADRの認証申請の受理及び処理の件数	受理件数	4	2	5		
				処理件数	6	2	2		
3	定量	認証申請の受理から処分までの処理期間	ADRの認証申請を受理してから行政処分を行うまでの平均処理期間		101日	73日	81日		
4	定量	相談機関・国民向け広報活動の実施状況	相談機関や国民に向けた広報活動の実施件数や広報先の数	実施件数	15	24	22		
				広報先数	62,900	134,586	14,529		
成果目標①（アウトカム）		認証事業者の質が担保され、A D Rによる紛争解決に的確に対応する							
		情報基盤サイトへのアクセス数が増加する							
指標の種類	指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
8	定量	情報基盤サイトへのアクセス数	情報基盤サイトトップページの年間ページビュー数				55,347		

成果目標②（アウトカム）			認証事業者や受理件数が増加する					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
9	定量	認証事業者数	認証事業者数	168	170	168		
9	定量	認証紛争解決事業者が受理した件数	認証紛争解決事業者が受理した件数	897 ※R4に集計した R3実績	1,225 ※R5に集計した R4実績	2,938 ※R6に集計した R5実績		

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載） ＯＤＲ推進会議	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）
	（関係する施策群）	経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）（令和5年6月16日閣議決定）
	（関係する施策群）	

その他総合評価実施時に参考とする事項	ODRの推進、ADR認証制度運用に係る予算額
--------------------	------------------------

政策名		国際仲裁の活性化に向けた基盤整備								
目指すべき姿		国際商取引から生ずる法的紛争の解決手段として世界的に利用が進んでいる国際仲裁を活性化させることにより、法の支配を促進し、司法分野における我が国の国際的プレゼンスを向上させると共に、我が国の経済成長に貢献する。								
施策群 1		仲裁人・仲裁代理人等になり得る者の人材育成								
活動目標（アウトプット）		国際仲裁に関わる人材の裾野拡大及び国際舞台で活躍できる仲裁人・仲裁代理人となり得る法務人材育成施策を実施する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の実施		大学・法科大学院の学生に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの実施回数		15	12	12		
1	定量	実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した研修等の実施		実務家層を対象とする人材育成機関等と連携した国際仲裁に関する研修等の実施回数及び受講者数		4	1	2		
						124	13	66		
成果目標（アウトカム）		国際仲裁に精通した人材が育成される								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	若年層（学生・司法修習生）に対する講義等の参加者		大学・法科大学院の生徒に対する国際仲裁に関する講義及び司法修習生に対する選択型実務修習における国際仲裁修習プログラムの参加者数		424	412	634		
3	定性	司法修習生に対する実務修習及び実務家層を対象とした研修等の受講者に対するアンケートの結果		選択型実務修習における国際仲裁修習プログラム及び人材育成機関と連携した国際仲裁に関する研修等の受講者に対して実施したアンケート結果		評価書のとおり				
施策群 2		国内外の企業・法律実務家等に対する周知啓発								
活動目標（アウトプット）		国内外の企業・法律実務家等に対し、効果的な周知啓発施策を実施する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携したイベントの実施		国内外の企業・法律実務家等を対象とし、国内外の仲裁関係機関及び国際機関等と連携した国際仲裁に関するイベントの実施回数及び参加者数（オンライン視聴者を含む。）		32	12	32		
						1505	694	2354		
成果目標（アウトカム）		国内企業等における国際仲裁の意義・有用性等に関する理解が進み、我が国の国際仲裁に対する国際社会の信頼が醸成される								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	イベントの参加者に対するアンケートの結果		イベント参加者に対して実施したアンケート結果		評価書のとおり				
4	定性	企業等に対するアンケートの結果		企業等に対して実施した国際仲裁に関するアンケート結果		評価書のとおり				

成果目標（長期アウトカム）		国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた国際法務人材が増加する						
		日本企業の海外進出時における法的紛争解決の選択肢を与えるとともに海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備に貢献する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定性	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材	国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人を含めた法務人材の数					
5	定性	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった課題・成果	国際仲裁活性化推進事業を通じて明らかになった日本企業の海外進出や海外からの対日投資の呼び込みのための基盤整備における課題・成果	評価書のとおり				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項	国際仲裁活性化の整備に係る予算額	

政策名		検察権行使を支える事務の適正な運営						
目指すべき姿		検察権行使を支える事務を適正に運営することにより、検察活動が社会情勢の変化に即応して有効適切に行われ、ひいては、国民の安全・安心な社会を実現する。						
施策群 1		捜査・公判能力の向上						
活動目標（アウトプット）		社会情勢に応じて複雑化・多様化する犯罪形態に的確に対応するための知識や技能を習得する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	デジタルフォレンジック研修の実施状況	デジタルフォレンジック研修を実施した回数及び参加人数	4	4	4		
			参加人数	87	105	105		
1	定量	研修員に対する確認テストの結果	基礎的なデジタルフォレンジック研修を受講した研修員に対して実施した確認テストの平均点	71 (100点満点)	81	82		
成果目標（アウトカム）		先端犯罪に対処するための捜査・公判能力が向上する						
		迅速、適正な捜査処理が行われる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定性	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員の声	デジタルフォレンジック研修に参加した研修員等からの先端犯罪の捜査手法に関するアンケート調査等			評価書のとおり		
施策群 2		犯罪被害者等の保護・支援						
活動目標（アウトプット）		犯罪被害者等の保護・支援等に関する知識や心情等に配慮した対応を習得する						
		犯罪被害者等の保護・支援に関する制度等をまとめたパンフレット等を作成、配布する						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	被害者支援担当者中央研修の実施状況	被害者支援担当者中央研修を実施した回数及び参加人数	1	1	1		
			参加人数	65	65	65		
2	定性	犯罪被害者等向けパンフレットの作成状況	パンフレットの作成状況			別紙 1 のとおり		
成果目標（アウトカム）		捜査・公判過程において、犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮した柔軟な対応がなされる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員の声	被害者支援担当者中央研修に参加した研修員等からの犯罪被害者等支援に関するアンケート調査等			別紙 2 のとおり		
施策群 3		広報活動の実施						
活動目標（アウトプット）		出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を行う						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	検察広報活動の実施件数	出前教室や移動教室等による広報活動の件数	745	1057	1071		
3	定性	検察広報用パンフレット等の作成状況	パンフレットの作成状況			66400		
成果目標（アウトカム）		検察活動の意義や役割を理解する人が増え、捜査・公判過程において、犯罪被害者等や事件関係者から必要な協力を得やすくなる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
-	-	-	-	-	-	-	-	-

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、各種会同等において、現下の情勢を踏まえた検察の課題、考慮すべき事情などを把握し、共有している。	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	最高検察庁において、先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、分野別専門委員会（金融証券、法科学・特殊過失、国際及び組織マネジメント、供述証拠、刑事政策など）を設置しており、各専門委員会では、外部有識者である参与等との意見交換が行われている。	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
	（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項	・施策の予算額 ・検察組織の定員（検事・事務官） ・新規採用者数と性別割合（検事・事務官） ・職員の平均年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得率	

【施策群 2 犯罪被害者等向けのパンフレットの作成状況】

○同パンフレットの作成部数

日本語版 56, 300部（令和6年度）

英語版 6, 400部（令和6年度）

点字版 1, 091部（令和5年度）

○同パンフレットの主な更新内容

例年、法改正や犯罪被害者等支援施策に変更があった場合には、これらを同パンフレットに反映するよう更新を行っている。

令和6年度には、拘禁刑の導入を見据えた更新を行ったもの。

○同パンフレットの工夫点

同パンフレットの日本語版に音声コード（専用のアプリで読み取らせることにより、本文の音声読み上げが可能となるもの）を導入したほか、点字版の同パンフレットを作成し、全国の検察庁及び点字図書館等へ配布することにより、視覚障害のある人にも情報提供が可能となるよう工夫している。

【施策群 2 被害者支援担当者中央研修に参加した研修員の声】

被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果(抜粋)

研修は短期間でしたが、配付資料が充実しており、今後困ったことがあれば今回の資料を振り返ろうと思う。
研修1日目に講義を受け、2日目に他の検察庁の担当者とディスカッションを行ったことにより、犯罪被害者心理、被害者への対応方法、検察庁における各種被害者等に対する制度、警視庁における被害者支援の取組、各庁における被害者支援業務の実情等を学ぶことができ、今後の実務にいかすことのできる理解を得ることができた。
講義やフリーディスカッションを通じて、自身が所属する検察庁の被害者支援活動について検討する余地があると考えさせられた。
講師の説明は、いずれも丁寧で分かりやすく、実務の取扱いに沿った内容であったことから、十分に理解できた。 また、フリーディスカッションでは、取組に至る経緯から具体的な支援内容まで発表いただいたため、同様の事案が発生した際には実務に直接いかすことができると感じた。
分かっているつもりでも、日々の業務で意識が届いていない部分について再認識できた。また、講義では具体的な事例の説明もあり、理解を深めることができた。
講師の方の説明、講義の内容はとても分かりやすく、被害者支援担当1年目であっても、十分に理解することができた。
刑事局説明における改正法の解説による仮想事例検討が、実務においてありそうな事案を想定されており、非常に有用であった。
通達・例規を踏まえて説明していただき、根拠を理解するとともに、適切な事務処理を行うのに必要な知識等を得ることができた。さらに、各地検の実情等を知ることができ、今後の実務の参考としたい。
研修内容が幅広いものであり、実務にいかせる理解を得ることができたと断言まではできないが、概要について理解を深める貴重な機会であった。被害者支援担当者として、多方面にわたって広く深い知識が必要であることを改めて実感した。
被害者のみならず、対応困難者に接する職員へのフォロー等の参考としたい。また、担当者間で今回の研修内容を共有し、被害者対応の際に活用したい。
被害者の求めるニーズやニーズのレベルは様々であり、被害者の満足度を100%にする支援はほぼ不可能と思っている。 そのような中、少しでも100%に近づくようと日々被害者対応に取り組んでおり、本研修で得た知識もいかして、引き続き模索しながら、少しでも満足度100%に近づける支援を継続したい。

政策名		矯正処遇の適正な実施								
目指す姿		被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、法的地位に応じた適切な処遇を実施することにより、刑事・少年司法手続の円滑な運用に寄与するとともに、犯罪・非行をした者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせない。								
施策群 1・2		改善更生・円滑な社会復帰に向けた矯正処遇の実施/多機関連携による社会復帰支援の実施								
活動目標（アウトプット）		受刑者等一人一人の特性を把握し、専門的な知見・分析等に基づく処遇等の計画を作成し、組織内で共有する。								
		処遇計画等に基づき、職員が外部専門職等とも連携しながら、改善更生や円滑な社会復帰に向けた生活指導、教育・訓練を行う。								
		円滑な社会復帰に必要な支援（就労・住居・福祉等）に応じて、関係機関・団体等との調整を行い、必要な支援体制を構築する。								
		専門的な知見や効果検証等を踏まえた処遇等を実施する。								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	定量	新受刑者等の特性（性別・罪名別人数、高齢化率、精神障害者数）	新受刑者の男女別人数	男		12,906(年次)	12,599(年次)	13,265(年次)		
				女		1,554(年次)	1,486(年次)	1,557(年次)		
			新受刑者の罪名別人数		別紙のとおり	【刑法犯】 公務執行妨害 58 犯人蔵匿・証拠隠蔽 8 放火 86 住居侵入 215 通貨偽造 2 文書偽造等 38 偽証・虚偽告訴 1 わいせつ・わいせつ文書頒布等 42 強制わいせつ・同致死傷 238 不同意性交等・同致死傷 319 賭博・富くじ 7 殺人 148 傷害 454 傷害致死 69 暴行 81 危険運転致死傷 56 過失運転致死傷 186 脅迫 67 略取・誘拐及び人身売買 20 窃盗 5,430 強盗 143 強盗致死傷 128 強盗・不同意性交等及び同致死 13 詐欺 1,376 恐喝 62 横領・背任 163 盗品等関係 14 爆発物取締罰則 1 暴行行為等処罰に関する法律 96 その他 186 【特別法犯】 銃砲等剣道所持等取締法 34 売春防止法 1 児童福祉法 14 麻薬及び向精神薬取締法 121 覚醒剤取締法 2,641 道路交通法 744	【刑法犯】 公務執行妨害 59 犯人蔵匿・証拠隠蔽 4 放火 77 住居侵入 202 通貨偽造 2 文書偽造等 43 わいせつ・わいせつ文書頒布等 39 不同意・わいせつ・同致死傷 148 不同意性交等・同致死傷 313 賭博・富くじ 17 贈収賄 4 殺人 158 傷害 442 傷害致死 76 暴行 80 危険運転致死傷 40 業務上過失致死傷 1 過失運転致死傷 177 脅迫 44 略取・誘拐及び人身売買 11 窃盗 5,418 強盗 156 強盗致死傷 149 強盗・不同意性交等及び同致死 11 詐欺 1,431 恐喝 80 横領・背任 238 盗品等関係 22 暴行行為等処罰に関する法律 98 その他 196 【特別法犯】 銃砲等剣道所持等取締法 39 売春防止法 7 児童福祉法 12 麻薬及び向精神薬取締法（大麻関連除く） 193 覚醒剤取締法 2,987 道路交通法 683 出国管理及び難民認定法 68 その他 1,096			
			新受刑者の高齢化率（新受刑者に対する高齢受刑者の割合）※高齢とは、65歳以上の者をいう。以下、同じ。			14.0%	14.3%	14.2%		
			新受刑者の精神障害者数			2,435(年次)	2,877(年次)	3,264(年次)		
			専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数		専門職（福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士）の職員数	福祉専門官 70 社会福祉士 121 精神保健福祉士 10	福祉専門官 81 社会福祉士 125 精神保健福祉士 10	福祉専門官 97 社会福祉士 125 精神保健福祉士 10		
2	定量	刑務作業における一日平均就業人員	刑務作業における一日平均就業人員			34,514	33,734	32,975		

2	定量	職業訓練等の実施状況（受講者数、受講率、資格等取得者数）	出所者（出院者）に占める職業訓練及び職業指導の受講者数、受講率（職業訓練のみ）、資格等取得者数（主な科目別）	受講者数	職業訓練 3,137 職業指導 1,354	職業訓練 2,833 職業指導 1,319	職業訓練 2,742 職業指導 1,617		
				受講率	職業訓練 18.3% (職業指導 99.3%)	職業訓練 17.5%	職業訓練 18.2%		
				資格等取得者数	職業訓練 2,017 職業指導 2,780	職業訓練 1,800 職業指導 2,816	職業訓練 1,738 職業指導 3,075		
2	定量	特別改善指導の受講開始人員	特別改善指導の受講を新たに開始した受刑者の人数（指導内容別）	薬物依存離脱	7,418	6,869	6,826		
				暴力団離脱	374	408	388		
				性犯罪再犯防止	553	526	544		
				被害者の視点	530	481	423		
				交通安全	1,621	1,607	1,382		
				就労支援	2,868	2,791	982		
2	定量	特定生活指導の受講修了人員	特定生活指導の受講を修了した在院者の人数（指導内容別）	被害者視点	41	45	63		
				薬物非行防止	303	334	395		
				性非行防止	122	132	179		
				暴力防止	254	305	403		
				家族関係	279	264	293		
				交友関係	610	684	786		
				成年社会参画	470	868	924		
2	定量	教科指導の受講開始受刑者の人数	教科指導（補習教科指導、特別教科指導別）の受講を新たに開始した受刑者の人数		1,083	1,028	1,059		
2	定量	処遇に当たって配慮を要する者の数	高齢福祉課程及び福祉的支援課程並びにチーム処遇対象者の数						
3	定量	就労支援対象者の数	就労支援対象者の数		3,848(年次)	3,957(年次)	4,269(年次)		
3	定量	就労支援スタッフ等による面接等受講人数	就労支援専門官又は就労支援スタッフによる講話や面接指導等を受けた人数（延べ人数）		26,341(年次)	31,182(年次)	36,047(年次)		
3	定量	コレワークの活動実績（相談受付件数）	事業者からの相談件数		2,986	3,232	4,355		
3	定量	高齢、障害のある者の数	新受刑者のうち、高齢者や精神障害のある者の数		4,460(年次)	4,886(年次)	5,313(年次)		
			新入院者のうち、精神障害のある者の数		459(年次)	521(年次)	701(年次)		
3	定量	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った人数	福祉サービス等の利用に向けた調整を行った受刑者等の数		6,159(年次)	5,927(年次)	6,136(年次)		
3	定量	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	高等学校卒業程度認定試験の受験者数、全科目合格者数及び合格率	受験者数	743	727	799		
				全科目合格者数	321	291	342		
				合格率	43.2%	40.0%	42.8%		

成果目標①（アウトカム）		関係機関や地域等の理解や協力も得ながら、専門性に裏付けられた知見に基づき、受刑者等が再犯・再非行防止に向けた教育や社会復帰のための支援を受ける。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定性	期間中実施した効果検証、調査研究の概要・結果	期間中に効果検証センターにおいて実施した効果検証及び調査研究の概要・結果					
	定量		令和2年から令和6年の各年における刑事施設出所者について、刑事施設において特別改善指導、教科指導を受講した者の2年未満再犯率（刑事情報連携データベースシステム（SCRP）の簡易画面による算出数値）					
7	定性	再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声	・教育・支援等に関連する各種会同等での各庁意見、課題等の概要 ・職員や関係団体、元受刑者などへのインタビュー、フォーカス・グループの結果 ・釈放時アンケート結果（受刑者からのフィードバック）					
成果目標②（アウトカム）		個々の受刑者等の状況に応じて、出所（院）後を見据えた社会における就労・住居等の生活環境が整えられる。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	在所（院）中に就職が内定した者の数	就労支援対象者について、ハローワーク等の関係機関の支援により、刑事施設在所・少年院在院中に就職が内定した者の数	1,187(年次)	1,471(年次)	1,591（年次）		
8	定量	在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数	在所（院）中に福祉サービス等の支援につながった者の数	752	796	766(速報値)		
8	定量	出院時に復学・進学決定した者の数とその割合	出院時に復学・進学決定した者の数及びその割合	40	46	76		
			決定人数 割合	22.6%	26.7%	36.7%		
8	定性	（再掲）再犯防止等に向けた教育・社会復帰支援の実施に係る関係者・団体（当事者含む）の声	就労支援等に関連する各種会同等での各庁意見等					

施策群 3		適正な矯正処遇のための基盤・環境の整備						
活動目標（アウトプット）		収容を確保し、安全で、改善更生に向けた処遇に必要な機能を備え、規律偏重に陥らない風通しの良い職場環境を整備する。						
		人権意識、矯正処遇に必要な専門性を身に付けた職員を育成し、配置する。						
		不適正な処遇の早期発見、処遇の適正化等を図るための取組を進める。						
		社会一般と同程度の医療水準を確保する。						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	定量	年末収容人員・収容率	刑事施設の年末における収容人員	41,540(年次)	40,178(年次)	40,544(年次)		
			上記収容人員のその収容定員に対する割合	48.5(年次)	47.3(年次)	49.9(年次)		
1	定量	収容施設の耐震化率	所管収容施設の総延べ面積に対する現行の耐震基準に合致している建物の総延べ面積の割合	87%	89%	89%		
1	定量	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	期間中、総合警備システム等の更新整備が計画に基づき完了した庁数の割合	100%	100%	100%		
1	定量	通信型ウェアラブルカメラの整備状況	刑事施設における通信型ウェアラブルカメラの整備庁数			8		
1	定性	統計データの分析結果に基づく指導・監督の徹底、リスクマネジメントの研究	統計データの分析結果を踏まえた施設への指導状況			45		
1	定量	保安警備に関する訓練実施状況（回数・人数）	保安警備に関する訓練の回数及び参加人数	回数	7	7	3	
				参加人数	342	362	448	
1	定量	常勤医師の充足率（定員・現員）	矯正施設における常勤医師の全国の充足率（定員・現員）（各年4.1現在）	定員 328 現員 295	定員 328 現員 285	定員 327 現員 284		
1	定量	医療スタッフ（看護師等）の数	矯正施設における常勤の医療スタッフ（看護師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、臨床・衛生検査技師、理学療法士、臨床工学士、作業療法士）の定員	看護師 486 薬剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学士 4 作業療法士 12	看護師 505 薬剤師 94 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 4 臨床工学士 4 作業療法士 13	看護師 506 薬剤師 97 診療放射線技師 22 栄養士 20 臨床・衛生検査技師 17 理学療法士 11 臨床工学士 4 作業療法士 17		
1	定性	管理職に対する多面観察の導入状況	管理職に対する多面観察の導入の検討状況及び実施状況（試行庁の意見等）			刑事施設におけるモデル庁（10庁）で試行を実施した。実施結果を踏まえて問題点を整理し、本格実施に向けた検討を引き続き行っていく。		
1	定性	各種相談窓口の周知の状況	法務省外部の窓口を含めた各種相談窓口の周知状況		法務省矯正局における各種相談窓口の相談員及び相談方法について周知しているほか、相談内容に応じ、外部機関等への相談を促すなどしている。	法務省矯正局における各種相談窓口の相談員及び相談方法について周知しているほか、相談内容に応じ、外部機関等への相談を促すなどしている。		
1	定性 定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	大学生に向けた魅力的なキャリアパスの検討・策定状況、女性職員確保のための方策の検討・策定状況		令和6年度の研究研修課程研究科において、キャリアパスを題材として実施する方針を固め、具体的に検討していくこととした。	研究研修課程研究科において、人間科学等の知見がある人材を確保するための方策として、刑務官の採用試験制度の見直し、新たな試験区分により採用する刑務官の魅力的なキャリアパス、女性職員確保のための方策等について研究した。		
			大学等への採用広報内容の再検討結果を踏まえた活動件数					
1	定量	メンタルヘルス相談員配置状況	メンタルヘルス相談員配置庁数			74		
1	定性 定量	人間科学の知見がある者の登用状況	人間科学の知見がある者の登用状況			30		
1	定量	人権研修の実施状況	初等科研修・任用研修等における人権研修の実施状況、元被収容者との意見交換等の実施状況			100%		
1	定量	他施設への異動の実施状況	他施設への異動の実施数及び他組織への出向の実施数			959		
1	定量	施設内における配置転換の実施状況	施設内における配置転換の実施数			587		
1	定性	懲罰の運用の見直しに係る議論状況	各種会同等での各庁意見等及びそれらを踏まえた懲罰の運用の改善状況		9月開催の被収容者処遇対策協議会において、懲罰の運用改善をテーマに議論を実施。	訓令・通達等の改正を含む懲罰の運用改善について、必要に応じて令和7年度中に措置を予定。		

1	定量 定性	施設運営状況調査	施設運営状況調査の実施状況 (回収率等)		12,752件／ 24,587件 (51.9%)	13,841件／ 25,164件 (55.0%)		
1	定量	実地監査における被収容者面接	実地監査において被収容者面接を実施 した人数		1,358人	1,592人		

1	定量	管理職等による面接	管理職等により面接を実施した人数		3011	7959		
1	定性	デジタル技術を用いた申立ての導入	デジタル技術を用いた申立ての導入に向けた取組の内容		別紙のとおり	別紙のとおり		
1	定量	不服申立制度の理解の促進	刑事施設における研修の実施回数		266 (22,037名受講)	264 (22,104名受講)		
1	定量 定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	①刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会開催数	開催数	16	16	15	
			②同検討会への付議件数	付議件数	359	274	257	
			③同検討会からの意見数 (上記③があった場合) 意見の概要	意見数		13	11	
			④提言数 (上記④があった場合) 提言の概要	意見の概要		信書の一部抹消、保護室収容、有形力の行使等について	書籍等の閲覧禁止、信書の発信制限、懲罰、保護室収容、有形力の行使等について	
				提言数	0	1	0	
				提言の概要	該当なし	保護室の収容期間が不当	該当なし	
1	定量	患者数と主な疾病	矯正施設における全国の患者数（休養・非休養）	休養 923 非休養 28,943	休養 851 非休養 28,257	休養 689 非休養 29,159		
	定性		上記の主な疾病（休養・非休養を含めた患者数の多い疾病分類のうち上位3分類）	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患	循環器系疾患 精神及び行動の障害 神経系の疾患		
成果目標（アウトカム）		矯正施設に収容されている者の被収容者処遇が適切に行われ、安定的に施設が運営される。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定量	刑務官のキャリアパスの提示 女性職員の割合	志願者数、女性職員の割合					
6	定量	採用3年未満の刑務官の離職率	採用3年未満の刑務官の離職率		24.2% (H30～R02)	24.2% (H31～R03)		
6	定量	懲罰の件数	懲罰の件数		25,241件	24,554件 (速報値)		
6	定量	保安事故件数	保安事故の内容別件数	自殺 13件 同僚傷害 4件 職員傷害 1件 (年次)	自殺 3件 同僚傷害 1件 (年次)	自殺 8件 同僚傷害 7件 職員傷害 2件 (年次)		
6	定性	職場環境に関する職員の声	職場環境に関する職員アンケート結果		https://www.moj.go.jp/content/001398988.pdf	別紙のとおり		
6	定量	実地監査を通じた施設運営改善	実地監査の結果を受け、施設において改善措置を講じた事項数			695件		
6	定量	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応	各種面接等により認知した不適正な処遇等に対する対応件数		63	108		
6	定性	刑事施設の被収容者の不服審査に関する調査検討会の意見等の更なる活用	調査検討会からの意見等への対応状況（施設運営への反映状況の把握）		関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など	関係職員への伝達、研修や職務研究会等の実施など		
6	定性	調査検討会による評価	不服申立制度の運用改善に向けた取組に係る評価					
施策群 4		開かれた矯正に向けた取組の推進						
活動目標（アウトプット）		地域のニーズ、課題を把握する。						
		ニーズ等に対応した取組を矯正施設と地域が連携して進める。						
		視察委員会等を通じて、矯正施設の運営に第三者の視点や意見を取り入れる。						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	災害協定等を締結している矯正施設の数	災害協定等を締結している矯正施設の数	106(年次)	118(年次)	119(年次)		
4	定量	自治体との連携状況	矯正施設所在自治体会議会員自治体数（各年度当初時点）	99	100	100		
4	定量	災害復旧その他救援活動派遣実績	災害復旧その他救援活動に派遣した延べ人員及びその活動内容	延べ人員	141	2,241	0	
	定性			活動内容	災害復旧等	災害復旧等	該当なし	

4	定量	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	法務少年支援センターによる地域援助実施件数	14,013	15,210(速報値)	15,843(速報値)				
4	定量	矯正施設の参観人数	全国の矯正施設の参観に訪れた人数	11,368	61,938	75,960				
5	定量	視察委員会の活動状況（開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率）	開催・視察回数、被収容者等・職員との面接の回数、意見のうち施設が是正措置を講じた率	開催回数		854	901			
				視察回数		378	462			
				面接回数（被収容者等）		1,243	1414			
				面談等回数（職員）		291	580			
				是正率		68%	70%			
成果目標（アウトカム）			関係機関や国民が、施設の実情・取組等を知る機会が増加する。							
			施設運営の透明性が確保され、改善が図られる。							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定性	矯正施設に対する地域住民等の声		施設参観参加者へのアンケート結果						
9	定性	視察委員会制度に対する理解促進		視察委員会の活動状況に関する職員アンケート結果						
成果目標（長期アウトカム）			受刑者等が円滑に社会復帰でき、再犯・再非行することなく社会生活を送ることができるようになる。							
			幅広い国民から、矯正施設を含む刑事司法制度や再犯防止・更生支援に対する理解・協力を得られるようになる。							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率		令和2年から令和6年の各年における出所受刑者の2年以内再入率	15.1%	14.1%	13.0%			
				令和2年から令和6年の各年における少年院出院者の2年以内再入院率	9.0%	7.7%	9.1%			
10	定量	刑務所出所者等の出所後3年以内再入率		令和元年から令和5年の各年における出所受刑者の3年以内再入率	25.0%	23.9%	22.4%			
				令和元年から令和5年の各年における少年院出院者の3年以内再入院率	13.2%	11.1%	10.1%			

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み			・矯正官署幹部職員等を対象とした各種協議会の実施 ・職場環境に関する職員アンケート（施設運営状況調査）の実施		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み			・刑事施設における釈放時アンケートの実施 ・少年院における出院時アンケートの実施 ・各種プログラムの策定・改訂に係る検討会等の実施		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題			（関係する施策群）		
			（関係する施策群）		
			（関係する施策群）		
その他総合評価実施時に参考とする事項			・矯正予算の金額 ・矯正官署の数・職員定員（刑・少・鑑） ・新規採用者数とこれに占める女性の割合（刑・少・鑑） ・矯正職員を志望した者の数 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休業取得日数、割合 ・不適正処遇による懲戒処分の件数 ・不服申立件数		

政策名		更生保護活動の適切な実施						
目指す姿		犯罪や他害行為をした人の再犯・再被害を防止し、その改善更生・社会復帰を支援するとともに、人が人を支える地域のネットワークを更に広げ、安全・安心な地域社会、そして、「誰一人取り残さない」共生社会をつくる。						
施策群 1		矯正施設収容中の生活環境の調整等						
活動目標（アウトプット）		受刑者等の状況を的確に把握し、釈放後の住居や就労先、必要な支援等に関する調整を行う						
		仮釈放等の審理が円滑に行われる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	生活環境の調整を開始した人員	矯正施設に収容中の者について生活環境の調整を開始した人数（暦年）	30,735人 (別紙1参照)	30,780人	29,859人 (速報値)		
1	定量	特別調整の実施件数	特別調整の実施件数	752件	796件	766件		
1	定量	仮釈放等審理の開始人員	仮釈放又は仮退院審理を開始した人数（暦年）	15,170人 (別紙1参照)	14,686人	13,919人 (速報値)		
1	定量	仮釈放率	刑事施設出所者に占める仮釈放者の割合（暦年）	62.1% (別紙1参照)	0.63	62.8% (速報値)		
1	定量	更生保護施設の受入れ人員	更生保護施設で収容保護した実人員	6,565人	6,371人	6,327人		
1	定量	自立準備ホームの受入れ人員	自立準備ホームで収容保護した実人員	1,868人	1,775人	1,686人		
成果目標（アウトカム）		適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する						
		社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定量	適当な帰住先のない満期釈放者の数	適当な帰住先のない状況で満期釈放となった者の数（暦年）	2,678人 (別紙1参照)	2,591人	2,179人 (速報値)		
6	定性	更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果					
施策群 2		対象者の特性等を踏まえた保護観察等の実施						
活動目標（アウトプット）		保護観察対象者の特性等を踏まえた効果的な指導監督・補導援護を行う						
		保護観察対象者等が早期に適切な就労先を得るとともに、職場定着が促進される						
		満期釈放者等に対して、個々の状況に応じた効果的な支援を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	専門的処遇プログラムの開始人員	性犯罪再犯防止	792人 (別紙1参照)	846人	875人		
			薬物再乱用防止	3,132人 (別紙1参照)	2,661人	2,354人		
			暴力防止	259人 (別紙1参照)	317人	310人		
			飲酒運転防止	201人 (別紙1参照)	196人	182人		
2	定量	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置の内容	入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（暦年）	別紙1・2参照	別紙1 参照	別紙1 参照		
2	定量	更生緊急保護の重点実施等の実施件数	更生緊急保護の重点実施等の実施件数	473件	345件 (令和 5 年11月まで)			
3	定量	勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施件数	勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施件数（暦年）		36件 (令和5年12月のみ)	384人 (速報値)		
2	定量	訪問支援事業の実施状況	訪問支援の実施を委託した人員	345人	445人	785人		
2	定量	刑執行終了者等への援助の実施状況	刑執行終了者等への援助の実施件数（暦年）	-	4件 (令和5年12月のみ)	61件 (速報値)		

2	定量	地域援助の実施状況	地域援助の実施件数（暦年）	-	363件 （令和5年12月のみ）	4,007件 （速報値）		
成果目標（アウトカム）		適当な帰住先のない満期釈放者が減少し、地域の理解と協力を得ながら、専門的な知見に基づく指導や支援を受ける者が増加する						
		社会資源の拡大と官民協働体制の深化により、犯罪をした者等を受け入れる体制が更に拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
7	定量	関係機関等による支援等につながった人員	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関・民間支援団体等による治療・支援を受けた人数		879人	取りまとめ中 （8月中旬頃提出予定）		
7	定量	保護観察終了者に占める無職者の割合	保護観察終了者に占める無職者の割合（暦年）	24.6% （別紙1参照）	25.1%	24.2% （速報値）		
7	定性	（再掲）更生保護施設や自立準備ホームの運営に関する施設職員等の声	施設職員等関係者を対象にしたアンケート又は各協議会の結果					
施策群3		犯罪被害者等の支援等						
活動目標（アウトプット）		犯罪被害者等の思いに応える更生保護活動を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
3	定量	犯罪被害者等から意見等を聴取した件数	犯罪被害者等から意見等を聴取した件数（暦年）	310件	305件	307件		
3	定量	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達した件数	犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達した件数（暦年）	170件	154件	181件		
3	定量	犯罪被害者等への相談・支援件数	犯罪被害者等への相談・支援件数（暦年）	1,563件	1,488件	1,642件		
3	定量	加害者処遇状況等の通知件数	加害者処遇状況等の通知件数（暦年）	10,723件	11,063件	10,929件		
3	定量	しよく罪指導プログラムの実施件数	保護観察対象者に対するしよく罪指導プログラムの実施が終了した件数（暦年）	373件 （別紙1参照）	1,502件	1,726件		
3	定性	更生保護官署における犯罪被害者等支援制度に対する制度利用者の声	更生保護官署における犯罪被害者等支援制度の利用者へのアンケートにより収集した声					
施策群4		地域における理解・協力の確保						
活動目標（アウトプット）		地域における更生保護に関する広報・啓発活動が活発に行われる						
		保護司を始めとする更生保護の民間協力者が増加する						
		地方公共団体等の地域の関係機関から更生保護に対する幅広い支援が拡充される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	保護司専用ホームページ「H@」の保護司アカウント数、保護司によるアクセス数	保護司専用ホームページ「H@」の保護司アカウント数	17,446	20,083	23,393		
			保護司によるアクセス数	2,170	3,180	5,519		
4	定量	保護司の人数、平均年齢、定員充足率	人数	46,956人	46,584人	46,043人		
			平均年齢	65.6歳	65.6歳	65.4歳		
			定員充足率	89.4%	88.7%	87.7%		
4	定量	更生保護女性会、BBS会の会員数	更生保護女性会の会員数	127,307人	120,742人	113,845人		
			BBS会の会員数	4,404人	4,487人	4,631人		
4	定量 定性	協力雇用主の数、業種、実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の数、業種	協力雇用主の数、業種	数	25,202社	24,969社	25,164社	
			業種	別紙3参照	別紙2参照	別紙2参照		
			実際に保護観察対象者等を雇用している協力雇用主の数、業種	数	1,024社	912社	801社	
			業種	別紙3参照	別紙2参照	別紙2参照		

4	定量	更生保護サポートセンターの運営状況	更生保護サポートセンターの目的別利用件数	別紙4参照	別紙3参照	別紙3参照		
4	定量	地方公共団体との連携の状況	地方再犯防止推進計画策定自治体数	572	815	1015		
4	定量	更生保護地域連携拠点事業の活動状況	構築された地域支援ネットワーク数及びネットワーク参加団体数 (令和7年度以降は廃止し、下行を新規計測)	5	12	24		
			ネットワーク数 参加団体数	63	204	299		
4	定量	更生保護地域寄り添い支援事業の活動状況	支援者支援業務の件数					
4	定量	(再掲)地域援助の実施状況	地域援助の実施件数(暦年)	-	363件 (令和5年12月のみ)	4,007件 (速報値)		
成果目標(アウトカム)		地域に根ざした更生保護活動が継続・発展的に進められる 更生保護の意義、活動等への社会の理解が深まる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	更生保護活動に係る国民の理解度	犯罪予防活動に参加した者へのアンケート調査の結果					
8	定性	更生保護活動に携わる民間協力者等の声	関係団体から出された要望・提言の内容又はインタビュー調査の結果					
成果目標(長期アウトカム)		犯罪をした者等が、円滑に社会復帰でき、再犯することなく社会生活を送ることができる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
9	定量	刑務所出所者等の出所後2年以内再入率	モニタリングを実施する年の前年に刑事施設から満期釈放又は仮釈放された者のうち、モニタリング実施年までに当該釈放後の犯罪により刑事施設に再度収容された者の割合	14.10%	12.96%	13.75% (速報値)		
施策群5		医療観察対象者の社会復帰支援						
活動目標(アウトプット)		精神保健観察への円滑な移行、継続的な通院が確保される ケア会議等により情報共有、処遇方針の統一がなされ、関係機関が連携した援助が実施される 障害福祉サービス事業者等の医療観察対象者の受入れに関する不安が解消・軽減され、事業者等の協力が得られる						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
5	定量	精神保健観察を開始した人員	新たに精神保健観察を開始した者の数(暦年)	227人	232人	211人		
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携促進状況	過去に対象者の受入実績のない障害福祉サービス事業者に対して、保護観察所が制度説明等を行った回数	405回	382回	437回		
5	定量	障害福祉サービス事業所等との連携状況	精神保健観察対象者の受入れ又は援助に協力した障害福祉サービス事業者等の数	470	345	400回		
5	定量	ケア会議の開催回数	ケア会議の開催回数(暦年)	2,764回	3,113回	3,092回		
成果目標(アウトカム)		指定通院医療機関や障害福祉サービス事業者等による手厚く専門的な医療・援助を受けることが可能となる 医療観察対象者の社会復帰が促進される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
10	定量	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合	精神保健観察事件年間取扱件数に占める再被害行為により処分を受けた者の数の割合(暦年)	0.3%	0.0%	0.1%		

10	定量	精神保健観察を終了した者の数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合	精神保健観察事件終結（移送による終結を除く。）件数に占める保護観察所長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第1項第2号による決定に限る。）を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合（暦年）	92.5%	93.7%	92.8%		
10	定性	社会復帰調整官の声	各種協議会等により把握した、成果目標に関連した事項に係る社会復帰調整官の意見					

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	毎年、更生保護官署の職員が参加する会同、協議会及び研修会等を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	毎年、保護司等の関係者や関係団体が参加する協議会及び研修会を開催し、各施策に係る課題やその解決策等に係る意見を把握し、共有している。		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		

その他総合評価実施時に参考とする事項	保護観察等の概要を示すデータ ①保護観察開始人員の推移 ②罪名別・年齢層別構成比 ③出所受刑者人員の推移		
	組織運営に関するデータ ①更生保護官署職員の定員の推移 ②更生保護関連予算の推移		
	更生保護に関連する制度・事業の導入、改正等の概要		

【施策群 2__入口段階・出口段階それぞれの更生緊急保護の申出件数、措置別の件数（令和6年）】

		入口段階					出口段階								総数
		刑の執行免除	刑の執行猶予 (全部猶予)		起訴猶予 ・処分保留	罰金・科料	刑の執行終了			相導処分終了	労役場出場 ・仮出場	少年院退院・仮退院			
			4号観察 未確定	保護観察なし			刑の執行猶予 (一部猶予)		うち 満期釈放			うち 仮釈放	特定少年 1号観察満了 を除く	特定少年 を除く	
							実刑部分 執行終了	仮釈放							
申出件数		2,141	-	140	815	839	347	2	1	4,918	2,542	2,376	1	11	7,252
保護した人員		1,598	-	91	608	628	271	1	1	2,614	2,042	572	1	4	4,350
措置別人員	宿泊	-	-	-	-	-	-	-	-	17	2	15	-	-	17
	食事給与	70	-	4	26	29	11	-	-	39	28	11	-	-	109
	衣料給与	413	-	21	147	172	73	1	-	176	165	11	-	1	601
	医療援助	5	-	3	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	6
	旅費給与	99	-	7	33	38	21	-	-	48	42	6	-	-	153
一時保護事業を営む者へのあっせん		937	-	50	336	396	155	-	1	405	273	132	-	1	1,385

注 数値は、速報値である。

	製造業	建設業	サービス業				卸小売業	運送業	電気・ガス・水道工事	農林漁業	鉱業	その他	合計
			飲食業	医療	福祉	飲食、医療、福祉以外のサービス業							
業種別協力雇用主数	2,023	14,563	594	63	1,064	2,260	976	1,122	835	437	25	1,202	25,164
実際に雇用している業種別協力雇用主数	28	470	24	3	61	88	11	52	14	17	0	33	801

更生保護サポートセンター活動実績調査(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

庁名	設置地区名	面接実施 回数	保護司インターンシップ		広報誌 発刊回数	新任保護 司研修 実施回数	処遇協議や保護司からの相談、 自主研修、各種情報交換等				関係機関 との協議 会 開催回数
			実施 回数	実施 人数			実施回数(内訳)				
							実施 回数	処遇協議	保護司から の相談 への対応	自主研修 等各種情 報交換	
	合計	23,696	699	1,158	1,601	538	57,618	8,833	10,577	38,208	8,746

政策名					破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等							
目指すべき姿 （実施庁の評価：達成すべき目標）					破壊的団体等の規制に関する調査の過程で収集した情報を分析し、その成果を関係機関及び国民に提供することにより、政府の重要施策の立案・推進等に貢献する。また、いわゆるオウム真理教に対する観察処分を実施することにより、当該団体の組織及び活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止するとともに、国民の恐怖感及び不安感の解消・緩和を図る。これらの活動により、公共の安全の確保を図る。							
施策群 1・2・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく団体規制／我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供							
活動目標（アウトプット）					調査、処分請求等の関係法令に基づく手続を適切に実施する							
					いわゆるオウム真理教に対する観察処分を適正・厳格に行う							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
2	定量		いわゆるオウム真理教に対する立入検査の実施状況	団体規制法に基づいて実施した立入検査の実施件数、	実施件数	評価書のとおり		37	34			
				実施施設数	実施施設数	評価書のとおり		41	42			
2	定量		いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供状況	いわゆるオウム真理教に関する調査結果の提供先の地方公共団体数、	提供先の地方公共団体数	評価書のとおり		23	17			
				提供件数	提供件数	評価書のとおり		49	37			
2	定量		いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施状況	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会の実施件数	実施件数	評価書のとおり		29	27			
成果目標（アウトカム）				いわゆるオウム真理教などの破壊的団体等の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止する								
				テロ等の暴力主義的破壊活動に対する国民の恐怖感や不安感が解消、緩和される								
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
3	定性		地域住民との意見交換会等で寄せられた声	いわゆるオウム真理教に関する地域住民との意見交換会等において寄せられた声		評価書のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり				
施策群 1・3					国内外の諸動向に関する情報の収集・分析／我が国の公共の安全に影響を及ぼし得る情報の関係機関及び国民への提供							
活動目標（アウトプット）					先端技術等を標的とした懸念動向、サイバー攻撃の予兆や主体、国際テロに関する不穏動向等を早期に把握・共有する							
					技術・データ・製品等の保護に必要な情報を企業等に発信し、保護に向けた取組を促進する							
					テロやサイバー攻撃等、公共の安全を脅かす動向への注意を喚起する							
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
1	定性		テロ・サイバー攻撃の動向等に関する情報発信状況	公表した刊行物「内外情勢の回顧と展望」「国際テロリズム要覧」		評価書のとおり	刊行物等を公表し、情報発信を行った。	刊行物等を公表し、情報発信を行った。				
	公安調査庁HPの総アクセス件数				評価書のとおり	5,478,141	4,769,747					
成果目標（アウトカム）				関係機関において政策の立案・推進や法執行に活用され、被害発生防止に資する								
				安全の確保に向けた行動を国民や企業等に促す								
指標の種類		指標の名称			指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み					-							
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み					-							
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題					（関係する施策群）							
					（関係する施策群）							
					（関係する施策群）							
その他総合評価実施時に参考とする事項					・団体規制及び情報貢献に係る予算額 ・公安調査庁の業務に従事する職員の性別ごとの割合 ・職員の年次休暇取得日数 ・職員の育児休暇取得日数、割合							

令和6年度 意見交換会等で寄せられた声

○ 麻原の遺骨の影響力の大きさは、会派を超えて共有できることだと思う。関係機関と連携し、国会への働きかけも検討していきたい。

○ 麻原の息子が後継者になるのか。その場合、麻原の遺骨が利用されるおそれはないのか。

○ 公安調査庁から説明を聞くのは、令和元年以来であった。このような機会をまた設けてもらいたい。

○ 地下鉄サリン事件が起きてから今年で30年となるが、個人的には今後事件を起こすとは思えない。どう考えているのか。

○ 施設の具体的な場所が分からないのだが、把握しているのか。

政策名			民事行政の適正円滑な実施						
目指すべき姿			登記・戸籍・国籍・供託など民事行政に関する各制度を整備し、その手続を適正・円滑に処理することで、取引の安全と円滑を確保するとともに、国民の財産上及び身分上の権利を保護する。						
施策群 1			登記事務の適正円滑な実施						
活動目標①（アウトプット）			登記事務の適正円滑な実施						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	登記の申請状況	不動産登記申請件数	9,746,221	9,759,243	9,984,066			
			商業・法人登記申請件数	1,617,728	1,691,607	1,698,550			
1	定量	登記事項証明書の請求状況	不動産登記事項証明書等の請求件数	184,118,266	187,745,305	197,066,643			
			商業・法人登記事項証明書等の請求件数	39,633,764	39,772,126	40,987,060			
活動目標②（アウトプット）			所有者不明土地等対策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	長期相続登記等未了土地解消作業の実施状況	長期相続登記等未了土地解消作業を終結した件数	100,792	110,417	119,577			
2	定量	表題部所有者不明土地解消作業の実施状況	表題部所有者不明土地（変則的な登記がされている土地）の解消作業を終結した件数	13,185	20,598	27,591			
2	定量	相続土地国庫帰属制度の利用状況	相続土地国庫帰属制度の申請筆数		1906	1674			
活動目標③（アウトプット）			筆界の明確化に係る施策の着実な実施						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	法務局地図作成事業における作業実施面積	防災・まちづくり型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	20	20	20			
			大都市特化型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	3	3	3			
			被災地域復興型法務局地図作成事業が完了した面積（平方キロメートル）	3	2	3			
3	定量	筆界特定制度の利用状況	筆界特定申請件数（年計）	2,076	1,925	1,887			
活動目標④（アウトプット）			設立登記の円滑な処理						
			商業登記電子証明書の普及						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	設立に関する登記の申請状況	設立に関する登記申請件数	130,279	142,337	141,473			
4	定量	商業登記電子証明書の申請件数	商業登記電子証明書の申請件数（年計）	55,937	61,655	65,273			
成果目標①（アウトカム）			所有者不明土地の発生抑制						
			土地取引の円滑化						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
9	定量	相続登記の状況	相続登記の申請件数（年単位）			1,496,105			
成果目標②（アウトカム）			設立登記手続の利便性の向上						
			会社・法人の本人確認のデジタルによる完結						
指標の種類		指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

10	定性	会場で寄せられた現場の声	会場を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙 1 のとおり			
施策群 2			戸籍・国籍事務の適正円滑な実施					
活動目標①（アウトプット）			市区町村の戸籍事務に従事する職員の知識習得					
			無戸籍者の情報の把握及び戸籍への記載					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定量	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	戸籍事務に係る市区町村からの受理又は不受理の照会件数	1,484	1,316	1,278		
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施回数	法務局・地方法務局の戸籍事務担当職員が市区町村役場へ赴き実施した事務指導の回数	1,550	1,494	1,528		
5	定量	市区町村に対する現地指導の実施割合	法務局・地方法務局による現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値	1	1	1		
5	定量	無戸籍者の解消数	無戸籍状態が解消された者の数	485	410	306		
活動目標②（アウトプット）			帰化許可・不許可の処分及び国籍取得届の受理・不受理の実施					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定量	帰化許可申請者数	帰化許可の申請者数（年計）	9,023	9,836	12,248		
6	定量	帰化許可者数及び不許可者数	帰化許可申請をした者のうち、帰化が許可された者及び不許可となった者の数（年計）	許可 7059	許可8,800 不許可813	許可 8,863 不許可 639		
6	定量	国籍取得者数	届出により日本国籍を取得した者の数（年計）	861	891	879		
成果目標①（アウトカム）			戸籍事務の法令適合性及び全国統一性の確保					
			無戸籍者の解消					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
11	定量	未解消の無戸籍者の数	把握している無戸籍者のうち未解消者の数	763	768	698		
11	定性	会同又は協議会を通じて寄せられた声	会同又は協議会を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙 2 のとおり			
成果目標②（アウトカム）			日本国民としての法的地位の確立					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
12	定性	会同等で寄せられた現場の声	会同等を通じて参加者から出された意見等の内容		別紙 3 のとおり			
施策群 3			社会情勢への対応					
活動目標①（アウトプット）			登記・供託手続のオンライン利用促進					
			登記・戸籍情報の行政機関間連携の実現					
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	登記申請のオンライン利用状況	不動産登記申請のオンライン利用率（％）	75.48	76.45	77.84		
7	定量		商業・法人登記申請のオンライン利用率（％）	63.35	63.64	64.04		
7	定量	登記事項証明書請求のオンライン利用状況	不動産登記事項証明書等のオンライン請求率（％）	84.35	85.21	86.27		
7	定量		商業・法人登記事項証明書等のオンライン請求率（％）	48.87	50.16	52.19		
7	定量	供託手続のオンライン利用状況	供託手続のオンライン利用率（％）	30.99	33.95	39.09		

7	定性	登記情報の行政間連携	登記情報の行政間連携の実施状況		登記事項証明書の添付省略を推進するための取組を行った（詳細は別紙4を参					
7	定性	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携	マイナンバー制度に基づく戸籍情報の連携状況		別紙5のとおり					
活動目標②（アウトプット）			相続手続の円滑化施策の着実な実施							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定量	遺言書保管制度の利用状況		遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求及び遺言書保管事実証明書の交付請求件数の合計件数		3,448	4,996	7,074		
成果目標①（アウトカム）			法務局の各種手続のアクセス性や利便性の向上							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
13	定性	登記オンライン申請システムに関する国民の声		登記オンライン申請システムの利用者へのアンケート結果		別紙のとおり	別紙6のとおり	別紙のとおり		
成果目標②（アウトカム）			相続手続の円滑化							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
14	定性	遺言書保管制度利用者の声		遺言書保管制度の利用者に対するアンケート結果			別紙7のとおり			
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み				（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
				（関係する施策群）						
その他総合評価実施時に参考とする事項				・民事行政に係る予算額 ・法務局の職員定員 ・法務局の職員における男女別の割合						

オンライン登記申請等に関するアンケート調査結果について

○実施期間：令和6年10月28日（月）～令和6年12月1日（日）

○アンケート対象者：登記申請や登記事項証明書の請求を行ったことがある者

○回答数：1,932件

1 オンライン申請用総合ソフトの操作のしやすさに対する満足度

満足・・・・・・・・・・26.59%

やや満足・・・・・・・・48.11%

やや不満足・・・・・・・・17.13%

不満足・・・・・・・・・・8.16%

2 オンライン申請を行ったことで負担が軽減された点（特に多かった意見）

①移動時間の削減

②作業時間の削減

③費用の削減

3 オンライン申請を行ったことで負担が増加した点（特に多かった意見）

①システム障害への対応操作が分かりにくい

②入力作業等、作業時間の増加

③PDF添付作業が手間

政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防								
目指すべき姿		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する。								
施策群 1		人権啓発								
活動目標（アウトプット）		国民の人権に関する関心や理解の度合いに応じ、効果的・効率的に人権啓発を実施する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	人権作文応募校数・総応募者数	全国中学生人権作文コンテストに応募した中学校等の数及び総応募者数	中学校等の数	評価書のとおり	6,494	6,450			
				総応募者数	評価書のとおり	761,947	736,513			
1	定量	人権教室実施回数・総参加者数	人権教室の実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	15,954	17,221			
				総参加者数	評価書のとおり	986,672	985,983			
1	定量	人権啓発指導者養成研修実施回数・総参加者数	人権啓発指導者養成研修の実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	1	1			
				総参加者数	評価書のとおり	704	700			
1	定量	人権シンポジウム実施回数・総参加者数	人権シンポジウムの実施回数及び総参加者数	実施回数	評価書のとおり	2	2			
				総参加者数	評価書のとおり	1,253	1,332			
1	定量	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページのアクセス件数		評価書のとおり	－	2,587,657			
1	定量	人権啓発動画の再生回数	動画共有サイト上で提供している人権啓発動画の再生回数		評価書のとおり	0	91,672			
1	定量	バナー広告インプレッション数・クリック数	法務省ホームページの人権啓発等に関するページへリンクするバナー広告のインプレッション数・クリック数	インプレッション数	評価書のとおり	539,545,216	486,847,047			
				クリック数	評価書のとおり	1,170,973	1,324,352			
成果目標（アウトカム）		関心・理解の度合いが低い層に対し、人権問題についての興味・関心を呼び起こすとともに、理解を深め、高い層に対しては、人権問題についての理解を更に深める								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	人権擁護に関する世論調査の結果		人権擁護に関する世論調査の結果		評価書のとおり				
施策群 2・3		人権相談／人権侵犯事件の調査救済								
活動目標①（アウトプット）		児童虐待など身近な者にも助けを求めたい被害者を含む全ての人の人にとってアクセスしやすい相談体制を構築する								
		人権擁護委員による地域に根ざした活動を通じて、地域住民から寄せられる相談に対応する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	モニター調査による人権相談窓口の認知度		モニター調査による人権相談窓口の認知度		評価書のとおり	51.4	44.1		
3	定量	「こどもの人権SOSモニター」による相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権SOSモニター」による相談件数		評価書のとおり	7,511	7,677		
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
3	定量	法務省の人権擁護機関が取り扱った相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った相談の件数		評価書のとおり	176,053	174,292		
3	定量	「こどもの人権110番」による相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った「こどもの人権110番」による相談件数		評価書のとおり	19,251	13,971		
3	定量	インターネットによる相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱ったインターネットによる相談件数		評価書のとおり	16,124	21,883		
3	定量	チャットによる相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱ったチャットによる相談件数		評価書のとおり	11,166	11,862		
3	定量	特設人権相談所等における相談件数		法務省の人権擁護機関が取り扱った特設人権相談所等における相談件数		評価書のとおり	12,281	12,085		

活動目標②（アウトプット）			人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた措置を迅速・的確に講じる					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
4	定量	新規救済手続開始件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る新規の救済手続開始件数	評価書のとおり	8,962	8,947		
4	定量	未済件数	法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件に係る未済件数	評価書のとおり	1,350	1,313		
成果目標（アウトカム）			気軽に相談できる機会が提供されることにより、人権侵害の疑いがある事案を幅広く把握し、被害者の救済を図ることができるようになる					
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
6	定性	人権擁護委員の声	人権相談、調査救済活動に対する人権擁護委員の意見等をヒアリングした結果	評価書のとおり				
指標の種類		指標の名称	指標の定義	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
6	定量	人権侵犯事件の処理件数	法務省の人権擁護機関が処理した件数	評価書のとおり	8,629	8,983		
6	定性	救済措置を講じた具体的事例	人権侵犯事件について、法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例を紹介	評価書のとおり				

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み		（把握する方法がある場合、その内容を記載）	
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
		（関係する施策群）	
その他総合評価実施時に参考とする事項		・人権擁護委員の人数及び平均年齢 ・人権啓発及び人権相談・調査救済に係る予算額	

政策名			国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理							
目指すべき姿			国の利害に関係のある訴訟の適正・迅速な処理や、行政機関が抱える法律問題について法的見地から助言・協力を行う予防司法支援制度を通じて、国民全体の利益と個人の権利・利益との間の正しい調和や法的紛争の未然防止を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する。							
施策群 1			訴訟追行能力の向上							
活動目標（アウトプット）			職員に対して充実した内容の各種研修を行い、専門的能力を向上させる							
			会同等を通じて訴訟追行に必要なスキルを習得させ、事務処理能力の向上を図る							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	研修の実施状況		研修の実施回数、参加者数	実施回数	253	271	評価書のとおり		
				参加者数	2887	3528	評価書のとおり			
2	定量	会同の実施状況		訟務事務に関する会同の実施回数、参加者数	実施回数	153	172	評価書のとおり		
				参加者数	3609	4036	評価書のとおり			
2	定量	訟務事務調査の実施状況		訟務事務調査の実施回数		18	20	評価書のとおり		
成果目標（アウトカム）			法と証拠に基づいた適切な主張立証が行われる							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	研修等を通じて寄せられた声		研修等を通じて参加者から出された意見等の内容				評価書のとおり		
施策群 2			裁判の迅速化への対応							
活動目標（アウトプット）			業務システムの整備により、事務の効率化や処理能力を向上させる							
			執務環境を整備し、民事裁判手続にオンラインで参加することにより、裁判の迅速化及びデジタル化の要請に適切に対応する							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	民事裁判手続におけるW E B 会議の件数		国の利害に関係のある民事裁判手続におけるW E B 会議の件数		2,263	2798	評価書のとおり		
3	定性	民事裁判手続のデジタル化のための設備の整備状況		民事裁判のデジタル化に向けたW e b 会議室や端末等の整備状況				評価書のとおり		
成果目標（アウトカム）			より迅速な訴訟対応が可能となる							
			訴訟の相手方の経済的・精神的な負担が軽減される							
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの判決数・割合		国の利害に関係のある民事裁判手続において、第一審判決にいたるまでの審理期間が2年以内だった事件数及び全体に対する割合	事件数	965	1065	1157		
					全体に対する割合	0.7435	0.7779	0.8114		

施策群 3		予防司法支援の充実						
活動目標（アウトプット）		行政機関が予防司法支援制度を認知し、利用する						
		行政機関と訟務組織との間で協力関係が構築される						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4	定量	予防司法支援事件数	予防司法支援事件の件数	2,878	3055	評価書のとおり		
5	定量	会同の実施状況	予防司法支援に関する会 同の実施回数、参加者数	実施回数	2	1	1	
				参加者数	75	52	61	
5	定量	予防事務調査の実施状況	予防事務調査の実施回数	0	8	9		
成果目標（アウトカム）		行政機関における法適合性が向上し、紛争の未然防止や早期解決が図られる						
		訟務組織において、行政機関が抱える法律問題やその争点・問題点等を事前に把握できることにより、実際に訴訟が提起された 場合、より適正・迅速に処理することが可能となる						
指標の種類	指標の名称		指標の定義	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
8	定性	会同、事務調査及びアンケートを 通じて寄せられた声	会同、事務調査及び予防司法支援制 度を利用した行政機関へのアンケート結 果から抽出した意見等の内容			評価書のとおり		

政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）		
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み	（把握する方法がある場合、その内容を記載）		
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		
	（関係する施策群）		

その他総合評価実施時に参考とする事項	○訟務統計の活用 ・新規事件受理件数 ・事件終了件数（和解等判決以外も含む） ・未済件数 ○アンケート結果の活用 ○施策の予算額
--------------------	---

政策名		法務行政における国際協力の推進								
目指す姿		アジア諸国を中心とする開発途上国における法制度の整備を支援することにより、その持続的発展に寄与するとともに、国際連合を始めとする国際機関と連携・協力し、刑事司法分野の課題に関する国際研修等を通じて各国の能力強化・人材育成を行い、法の支配の確立と良い統治（グッドガバナンス）の実現に向けた取組を推進することを通じて、国際社会の平和と安全に貢献する。								
施策群 1		法制度整備支援事業の実施								
活動目標（アウトプット）		派遣した専門家等により、法令の整備、法執行機関の強化を含む法制度の運用改善、法律実務家の人材育成など各国の実情に応じた支援を行う								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	定量	現地専門家の派遣状況		法制度整備支援事業に係る現地専門家の派遣依頼件数及び派遣人数	派遣依頼件数 派遣人数	4 5	6 6	4 4		
1	定性	各プロジェクトの内容等		法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの支援対象機関、目標、成果、実施期間、活動概要		別添のとおり	別添のとおり	別紙1のとおり		
1	定量	各プロジェクトの活動状況等		法制度整備支援事業に係る各プロジェクトの活動状況等		別紙1のとおり	評価書のとおり	別紙2のとおり		
1	定量	立法上又は実務上の課題への対応状況	法制度整備支援事業によって起草された法令等の数及び法令等の解説書等の作成状況		起草法令等の数	別紙2のとおり	評価書のとおり	別紙3のとおり		
					解説書等の作成状況	別紙2のとおり	評価書のとおり	別紙3のとおり		
1	定量	本邦研修やセミナーの実施状況	法制度整備支援事業によって実施された本邦研修やセミナーの実施回数、参加人数		実施回数	30	41	46		
					参加人数	2,466	評価書のとおり	3,723		
1	定量	調査活動の実施状況	法制度整備支援事業に関する調査活動の実施件数及び派遣人数		実施件数	9	11	11		
					派遣人数	19	15	17		
成果目標（アウトカム）		支援対象国において、基本法令とそれを運用する司法関係機関の制度が整備されるとともに、 法曹実務家等の人材が増加する								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
5	定性	各プロジェクトの活動に従事した参加者の声		法制度整備支援事業によって実施されたプロジェクトの参加者を対象にしたアンケート等の結果			別紙 1 のとおり			
5	定量	実施した研修やセミナーの参加者の声		法制度整備支援事業によって実施された研修やセミナーへの参加者を対象にしたアンケート等の結果			評価書のとおり			
5	定性	支援対象国における支援を実施した法令等の普及・利用状況		法制度整備支援事業の支援対象国における支援対象法令等や解説書等の普及・利用状況			別紙 2 のとおり			
5	定性	調査成果の活用状況		法制度整備支援事業の調査成果の活用状況			別紙 3 のとおり			
施策群 2		法制度整備支援事業の基盤強化								
活動目標（アウトプット）		法制度整備支援や国際法務に関心のある国際法務人材を確保、育成する 多様なニーズに応える法制度整備支援の基盤を作る								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
2	定量	人材育成研修等の実施状況		人材育成研修、法整備支援へのいざない、司法修習の選択型プログラム及びインターンシップの開催回数及び参加人数	開催回数	別紙3のとおり	評価書のとおり	別紙4のとおり		
					参加人数	別紙3のとおり	評価書のとおり	別紙4のとおり		
2	定量	調査・研究活動等の実施状況		法制度整備支援事業の基盤強化に係る調査・研究活動等の実施状況		2	3	4		
2	定量	関係機関との会議等や広報活動の実施状況		法制度整備支援事業の基盤強化に係る関係機関との会議の開催件数、広報活動の実施件数及び対象数	実施件数	別紙4のとおり	評価書のとおり	別紙5のとおり		
					対象数	別紙4のとおり	評価書のとおり	別紙5のとおり		
成果目標（アウトカム）		法制度整備支援に対する理解・関心が高まる 法制度整備支援のノウハウが国内で共有される（オールジャパンの体制構築）								
指標の種類		指標の名称		指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
6	定性	人材育成研修等に参加した者の声		人材育成研修等への参加者を対象にしたアンケート結果			評価書のとおり			
6	定性	関係機関との会議等に参加した者の声		法整備支援連絡会等への参加者を対象にしたアンケート結果			評価書のとおり			

施策群 3			国際研修・セミナー等の実施						
活動目標（アウトプット）			各国の実務家を対象に、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題について、国際研修を実施する						
			研修参加者のネットワークを活用した情報共有を行う						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	定量	研修の実施状況	実施した国際研修の件数、日数	件数	14	10	16		
				日数	164	145	161		
3	定量	研修員の参加状況（参加国数・参加人数）	実施した国際研修の参加国数及び参加人数	参加国数	48	55	50		
				参加人数	275	238	519		
3	定量	支援対象機関の関与する会議等への参加状況	支援対象機関の関与する会議等への参加件数及び参加国数	参加件数	20	8	30		
				参加国数	4	3	4		
3	定量	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成状況	教材・マニュアル・執務参考資料等の作成数及び提供国数	作成数	53	評価書のとおり	25		
				提供国数	6	評価書のとおり	5		
3	定量	研修参加者のネットワークを活かした情報発信の数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了者等に対する情報発信の数						
成果目標（アウトカム）			研修等に参加した各国の刑事司法実務家の能力が向上する						
			研修参加者のネットワークを土台とする日本と諸外国との良好な関係が構築される						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
7	定量	研修に対する評価	研修員からのフィードバック等			評価書のとおり			
7	定量	研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務めた者の数	実施した研修等修了者のうち、外国政府等で要職を務めた者の数		32	35	37		
8	定量	研修参加者のネットワークを活かした情報発信によるフォローの数	ソーシャルメディア等を活用した研修修了者等に対する情報発信によるフォロー数						
施策群4			国際連合等の国際機関との連携・協力						
活動目標（アウトプット）			国連等の国際機関の主催する会議に参加し、国際機関や参加国の関係者等との協力関係を構築する						
			会議等を通じて最新の国際的動向に関する情報を収集するとともに、我が国の知見や経験、考え方を他国に発信する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
4	定量	国際連合主催の会議への参加状況	参加した国際連合主催の会議の数、参加人数及び日数	会議数	2	7	3		
				参加人数	10	23	7		
				参加日数	8	21	9		
4	定性	国際連合主催の会議における活動状況	国際連合主催の会議におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容		別紙5のとおり	別紙 4 のとおり	別紙6のとおり		
4	定量	（その他国際会議等）会議への参加状況	参加したその他国際会議等の数、参加人数及び日数	会議数	8	14	8		
				参加人数	14	23	19		
				参加日数	19	28	20		
4	定性	（その他国際会議等）活動状況	その他国際会議等におけるステートメント、発表、ワークショップ等の内容		別紙5のとおり	別紙 4 のとおり	別紙6のとおり		
成果目標（アウトカム）			諸外国、国際機関等との協力関係の構築により国際協力の基盤が醸成され、刑事に関する知見・経験が共有されるとともに、協力関係に基づく活動等を通じて、刑事に関する国際的な政策形成に貢献する						
指標の種類		指標の名称	指標の定義		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
9	定量	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況	国際機関等との間での協力覚書等の締結状況		2	評価書のとおり	1		
9	定量	協力覚書に基づくものを含む国際機関等との会議等共催状況（共催したイベントの数、規模等）	国際機関等との会議等において共催したイベントの数及び規模等	イベント数	2	評価書のとおり	2		
				規模	199	評価書のとおり	60		
9	定性	共催機関等からの評価	共催機関等からのフィードバック						
政策等の現場（所管各庁）の意見を把握する仕組み			（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
政策等実施上の関係者（機関・団体）や政策等の対象となる者（利用者）の意見を把握する仕組み			（把握する方法がある場合、その内容を記載）						
次年度以降の政策等実施に当たり対処すべき課題			（関係する施策群）						
			（関係する施策群）						
			（関係する施策群）						

その他総合評価実施時に参考とする事項

- ・国際研修、法制度整備支援に係る予算額
- ・関係職員定員
- ・国際関係業務に従事する職員の男女別の割合
- ・職員の年次休暇取得日数
- ・職員の育児休暇取得日数、割合

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ベトナム	・司法省 ・共産党中央内政委員会 ・首相府 ・最高人民裁判所 ・ベトナム弁護士連合会	・ベトナムの法整備・執行の質及びその効率性向上 ・金融・銀行取引分野の犯罪防止、金融情報機関のモデル及び疑わしい取引の取締りのメカニズムについての知見を提供 ・ベトナム政府における規制改革、行政手続等の見直し、デジタル化及び法律審査能力の向上	・現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、セミナー等の実施により、ベトナムの法整備・執行の質及びその効率性向上に関する知見を提供 ・司法省職員等を対象に、日本の立法過程や、民事法制及び法制事務のデジタル化等に関する本邦研修を実施 ・共産党中央内政委員会委員等を対象に、日本における金融・銀行取引分野の犯罪防止や、金融情報機関のモデル及び疑わしい取引の取締りのメカニズムに関する本邦研修を実施 ・首相府職員等を対象に、ベトナム政府における規制改革、行政手続等の見直し、デジタル化及び法律審査能力の向上に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、セミナー等の実施 ・司法省、共産党中央内政委員会及び首相府職員等を対象とした本邦研修の実施
カンボジア	・王立司法学院 (RAJC) ・司法省 (MOJ)	裁判官及び司法関係者の民事法に関する解釈・適用能力を向上するための教育能力の強化	・民事裁判における釈明権行使、裁判官養成校のカリキュラムや教材作成に関する現地セミナーを実施 ・司法省職員等を対象に、離婚をテーマとする教材の作成や、新たな教材（民事訴訟法の諸原則や争点整理）の作成、調停やADRに関する制度や運用状況、将来的な民法・民事訴訟法等の改正に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、現地セミナー等の実施、本邦研修の実施
ラオス	・司法省 (MOJ) ・最高人民裁判所 (PSC) ・最高人民検察院 (OSPP) ・ラオス国立大学 (NUOL)	事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤の形成	・現行プロジェクトに基づき民法典、刑事法及び教育民事の3つのワーキンググループ活動を実施 ・民法典ワーキンググループメンバーを対象に、民法典論点集に関する本邦研修を実施 ・刑事法ワーキンググループメンバーを対象に、日本における財産犯、性犯罪、マネーロンダリング罪、人身取引罪、薬物犯罪等に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	現行プロジェクトに基づく現地でのワーキンググループ活動、本邦研修の実施
インドネシア	・インドネシア法務省法規総局 (DGL) ・最高裁判所 (SC)	・法令間の整合性確保に関するドラフターの能力の向上 ・知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上	・現行プロジェクトに基づきワーキンググループ活動を通じて法令間の整合性を確保するための制度整備、起草・審査担当者や裁判官の人材育成、執務参考資料の作成等を支援 ・現プロジェクトの第3回合同調整委員会に参加 ・現地における次期プロジェクトに向けた協議を実施 ・インドネシア法務省法規総局職員を対象に、公務員及び法曹の研修制度、倒産法制に関する本邦研修を実施 ・最高裁判所職員を対象に、知的財産法に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD部長及び同教官が参加して現プロジェクトの第3回合同調整委員会を実施 ・本邦研修の実施 ・ICD教官による現地への出張を実施し、次期プロジェクトのための調査や関係機関との協議を実施するとともに、ASEAN政府間人権委員会 (AICHR) に参加

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ネパール	・最高裁判所 ・国家司法学院 ・司法省 ・弁護士会	新規支援内容決定のための調査	・国家司法学院との協議により、新規プロジェクトとしてネパールの民法を適切に理解、運用するための基本的な参考資料の作成について合意 ・最高裁判所、ネパール弁護士会、法務・司法・議会議及び法律委員会との協議により、前記プロジェクトについての理解を得た	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD部長及び調査員による現地への出張 ・国家司法学院、最高裁判所、ネパール弁護士会、法務・司法・議会議及び法律委員会との協議 ・元最高裁判所長官及び首相府次官との面談
東ティモール	司法省法律語問立法局 (DNAJL)	・東ティモール司法省の優先度及び要望を踏まえた具体的な法律案の起草支援 ・法案起草能力の向上	・東ティモール司法省の職員を対象に、土地関連法や個人情報保護法に関する日本の法制度に関する共同研究を実施 ・司法大臣を表敬訪問するとともに、司法省法律語問立法局との協議や、公証人・登記官候補生対象及び土地財産委員会に対する現地セミナーを実施	2024年4月1日～2025年3月31日	共同研究、現地セミナーの実施
モンゴル	モンゴル国立法律研究所	商法起草支援、国立法律研究所との間で刑事司法制度や犯罪白書に関する知見を共有	・犯罪白書や商法の諸原則に関する現地セミナーを実施 ・商法典起草に携わるワーキンググループメンバーを対象に、商取引法や消費者保護法に関する共同研究を実施 ・モンゴル国立法律研究所長を招へいし、同所職員を対象に、犯罪白書の発刊業務や法令事務のデジタル化業務等に関する共同研究を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD部長及び教官による現地セミナーの実施 ・共同研究の実施 ・調査員による現地出張
バングラデシュ	・法務・司法・国会担当省 ・最高裁判所 ・国家法律扶助事務所 (NLASO) ・司法研修所 (JATI)	調停の普及促進及び民事裁判の迅速化による市民の司法アクセスの改善 調停の利用促進及び訴訟実務の改善、審理の改善とデジタル化等による適正かつ迅速な紛争解決に向けた取組の紹介	・長期専門家が派遣されて開始されたJICA技術協力プロジェクトについて、JATIを対象とした調停人トレーニングの研修の実施や、パイロット地区でのワーキンググループ活動、セミナー等の実施に協力 ・各CP構成員を対象に、調停の利用促進、訴訟実務の改善及び審理の改善とデジタル化等による適正かつ迅速な紛争解決に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・長期専門家が派遣されて開始されたJICA技術協力プロジェクトへの協力 ・JATIを対象とした研修実施セミナー実施 ・各CP構成員を対象とした本邦研修の実施
ウズベキスタン	・司法省 ・法執行アカデミー (LEA) ・法律家トレーニングセンター (LTC) ・法律研究員	・行政法解説書作成支援 ・物権制度等基本的かつ重要な民法改正上の検討点等についての知見の提供 ・法曹養成制度や公証人制度についての知見の提供	・司法省職員等を対象に、行政法解説書作成に関する共同研究を実施するとともに、同解説書作成を支援するオンラインセミナーを実施 ・法律研究員等を対象に、物権制度等基本的かつ重要な民法改正上の検討点等に関する本邦研修を実施 ・LTC関係者を対象に、法曹養成制度や公証人制度に関する訪日プログラムを実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・司法省職員等を対象とした共同研究の実施 ・オンラインセミナー実施 ・法律研究員、司法省及び最高裁判所職員等を対象とした本邦研修の実施 ・LTCを対象とした訪日プログラムの実施

対象国	プロジェクト支援対象機関	目標	成果	実施期間	活動概要
ウクライナ	司法省	今後の協力関係構築及び具体的支援に向けた協議	・現地訪問や法整備支援連絡会へのウクライナ司法省副大臣の招へい ・司法省職員とのオンライン等による協議等により、今後の協力関係構築及び具体的支援に向けた協議を実施し、子供の権利保護に向けた司法制度をテーマとした共同研究や、汚職撲滅に向けた科学捜査をテーマとした国別研修の実施に向けた準備を推進	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD職員による現地への出張 ・法整備支援連絡会へのウクライナ司法省副大臣の招へい及び同副大臣による基調講演等の実施 ・司法省職員とのオンライン等による協議
スリランカ	・司法省 ・汚職疑惑捜査委員会 (CIABOC)	・公正な司法アクセス強化 量刑判断等に関する知見を共有 ・公正なビジネス環境整備 (汚職対策)	・現地において公判前整理手続の運用状況等を確認するとともに、量刑に関する施策や児童虐待事案に関する現地セミナーや、訴追、公判及び量刑の各手続並びに捜査及び訴追の各手続を取り上げるワークショップを実施 ・裁判官、検察官、弁護士等を対象に、量刑判断の手法や刑事手続き迅速化の取組、司法面接等に関する本邦研修を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD教官による現地調査や現地セミナー等の実施 ・本邦研修の実施
キルギス	キルギス法務省	・調停に関するシンガポール条約批准に伴う国内法整備 ・マネーロンダリングに対する法規制の概要 ・行政手続のデジタル化のための日本の法整備 ・刑事司法手続のデジタル化に向けた法制、日本の法制史に関する知見の提供	・現地においてキルギス法務大臣及び法務省各部局長、最高裁判所、最高検察庁、首都を管轄する弁護士会等との協議を実施 ・第1回共同研究実施に向けて司法省、最高裁判所、最高検察庁と協議を実施 ・司法省職員、最高裁判所職員及び最高検察庁職員を対象に、調停・マネーロンダリングについての法整備や、行政手続及び刑事司法手続デジタル化のための法整備に関する共同研究を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD部長及び同教官による現地調査のための現地への出張 ・共同研究の実施
フィジー	(以下、協力協議中の機関) ・司法省 ・司法長官府 ・裁判所 ・法律扶助委員会 (LAC) ・検察庁 (DPP) ・汚職対策独立委員会 (FICAC)	・今後の協力関係構築に向けたプロセス等の協議 ・具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議 ・民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する知見の提供	・二国間ミーティングにより今後の協力関係構築に向けたプロセス等を協議 ・司法省、司法長官府、裁判所、法律扶助委員会 (LAC)、検察庁 (DPP)、汚職対策独立委員会 (FICAC) 等への訪問や現地セミナーの実施を通じて、具体的な支援ニーズのある分野についての調査及び協議を実施 ・裁判所職員等を対象に、民事裁判の長期化対策や民事裁判・行政手続の効率化とデジタル化の現状と課題に関する共同研究を実施	2024年4月1日～2025年3月31日	・ICD及び司法長官府による二国間ミーティング実施 ・法務総合研究所長及びICD教官による現地への出張 ・裁判所、司法長官府、司法省及び法律扶助委員会職員を対象とした共同研究の実施

別紙2

プロジェクト活動国	WG、セミナーの実施回数
ベトナム	4
カンボジア	21
ラオス	6
インドネシア	4
ネパール	1
東ティモール	2
モンゴル	4
バングラデシュ	3
ウズベキスタン	17
ウクライナ	1
スリランカ	5
キルギス	1
フィジー	2

別紙3

法令起草	
ベトナム	1
カンボジア	5
ラオス	1
インドネシア	0
ネパール	0
東ティモール	3
モンゴル	1
バングラデシュ	0
ウズベキスタン	1
ウクライナ	0
スリランカ	0
キルギス	0
フィジー	0
年度集計	12

執務資料	
ベトナム	4
カンボジア	3
ラオス	4
インドネシア	2
ネパール	1
東ティモール	0
モンゴル	0
バングラデシュ	0
ウズベキスタン	1
ウクライナ	0
スリランカ	0
キルギス	0
フィジー	0
年度集計	15

人材育成研修等の実施状況	開催回数	参加人数
人材育成研修	1回	7名
法整備支援へのいざない	1回	100名（内オンライン74名）
司法修習の選択型プログラム	1回	8名
インターンシップ	2回	10名（第1回6名、第2回4名）

関係機関との会議の開催件数	対象数
法制度整備支援へのいざない	100名（内オンライン74名）
法整備支援連絡会	128名（内オンライン49名）

広報活動の実施件数	件数等	対象数
中学生職場体験	1 件	5名
大学生見学	1 件	21名
司法修習生見学	2 件	138名
その他見学	20件	574名
外部講義	18回	
取材	10件	
広報誌	4 件	2,400部

国連主催の会議	発表・発信内容
第33回国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）	UNAFEIのR5年度の活動について全体会議で報告したほか、複数のサイドイベントに出席し、日本の再犯防止に係る取組等について発信。
国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNI）間調整会議	本年度実施した第184回及び第185回国際研修、第26回汚職防止刑事司法支援研修など多国間研修の実施状況について活動状況について報告
第15回国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）アジア太平洋地域準備会合	第15回コンGRESで運営予定のワークショップ準備状況等につき発言。

その他国際会議	発表・発信内容
第6回世界保護観察会議	日本の社会内処遇に関する取組について発表。
米国司法省刑事局海外検察官育成・支援・訓練室（OPDAT）主催「アジア太平洋地域総員セッション」	UNAFEIの概要説明、直前に控えていた国際研修の紹介
ICC検察局及びコロンビア共和国政府が共催するイベント「補完性及び協力に関する新方針」	UNAFEIの捜査・訴追・公判に係る研修及びCrim-AP等について発言。
国際矯正刑務所協会（ICPA）年次総会	日本の社会内処遇に関する取組について発表。
第42回アジア太平洋矯正局長等会議（APCCA）	当所の組織機構及び役割、昨今の研修等の実施状況など発表
第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム	
第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）	UNAFEIの女性犯罪者処遇に関する国際研修等について発表
外務省・国際司法・法の支配研究所（IIJ）共催 中央アジア地域における法の支配ワークショップ	テロ組織における外国戦闘員への対処に係るワークショップを司会する中で、適宜UNAFEI研修等につき発信。